

変更

# 地域森林（変更）計画書

（太田川森林計画区）

計画期間

自 平成31年4月 1日

至 令和11年3月31日



広島県

# 目 次

はじめに	1
I 広島県の基本方針	3
第1 広島県の基本的な考え方	3
第2 広島県が定める目標	4
1 森林資源経営サイクルの構築	4
2 森林資源利用フローの推進	4
3 山地災害防止に向けた取組	5
4 森林の公益的機能の維持	6
II 計画区の概要	7
第1 計画区の位置	7
第2 自然的条件	7
1 地形	7
2 気候	7
3 地質及び土壌	7
第3 社会経済的条件	8
1 人口	8
2 産業	8
3 交通	8
4 土地利用	8
第4 森林・林業の概況	8
第5 計画樹立に当たっての基本的考え方	10
III 計画事項	11
第1 計画の対象とする森林の区域	11
第2 計画量等	13
1 前計画の実行結果の概要及びその評価	13
(1) 伐採立木材積	13
(2) 間伐面積	13

(3)	人工造林及び天然更新別面積	13
(4)	林道の開設及び拡張	13
(5)	保安林の整備及び治山事業	13
2	今期計画	14
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	14
(2)	間伐面積	14
(3)	人工造林及び天然更新別の造林面積	14
(4)	林道の開設及び拡張に関する計画	15
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	23
(6)	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	25
<b>第3</b>	<b>森林の整備及び保全に関する基本的な事項</b>	<b>26</b>
1	森林の整備及び保全の目標	26
2	森林の整備及び保全の基本方針	27
3	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	29
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	29
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	31
(3)	その他必要な事項	33
4	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	34
5	その他必要な事項	34
<b>第4</b>	<b>森林の整備に関する事項</b>	<b>35</b>
1	立木竹の伐採（間伐以外）	35
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	35
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	36
(3)	その他必要な事項	36
2	造林	38
(1)	人工造林に関する指針	38
(2)	天然更新に関する指針	41
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	42
(4)	その他必要な事項	42
3	間伐及び保育	43
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に	

関する指針	43
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	45
(3) その他必要な事項	45
4 林道等の開設や林産物の搬出	47
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	47
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	48
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	48
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	49
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	49
(6) その他必要な事項	49
5 森林施業の合理化等	50
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	50
(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	50
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	51
(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	51
(5) その他必要な事項	51
<b>第5 森林の保全に関する事項</b>	<b>52</b>
1 森林の土地の保全	52
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	52
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	53
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	53
(4) その他必要な事項	53
2 保安施設	54
(1) 保安林の整備に関する方針	54
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	54
(3) 治山事業の実施に関する方針	54
(4) 特定保安林の整備に関する事項	55
(5) その他必要な事項	55

3	鳥獣害の防止	56
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	56
(2)	その他必要な事項	56
4	森林病虫害の駆除と予防・その他の森林の保護等	57
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	57
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	57
(3)	林野火災の予防の方針	57
(4)	その他必要な事項	57
<b>第6</b>	<b>保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項</b>	<b>58</b>
1	保健機能森林の区域の基準	58
2	その他保健機能森林の整備に関する事項	58
<b>第7</b>	<b>その他必要な事項</b>	<b>59</b>
1	保安林その他制限林の施業方法	59
2	その他必要な事項	65
<b>(附)</b>	<b>参考資料</b>	<b>74</b>
1	森林計画区の概要	74
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	74
(2)	地況	74
(3)	土地利用の現況	77
(4)	産業別生産額	77
(5)	産業別就業者数	77
2	森林の現況	78
(1)	齢級別森林資源表	78
(2)	制限林普通林別森林資源表	90
(3)	市町村別森林資源表	91
(4)	所有形態別森林資源表	95
(5)	制限林の種類別面積	96
(6)	樹種別材積表	102
(7)	特定保安林の指定状況	102
(8)	荒廃地等の面積	102
(9)	森林の被害	102

(10) 防火線等の整備状況	103
3 林業の動向	104
(1) 保有山林規模別林家数	104
(2) 森林経営計画の認定状況	104
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の認定状況	104
(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	104
(5) 林業事業体等の現況	107
(6) 林業労働力の概況	107
(7) 林業機械化の概況	108
(8) 作業路網等の整備の概況	109
4 前期計画の実行状況	110
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	110
(2) 間伐面積	110
(3) 人工造林・天然更新別面積	110
(4) 林道の開設及び拡張の数量	110
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	110
ア 保安林の指定又は解除の面積	110
イ 治山事業の数量	110
5 今期計画の明細	111
(1) 伐採材積及び人工造林・天然更新の明細	111
6 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	112
(1) 森林より森林以外への異動	112
(2) 森林以外より森林への異動	112
7 林分密度管理図	113
(1) スギ林の収量比数 $R_y$ による管理表	113
(2) ヒノキ林の収量比数 $R_y$ による管理表	114
8 主伐可能量の目安	115
(1) 主伐（皆伐）上限量の目安	115
(2) 再造林率に応じた持続的伐採可能量	115

図1-1 太田川森林計画区的位置図

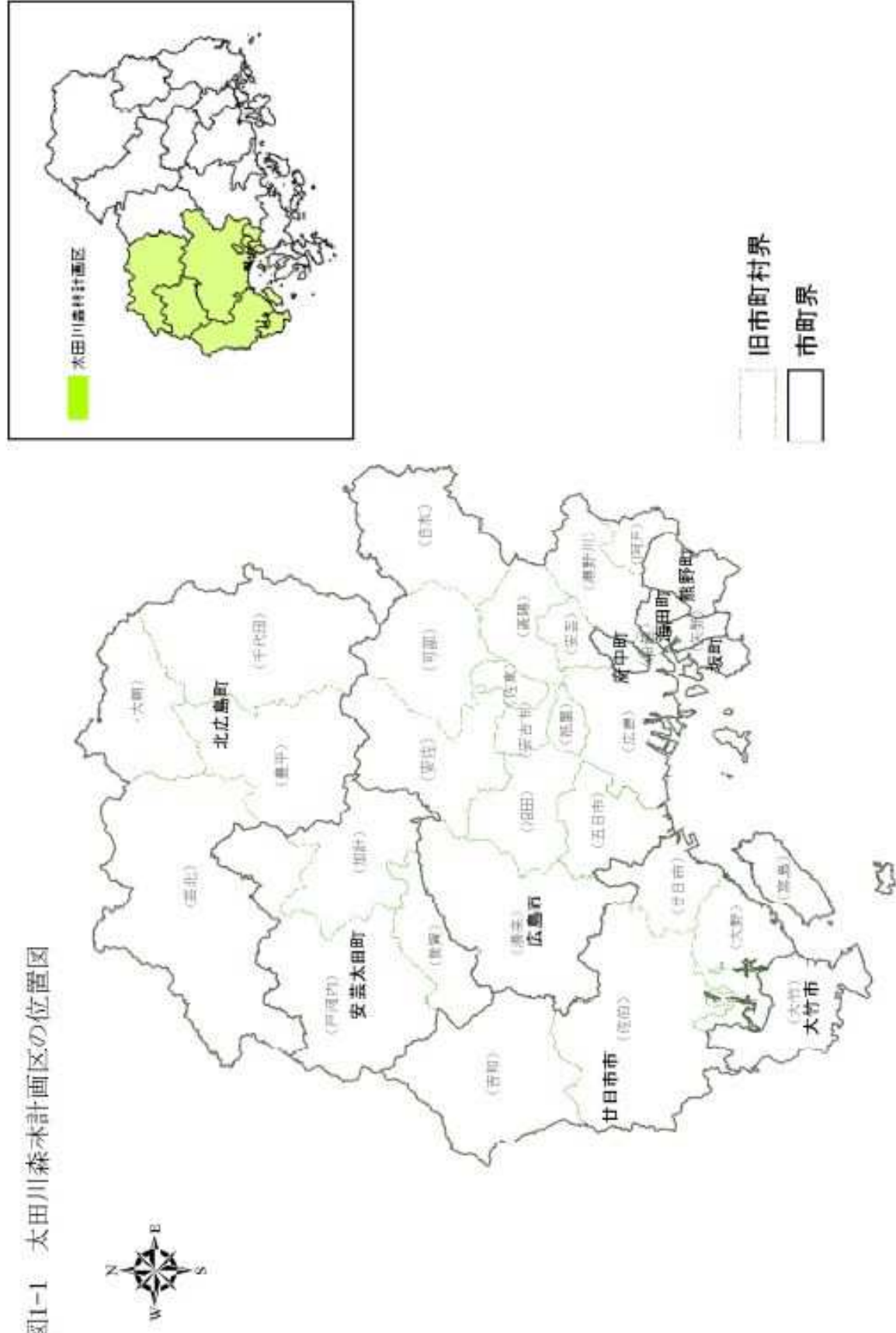


図1-2 太田川森林計画区の概況図





## はじめに

---

地域森林計画とは、森林法第5条の規定に基づき、県の森林施策の方向性、伐採・造林・林道・保安林の整備目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の指針などを決定する民有林の計画で、森林計画区(全国に158計画区)別に5年ごとに10年を一期としてたてる計画です。

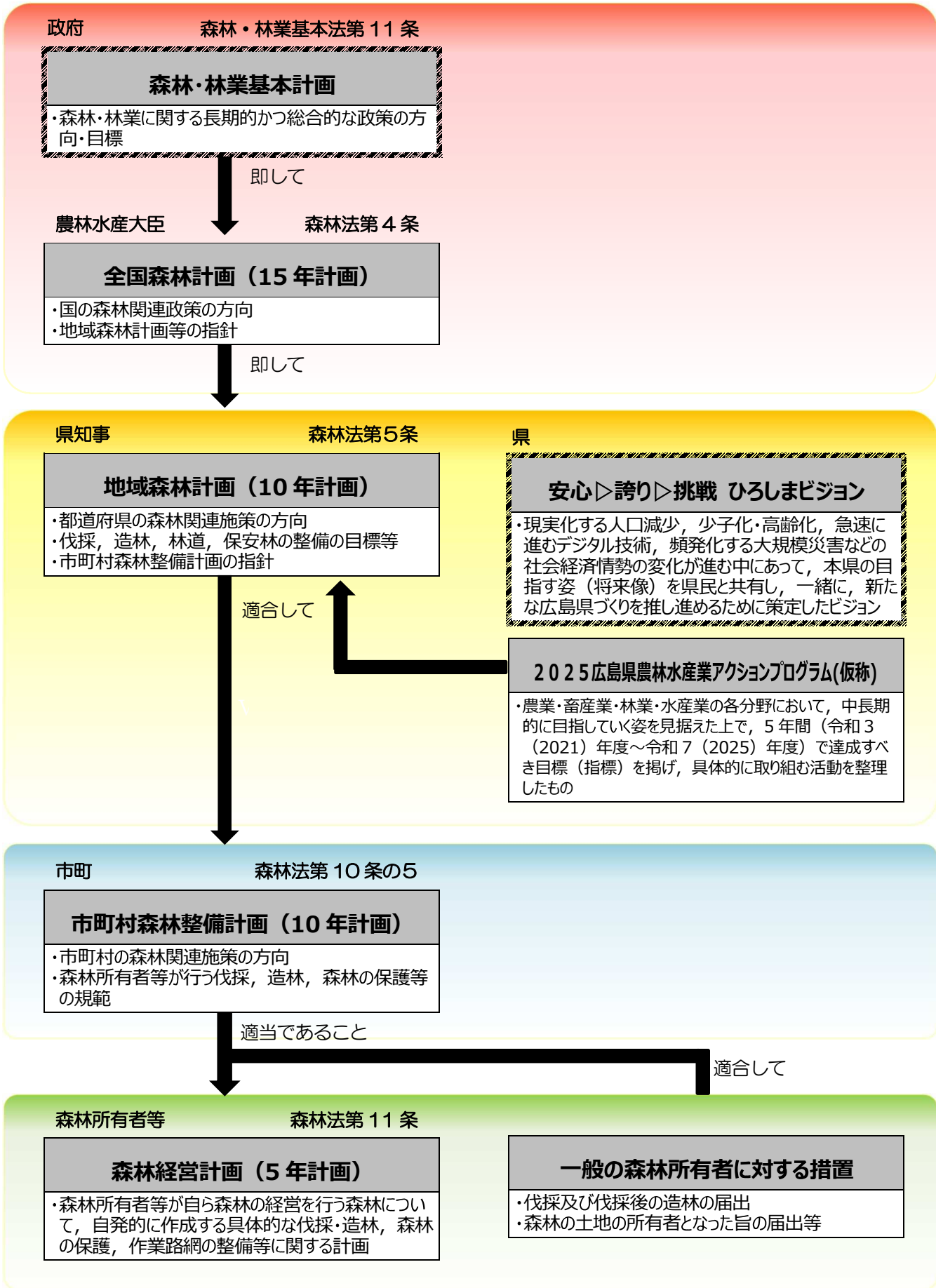
この計画は、森林法第4条の規定に基づき、国が15年を一期とし5年ごとに定める全国森林計画の樹立に即して、地域的特性に応じ森林計画区毎に策定することになります。

なお、広島県においては、県の基本計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」のもと、「2025広島県農林水産業アクションプログラム(仮称)」において、農林水産業の中長期的な目指すべき姿の目標(指標)や具体的な取組方針を定め、このアクションプログラムに沿った内容を地域森林計画書に記載しています。

市町村森林整備計画とは、森林法第10条の5に基づき、地域に最も密着した行政主体である市町が、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得ながら作る計画です。

この計画は、5年ごとに10年を一期とし、地域森林計画に適合して、市町ごとに策定することになります。

この計画では、森林経営計画や一般の森林所有者が森林経営を行う上で、森林整備を推進するための標準的な方法や規範等を定めたもので、市町の森林づくりの長期的な構想になります。



# I 広島県の基本方針

## 第1 広島県の基本的な考え方

### 1 広島県の森林づくり50年構想

「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」(令和2年10月策定)に基づき、次のとおり本県の森林づくりを推進しています。

#### 広島県の森林づくり50年構想

県内には、中国山地の山々から、市街地近郊の里山まで、約61万ha、県土の72%を占める森林があります。今、この森林は、木材価格の長期低迷やライフスタイルの変化に伴い、十分に手入れされているとは言えない状況にあり、森林の持つ県土の保全、水源かん養等の公益的機能の低下が懸念される一方で、災害防止や地球温暖化防止のほか、森林環境教育の場としても森林への県民の期待が高まるなど、森林の状況に応じた多様な森林づくりが求められています。

このため、まずは、持続的な林業経営による森林整備を拡大し、それが難しい森林では、多くの県民が森林に関心を寄せ、多様な主体が参加する保全活動等を拡大することに取り組み、これらにより周辺の森林にも目が行き届くようになるなど、広い意味での管理される森林を拡げていくことで、森林の多面的機能の維持発揮を図ります。

県では、前の世代から引き継いだ森林の様々な恵みを子や孫に手渡すため、皆さんとともに森林再生の取組を進めていきます。

#### ◆資源循環林

低コスト林業団地や公有林のスギ・ヒノキの人工林では、長伐期施業により、継続的に間伐を行い、木材として利用するなど、林業を通じて、適切に維持・管理を行います。  
また、その周辺の広葉樹林も、人工林の管理を通じて、適切に管理していきます。

#### ◆環境貢献林

採算が見込めないスギ・ヒノキの人工林は、複層林化や強度間伐を行い、周辺の多様な広葉樹を林内に導入するなど天然力も活用して針広混交林へ誘導していきます。  
これにより、混在する広葉樹林と一体化し、水源かん養や県土保全等の公益的機能の高度発揮を図ります。

#### ◆里山林

地域に身近な森林、保健休養等の機能増進や山火事等の災害跡など機能回復が必要な森林等を対象に、多様な主体による森林整備を行います。  
複層林化、択伐、補植、樹種転換等により、多様な樹種からなる広葉樹林、小さい虫に強いマツ林や混交林へ誘導していきます。

#### 広島県の森林の目指す姿



## 第2 広島県が定める目標

「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」に沿って、次のとおり、目指す姿と取組の方向を定めます。

### 1 森林資源経営サイクルの構築

#### (1) 目指す姿

県内人工林約 14 万 ha のうち、資源循環林 4 万 ha において、林業経営適地の集約化が図られ、経営力の高い林業経営体の、約 50 年サイクルで年間 40 万 m<sup>3</sup> の県産材を安定的に生産する持続的な経営が行われています。

#### (2) 課題

- ・ 小規模で所有者等が不明な森林が多く、事業地の確保が進んでいません。また、集約に必要な森林情報が関係者間で共有されておらず、情報取得・整理が非効率となっています。
- ・ 多くの経営体は、主伐後に植栽、保育、間伐を行う資源循環のサイクルを踏まえた経営管理に取り組めていません。
- ・ シカ被害の抑制、苗木の安定供給体制、森林施業の低コスト化等の、再造林を確実に実施するための技術基盤が確立されていません。

#### (3) 主な取組の方向

- ・ 航空レーザ計測データ解析結果を基に林業経営適地を設定し、森林経営管理制度を活用しながら林業経営体への集約を推進します。また、関係者（県・市町・林業経営体）が森林に関する情報（資源情報、所有者情報、施業履歴等）を共有・活用できるシステムを整備します。
- ・ 林業経営適地の森林経営を担う、長期的視点を有した経営力の高い林業経営体を育成します。
- ・ IoT を活用したシカ被害抑制対策や、少花粉品種の苗木等の安定供給体制の構築、森林施業における新たな技術導入や機械化、成長の早いコウヨウザンの活用等による低コスト化などの、森林施業技術の確立に取り組めます。

### 2 森林資源利用フローの推進

#### (1) 目指す姿

森林資源経営サイクルの構築により生産された年間 40 万 m<sup>3</sup> の県産材が、生産から流通・加工・利用まで効率的に流れ、社会において有効な資源として利活用されています。

## (2) 課題

- ・ 需要先への安定供給量を増加させてきましたが、一部の流通拠点では集荷が不十分となっていました。
- ・ 県産材の主な需要先である住宅分野においては、コロナ禍や人口減の影響による着工戸数の減少から、木材需要の落ち込みが予測されています。

## (3) 主な取組の方向

- ・ 大規模工場等の周辺の林業経営体からの集荷を促し、さらなる安定供給量の増加を図ります。
- ・ 「広島県県産木材利用促進条例」に基づき組織化した「ひろしま木づかい推進協議会」を中心に、住宅に加え、公共建築物や店舗等の木造・木質化、木製家具等での高付加価値製品の開発や販路拡大に取り組みます。

# 3 山地災害防止に向けた取組

## (1) 目指す姿

治山施設の整備などハード対策を効率的かつ効果的に進め、災害等による県民への影響が最小限に抑えられています。また、豪雨など異常気象時のリスクに関する情報を県民が認知し、自ら必要となる避難行動をとっていく意識が醸成されています。

## (2) 課題

- ・ 山地災害危険地区において治山施設の整備を進めてきましたが、防災機能向上のため、治山施設の点検を行い、その結果に基づく老朽化対策の強化も必要です。

## (3) 主な取組の方向

- ・ 被害が発生した場合の影響などを考慮しながら、治山施設等の計画的な整備や保全対策を推進します。
- ・ 山地災害に対する防災意識を高めるため、治山施設の整備状況や既存施設の設置状況などを、県民及び自主防災組織等が取得できるような情報を提供します。
- ・ 治山施設の整備に並行して、手入れ不足の人工林の間伐を実施することで根系等の発達を促し、災害に強い森林づくりを推進します。

## 4 森林の公益的機能の維持

### (1) 目指す姿

里山等の豊かな自然環境や水源かん養等の機能が，維持・保全されています。

### (2) 課題

- ・ ひろしまの森づくり事業等により，手入れ不足の人工林の整備や地域住民等による里山林等の保全活動を推進してきましたが，依然として手入れ不足の人工林や放置された里山林，所有者が不明で施業できない森林が存在し，森林の公益的機能の低下が懸念されています。

### (3) 主な取組の方向

- ・ 手入れ不足人工林のうち県民生活への影響が大きい箇所の集中的な整備を行い，また，所有者の施業意思のない森林や所有者が不明な森林の公的管理を実施します。
- ・ 地域住民等が里山林を活用しながら継続的に管理する取組を支援し，また，その取組を県内全域へ展開します。

## Ⅱ 計画区の概要

### 第1 計画区の位置

本計画区は、本県の西部に位置する3市6町からなり、その区域面積は、3万8,198haで、県総面積の4.5%を占めています。

### 第2 自然的条件

#### 1 地形

本計画区は、北部に東西に走る脊梁山地、その南側に高原状の低山地、南部海岸沿いに小規模な平野がみられ、脊梁山地に斜交する北東—南西方向及び西北西—東南方向の直線的な谷・山列が発達しています。

山岳は、西部から北部にかけて、広島県最高峰の恐羅漢山をはじめ、鬼ヶ城山、冠山、十方山、大佐山、阿佐山などの1,000m級の山々が連なっています。また、東部には、白木山、堂床山などの800～1,000m級の山々が瀬戸内海に面して連なっています。

河川は、中国山地の高峰冠山に源を発し、大小72河川の支流を集め、広島湾に注ぐ一級河川の太田川、廿日市市佐伯町飯山に源を発し、広島・山口県境を南流し瀬戸内海に注ぐ小瀬川、佐伯区湯来町の阿弥陀山付近に源を発し、広島県西部を流れ、広島湾に注ぐ二級河川八幡川などがあります。

#### 2 気候

本計画区の南部は、瀬戸内海式気候に属し、年平均気温16℃、年間降水量約1,800mmと、温暖で日照時間が2,000時間を超える地域もあります。

一方、北部は、日本海側気候に属し、年平均気温12～14℃、年間降水量1,900～2,500mmと、冷涼で降水量が多いです。また、冬季の積雪は極めて多く、一部市町は豪雪地帯に指定されています。

#### 3 地質及び土壌

本計画区の地質は、全国1位の分布率となっている花崗岩が南部及び島しょ部を中心に広く分布しており、計画区全体の51.9%を占めています。計画区北部一帯には流紋岩類が分布し、一部、廿日市市、安芸太田町（旧筒賀村）などに中・古生層が分布しています。

土壌は、生産力に富む適潤性褐色森林土が北部を中心に広い範囲に分布しており、計画区内の62.2%を占めています。南部沿岸部及び島しょ部には生産力のやや劣る未熟土が分布しており、一部、廿日市市、広島市及び北広島町（旧豊平町）などには乾性褐色森林土が分布しています。

### 第3 社会経済的条件

#### 1 人口

本計画区の人口は、令和2年国勢調査人口速報集計によると148万1,657人で、県全体の52.9%になります。

令和2年からの過去5年間の人口推移をみると、県全域の人口が1.5%減少しているのに対し、本計画区は0.2%増加しています。

#### 2 産業

##### (1) 就業者数

本計画区の見業者数は、平成27年の国勢調査によると70万2,576人で全県の52.6%にあたります。

そのうち第一次産業就業者数は、9,335人で、計画区内就業者数に占める割合は1.3%と県平均3.1%より低くなっています。

計画区内の林業就業者数は432人で、第一次産業就業者の僅か4.6%であるが、県下林業就業者数の36%にあたり、林業地域における林業生産活動を支えています。

##### (2) 生産額

本計画区の見産額（純生産）は、約6兆3千億円で、全県の54%にあたります。

そのうち第一次産業の見産額は146億円で、計画区内見産額の0.2%と県平均0.7%より低くなっています。

林業見産額は13億円で、計画区内見産額の0.02%となっています。

#### 3 交通

主要な道路網としては、中国縦貫自動車道が北部を東西に、山陽自動車道が南部を東西に走り、それらを広島自動車道で結び、さらに中国縦貫自動車道から分岐して島根県とを結ぶ浜田自動車道により形成される高速自動車道路網があり、これを国道、主要地方道、一般県道などが補完しています。

鉄道は、JRが運行する山陽新幹線、山陽本線、呉線、可部線、芸備線があります。

#### 4 土地利用

本計画区の見面積25万3,658haのうち、森林は19万5,235haで77%を占め、全県の72.0%を上回っています。

農地は、4,272haで1.7%と、全県の3.4%を大きく下回っています。

### 第4 森林・林業の概況

本計画区域内の見面積は、19万5,235haになります。そのうち計画



対象森林である民有林面積は18万164haで、その割合は92.3%になります。

民有林の樹種別面積割合は、スギ15.2%、ヒノキ17.8%、マツ28.6%、広葉樹36.7%となっており、全県に比べて、スギの割合が高くマツの割合が低くなっています。

本計画区の民有林面積は、県全体の32.0%ですが、人工林面積は7万1,284ha、人工林率は、39.6%で全県の31.1%を上回っており、また、約9割が間伐や主伐により木材の利用が可能なⅦ齢級以上となっています。

本計画区は、雨量の多い気候に加え、大半が「マサ土地帯」など、脆弱で崩壊しやすい地質や急峻な地形が分布しているほか、山裾まで住宅地が広がる現況から、全国有数の山地災害危険地区を抱えており、治山施設等の防災施設などにより地域の暮らしの安全・安心の確保を図るなど、山地災害防止機能の高度な発揮が期待されています。

また、本計画区の南部には、広島市等の多くの人口を抱えており、都市用水、工業用水等の水源涵養機能をはじめ、保健文化機能など多面的な森林機能の高度な発揮が期待されています。

北部には、本県の木材生産の拠点のひとつで林業経営に適した森林が分布しており、今後林業経営に適した事業地を集約化していく必要があります。

一方で、計画的な主伐・再造林が行われていないことによる齢級構成の偏りが課題となっています。

また、南部のマツ林や広葉樹林などの里山林の大部分は、自然に遷移していく森林ではあるものの、一部に集落周辺の景観悪化や鳥獣被害、風倒木や松くい虫被害等が存在しています。松くい虫被害は減少傾向にあり、ナラ枯れ被害は気象条件により変動しているものの、引き続き、松くい虫被害対策やナラ枯れ激害化防止対策を講じなければ、マツ林の維持は困難となっています。

### 計画区域内森林面積

単位 面積：ha, 割合：%

区 分	計画区 合計	割合	国有林	割合	民有林	割合	県全体 民有林	割合
森林総面積	195,235	100.0	15,071	100.0	180,164	100.0	563,080	100.0
人工林	79,080	40.5	7,796	51.7	71,284	39.6	175,013	31.1
天然林	112,985	57.9	6,798	45.1	106,187	58.9	375,373	66.7
その他	3,170	1.6	477	3.2	2,693	1.5	12,694	2.2

### 民有林樹種面積

単位 面積：ha, 割合：%

区 分	合計	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹	その他
計画区	180,164	27,460	32,149	51,589	65,948	3,018
構成比	100.0	15.2	17.8	28.6	36.7	1.7
県全体	563,079	48,123	98,108	193,989	209,535	13,324
構成比	100.0	8.5	17.4	34.5	37.2	2.4

## 第5 計画樹立に当たっての基本的考え方

Iの広島県の基本方針や前項の計画区の概況を踏まえ、本計画区の森林の整備及び保全に関する目標や計画期間内に到達すべき計画数量、市町村森林整備計画の規範となる基本的事項や指針等について定めます。

### Ⅲ 計画事項

#### 第 1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする民有林の面積は、次表のとおりです。

なお、地域森林計画の対象とする民有林は、次の事項の対象となります。

- ① 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）
- ② 森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出
- ③ 森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出等（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）

#### 市町別面積

区 分		面積 (ha)	備考
総数		180,164.20	
広島市	中区, 東区, 南区, 西区	(広島)	818.08
	東区	(安芸)	1,588.56
	安芸区	(船越)	118.73
		(瀬野川)	3,640.72
		(阿戸)	1,504.57
		(矢野)	557.80
	安佐南区	(祇園)	366.20
		(安古市)	625.81
		(佐東)	570.81
		(沼田)	4,588.86
	安佐北区	(安佐)	7,975.43
		(可部)	6,017.19
		(高陽)	2,909.93
		(白木)	7,655.42
	佐伯区	(五日市)	3,096.33
		(湯来)	13,432.99
	小計		55,467.43

## 市町別面積

区 分		面積 (ha)	備考	
大竹市		5,746.72		
廿日市市	(廿日市)	2,835.32		
	(佐伯)	15,914.21		
	(吉和)	10,325.04		
	(大野)	5,712.89		
	小計	34,787.46		
安芸郡	府中町	434.46		
	海田町	524.77		
	熊野町	1,893.70		
	坂町	715.34		
山県郡	安芸 太田町	(加計)	7,759.90	
		(筒賀)	4,801.91	
		(戸河内)	15,552.45	
		小計	28,114.26	
	北広島町	(芸北)	21,895.90	
		(大朝)	7,377.31	
		(千代田)	13,384.10	
		(豊平)	9,822.75	
		小計	52,480.06	

注1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の私有林とする。

2 森林計画図は、農林水産局林業課、西部農林水産事務所において縦覧に供する。

## 第2 計画量等

### 1 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前半5年分(H31～H35)の実行見込の概要及び評価については、次のとおりです。

#### (1) 伐採立木材積

主伐は、木材価格の低迷等により、985,000 m<sup>3</sup>の計画に対し207,000 m<sup>3</sup>と実行歩合は21%となった。

間伐は、森林整備事業の推進等をおこなったが、814,000 m<sup>3</sup>の計画に対し554,000 m<sup>3</sup>と実行歩合は68%にとどまった。

全体としては、1,799,000 m<sup>3</sup>の計画に対し761,000 m<sup>3</sup>と実行歩合は42%となり、計画を下回る結果となった。

#### (2) 間伐面積

間伐面積は、森林整備事業の推進等をおこなったが、11,629haの計画に対し9,236haと実行歩合は79%にとどまった。

#### (3) 人工造林及び天然更新別面積

人工造林は、森林所有者の再造林に対する投資意欲が高まらず、1,807haの計画に対し226haと実行歩合は13%にとどまった。

天然更新は、所有者や境界が不明な森林など、事業地の確保に支障が生じていることなどから、主伐が低迷し、2,724haの計画に対し641haと実行歩合は24%にとどまった。

#### (4) 林道の開設及び拡張

開設は、40,891mの計画に対し、13,608mと実行割合は33%、拡張は205,297mの計画に対し、8,304mと実行歩合は4%にとどまり、公共事業の予算削減により、計画を下回る結果となった。

#### (5) 保安林の整備及び治山事業

##### ア 保安林の整備

指定は、着実な事務の推進により、82,450haの計画に対し81,490haで、実行歩合は99%となり、概ね計画のとおりとなったが、解除は同意取得等が困難なものが多く、4haの計画に対し0%と、計画は未実行となった。

##### イ 治山事業

治山事業は、危険個所を計画的に整備し、66地区の計画に対し57地区と実行歩合は86%で、概ね計画のとおりとなった。

## 2 今期計画

今期計画における計画量については、次のとおりです。

### (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千 m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	3,777	3,184	593	2,073	1,480	593	1,704	1,704	-
うち 前半 5年分	1,759	1,470	289	989	700	289	770	770	-

### (2) 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	15,122
うち前半5年分	6,585

### (3) 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	総数	人工造林	天然更新
総 数	8,774	4,392	4,382
うち前半5年分	4,223	2,097	2,126

(4) 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長及び箇所数：m、利用区域面積：ha

森林計画区	開設/拡張	種類	位置(市町村)	路線名	区分	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考	
太田川	開設	自動車道	総数	130 路線		147,727	16,568				
			広島市	35 路線		30,500	3,471				
			(安芸)	2 路線		2,000	183				
				呉娑々宇		1,700	148	○			
				呉娑々宇(支)		300	35				
			(瀬野川)	2 路線		2,200	89				
				鹿子垣内		700	53				
				呉娑々宇		1,500	36				
			(阿戸)	2 路線		2,300	65				
				龍王		300	30				
				景浦2号		2,000	35	○			
			(沼田)	4 路線		3,000	524				
				大谷		800	185				
				仏峠		800	43				
				丹原		200	82				
				三王原		1,200	214				
			(可部)	1 路線		1,500	71				
				上町屋	林業専用道	1,500	71				
			(安佐)	4 路線		6,600	439				
				小河内		600	170				
				黒瀬		500	72				
				笹ヶ丸		2,500	127	○			国連絡
				鈴張	林業専用道	3,000	70				
			(高陽)	4 路線		3,500	374				
				高鉢(支)		600	117				
				大倉谷		300	145				
				西山		700	85				
				中深川	林業専用道	1,900	27				
			(白木)	4 路線		3,600	370				
				明神		400	117				
				三度木		1,200	169	○			
				長谷		1,000	75				
				椿山	林業専用道	1,000	9				
			(五日市)	2 路線		1,300	188				
				西平次		300	121				
				仏峠		1,000	67	○			
			(旧湯来町)	10 路線		4,500	1,168				
				太田川林業地基		200	269	○			
				麦ヶ平(支)		200	16				
				白井		200	359				
				日浦畑伏郷		200	56				
				大草		200	104				
				弥白		800	157				
				麦ヶ平		500	86				
				上中山		800	79				
				楠谷	林業専用道	400	28				
				小方山	林業専用道	1,000	14				
			廿日市市	23 路線		23,650	3,094				
			(廿日市市)	5 路線		1,000	315				
				大迫		200	74				
				長野		200	38				
				深山		200	67				
				森宗		200	81				
				牛池		200	55				
			(旧佐伯町)	4 路線		8,850	596				
				太田川林業地基		6,900	202	○			
	所山青笹		1,250	324							
	本谷		300	62							
	大虫(支)	林業専用道	400	8							

単位 延長及び箇所数：m, 利用区域面積：ha

森林 計画区	開設/ 拡張	種類	位置 (市町村)	路線名	区分	(延長及 び箇所 数)	(利用 区域面 積)	前半 5カ年 の計画 箇所	対図 番号	備考		
太田川	開 設	自動車道	(旧吉和町)	11 路 線		12,900	1,867					
				太田川林業地基		5,400	341	○				
				頓 原 追 谷		300	156					
				高 橋		300	90					
				魚 切		3,200	73					
				銅 山		1,000	100					
				大 下 山	林業専用道	1,100	300					
				汐 原		300	209					
				頓 原 立 山		300	87					
				熊 崎		300	172					
			(旧大野町)	下山立石		300	329					
				橋 谷	林業専用道	400	10					
				3 路 線		900	316					
				猪 ノ 打		300	211					
			安芸大田町 (旧加計町)	松ヶ原奥谷尻		300	61					
				鵜 ヶ 岡		300	44					
				41 路 線		60,277	3,660					
				16 路 線		26,611	1,800					
				光 石		1,000	39					
				大 土 地		1,000	30					
				黒 峠		1,300	30					
				大 箒		2,000	267					
				三 谷 塩 明		600	669					
				上 原		1,000	32					
				長 者 ヶ 原		1,000	56					
				千 本		616	28					
				上 田 野 原		606	19					
				川 平		1,198	27					
				香 郷		576	20					
				大 谷		891	28					
				本郷・五反田		6,739	197					
				二谷・屋敷		2,389	211	○				
				穴ヶ迫平		2,429	84					
				荒 井 川		3,267	63					
			(旧筒賀村)	6 路 線		3,976	620					
				立 岩		500	190					
				根 武 谷 山		800	154					
				椿 山		902	48	○				
				下 市 段		500	71					
				数 舟 後 山		500	126					
			(旧戸河内町)	大 井		774	31					
				19 路 線		29,690	1,240					
				黒 滝		600	100					
				横 川 西 平		700	50	○				
				内 黒 山		1,000	32					
				大 井 谷		800	53					
				火 の 谷		400	43					
				打 梨 谷		500	195					
				畑 ヶ 谷		900	33					
				上 田 吹 西 平	林業専用道	2,500	50	○				
正 教 山		3,000		150								
丈 ヶ 谷 山		300		47								
粒 谷 谷		1,818		46								
松 原		1,489		76								
柴 木		1,705		63								
川 東 平		1,331		30								
那 須		1,047		43								
砥 石 山		800		14								
内 黒 峠		7,500		180								
念 仏 坊		1,800		18								
瀬 戸		1,500	17									



単位 延長及び箇所数：m, 利用区域面積：ha

森林計画区	開設/拡張	種類	位置(市町村)	路線名	区分	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	対図番号	備考	
太田川	開設	自動車道	北 広 島 町 (旧 芸 北 町)	31 路 線		33,300	6,343			
				7 路 線		14,900	3,346			
				細 見 大 塚		4,000	2,693	○		
				大 原		2,550	182	○		
				添 谷		1,000	121			
				城 岩 ( 支 )		2,950	72	○		
				上 峠		500	50			
				溝 口 畑 ケ 谷		3,500	220			
				地 獄 谷	林業専用道	400	8			
				(旧 大 朝 町)	7 路 線		7,800	1,429		
					十 文 字		800	132		
					細 見 大 塚		4,000	673	○	
			大 町 谷			600	89			
			木 屋 ケ 谷			500	187			
			丸 掛			500	118			
			横 山			500	108			
			小 名 原			900	122			
			(旧 千 代 田 町)	9 路 線		6,300	978			
				文 蔵		1,000	72			
				火 野 山		400	230			
				乳 井 谷		700	174			
				餘 谷		500	54			
				見 反 谷		1,000	162			
				木 次		1,000	98			
				灰 谷		500	38			
				大 塩 山		600	75			
				寺 原	林業専用道	600	75			
			(旧 豊 平 町)	8 路 線		4,300	590			
				郷		500	60			
				横 ケ 峠		900	30			
				西 宗 浄 土 平		800	69			
				樋 佐 毛		200	222			
				西 宗		500	43			
				後 龍 頭		400	66			
				大 番 谷		500	46			
				岩 倉		500	54			

単位 延長及び箇所数：m，利用区域面積：ha

森林 計画区	開設/ 拡張	種類	位置 (市村)	路線名	区 分	(延長及 び箇所 数)	(利用区 域面積)	前半 5カ年 の計画 箇所	対図 番号	備考	
太田川	拡 張	自動車道	総 数	269 路 線		509,644	49,290				
			広 島 市	83 路 線		181,333	12,830				
			( 安 芸 )	7 路 線		9,500	830				
			(法面保全・局部)	福 田 大 谷		1,200	120				
			(幅員・法面保全・舗装)	谷 山		500	125				
			"	藤 ケ 丸		1,100	230				
			"	馬 木 大 谷		2,500	140				
			"	呉 婆 々 宇 (支)		300	35				
			(法面保全・舗装)	菰 口		900	32				
			(法面保全)	呉 婆 々 宇		3,000	148	○			
			( 瀬 野 川 )	4 路 線		4,400	263				
			(幅員・舗装)	五 八 霜		200	50				
			(法面保全・舗装)	鹿 子 垣 内		1,600	53	○			
			(法面保全・局部)	立 石 藤 ヶ 丸		1,500	124				国連絡
			( 舗 装 )	呉 婆 々 宇		1,100	36	○			
			(法面保全・舗装)	( 阿 戸 )	8 路 線		12,500	740			
			"	牛 ケ 谷		1,700	187				
			(局部・法面保全・舗装)	舛 越		1,600	80				
			(局部・舗装)	景 浦		3,300	80	○			
			(幅員・舗装)	押 谷		1,400	93	○			
			"	鉾 取		700	86				
			"	龍 王		1,000	30				
			"	三 谷		800	62				
			(法面保全・舗装・側溝)	景 浦 2 号		2,000	122				
			(局部・法面保全)	( 矢 野 )	1 路 線		700	49			
			"	串 掛		700	49				
			( 局 部 )	( 沼 田 )	11 路 線		27,800	1,100			
			(局部・法面保全・舗装)	柿 の 木 谷		900	45				
			( 局 部 )	丹 原		3,400	82				
			(法面保全・舗装)	横 滝 山		1,100	37				
			(局部・舗装)	西 平 次		3,300	153				
			"	貴 船 1 号		1,500	44				
			(幅員・舗装・局部)	飯 の 山		6,300	30	○			
			(法面保全・幅員)	三 王 原		5,900	214				
			"	松 山		2,600	253	○			
			"	貴 船 2 号		600	45				
			"	敷 ケ 峠		1,000	112				
			(法面保全)	平 次		1,200	85				
			( 局 部 )	( 安 佐 )	13 路 線		22,000	1,299			
			"	追 分		500	42				
			(法面保全)	瀬 谷		2,600	192	○			
			"	中 田 頭		1,800	35	○			
			"	畑		1,400	88				
			( 舗 装 )	高 山		900	35				
			"	後 山		1,100	48				
			"	野 登 呂		1,800	14	○			
			"	牛 頭 山		400	30				
(局部・舗装)	荒 谷		3,000	104							
(局部・法面保全)	片 廻		2,600	247							
(法面保全・舗装)	小 河 内		3,000	170							
( 舗 装 )	松 郷		2,000	242							
( 舗 装 )	( 可 部 )	4 路 線		9,200	497						
(法面保全)	上 原 東 山		1,500	61							
( 局 部 )	滑 の 下		200	75							
(法面保全・舗装)	綾 ケ 谷		4,500	150							
(法面保全・舗装)	福 王 寺		3,000	211	○						
( 局 部 )	( 高 陽 )	7 路 線		10,700	925						
( 舗 装 )	大 倉 谷 (支)		500	166							
"	大 椿		2,000	195	○						

単位 延長及び箇所数：m，利用区域面積：ha

森林 計画区	開設/ 拡張	種類	位置 (市村)	路線名	区 分	(延長及 び箇所 数)	(利用区 域面積)	前半 5カ年 の計画 箇所	対図 番号	備考	
太田川	( 舗 装 ) ( 幅 員 ・ 舗 装 ) ( 法 面 保 全 ・ 舗 装 ) ( 法 面 保 全 ) ( 幅 員 ・ 舗 装 )		( 高 陽 続 き )	西 山		700	85				
				中 山		1,400	45				
				大 倉 谷		2,100	145	○			
				高 鉢		3,100	172				
				高 峠 ( 支 )		900	117				
	( 舗 装 ) ( 法 面 保 全 ・ 舗 装 ) " " " ( 法 面 保 全 ) ( 法 面 保 全 ・ 舗 装 ) " "			( 白 木 )	11 路 線		37,600	3,263			
					無 上 谷		2,100	107			
					大 椿		13,500	1,348	○		
					赤 柴		4,000	200			
					下 大 椿		1,000	15			
					内 山 大 又		1,200	122			
					戸 石		900	35			
					神 ノ 倉		1,900	79			
					鳥 井 原		1,300	312			
					三 度 木		3,200	169			
	( 局 部 ・ 幅 員 ) ( 法 面 保 全 ) ( 局 部 ・ 法 面 保 全 ・ 舗 装 ) ( 法 面 保 全 ・ 幅 員 )			( 白 木 )	大 槌		6,500	674			
					栃 谷		2,000	202			
					4 路 線		8,100	405			
					西 平 次		2,500	121			
					笹 利		1,600	110			
	( 舗 装 ) ( 幅 員 ・ 舗 装 ) " " " ( 法 面 保 全 ) " " ( 舗 装 ・ 法 面 保 全 ) ( 幅 員 ・ 橋 梁 ・ 舗 装 ) ( 局 部 ・ 法 面 保 全 ・ 舗 装 )			( 五 日 市 )	魚 切		1,000	110			
					荒 谷		3,000	64	○		
					13 路 線		38,833	3,459			
					麦 ケ 平		1,500	86			
					東 峠		219	80			
					大 畑 郷 ノ 実		3,000	255			
					木 藤 谷		1,200	81			
					大 草		2,186	104			
					日 浦 畑 伏 郷		2,000	56	○		
					白 井		2,750	359			
	( 舗 装 ) " " ( 法 面 保 全 ) " ( 舗 装 ・ 法 面 保 全 ) ( 幅 員 ・ 橋 梁 ・ 舗 装 ) ( 局 部 ・ 法 面 保 全 ・ 舗 装 )			( 旧 湯 来 町 )	弥 白		1,000	157			
					大 沢		300	197			
					太 田 川 林 業		11,000	269	○		
					天 井 滝 谷		5,300	714			
					石 ケ 谷		7,561	951			
					大 畑		817	150			
					3 路 線		8,052	758			
					大 竹 市						
					松 ケ 原 奥 谷		2,858	193			
					立 戸 山		1,121	36			
	( 橋 梁 )			( 大 竹 市 )	小 栗 林		4,073	529	○		
					69 路 線		106,256	14,472			
					5 路 線		6,780	580			
					川 末		800	100			
					野 貝 原		2,850	240			
					大 迫		280	74			
					原		1,500	84	○		
極 楽 寺						1,350	82				
33 路 線						47,332	4,855				
小 林						700	31				
( 法 面 保 全 ) ( 舗 装 ) " " ( 局 部 ) ( 局 部 ・ 舗 装 ) ( 局 部 ・ 舗 装 ) ( 局 部 ・ 舗 装 ) ( 局 部 ・ 舗 装 ) ( 局 部 ・ 舗 装 ) ( 幅 員 ・ 法 面 保 全 ・ 橋 梁 ) ( 局 部 ・ 法 面 保 全 ) ( 橋 梁 ・ 舗 装 )			( 旧 佐 伯 町 )	石 社 原		558	80				
				小 更		300	35				
				東 小 更		400	71				
				権 現		460	114				
				貫 平		750	76				
				市 野		350	166				
				上 岩 倉		500	175				
				虫 道		300	38				
				北 山		1,976	212	○			
				大 沢		2,125	160	○			
河 津 原 ( 支 )		600	100								

単位 延長及び箇所数：m, 利用区域面積：ha

森林 計画区	開設/ 拡張	種類	位置 (市村)	路線名	区 分	(延長及 び箇所 数)	(利用区 域面積)	前半 5カ年 の計画 箇所	対図 番号	備 考
太田川	(橋梁・幅員)		(旧佐伯町続き)	向井原		1,350	56	○		
	(橋梁・幅員)			下山		639	33			
	"			樽川		1,016	60	○		
	(舗装・幅員)			大虫		1,000	289	○		
	(橋梁・局部)			一丁田		228	87			
	(法面保全・舗装)			岩組		1,553	69	○		
	"			鷹の巣		2,399	114	○		
	(幅員・舗装・局部)			青笹		2,000	277			
	"			白ヶ迫		2,000	127			
	"			夏夜鳥		2,360	181			
	(橋梁・局部・舗装)			川上		1,086	30			
	(法面保全・橋梁・幅員)			鹿ノ打		2,485	373			
	(局部・法面保全・幅員)			日浦谷		700	30			
	(橋梁・局部・幅員・法面保全)			河津原		3,000	315	○		
	(橋梁・局部・幅員・舗装)			悪谷		3,570	348	○		
	(幅員・局部・法面保全・舗装)			勝成		3,840	155			
	(幅員・局部・法面保全・舗装)			小栗林		2,998	634			
	(橋梁・局部・法面保全・幅員)			札松		800	18			
	(橋梁・舗装・法面保全・幅員)			所山青笹		2,860	324			
	(舗装・法面保全)			東不知		1,229	33			
	(舗装)		本谷		1,200	44				
	(法面保全・舗装・幅員)		(旧吉和村)	26路線		38,369	7,483			
	"			小川		5,533	590	○		
	(法面保全・局部・橋梁)			押返		1,085	200			
	(局部・幅員・舗装・橋梁)			三坂八郎		1,000	100	○		
	(局部・舗装)			焼山		1,000	883			
	(法面保全・舗装・幅員)			下山		600	70			
	(舗装)			道ヶ谷		873	77			
	(法面保全・側溝・舗装・局部)			女鹿平		2,000	202	○		
	(法面保全・舗装)			女鹿平(支)		1,750	53			
	(局部・法面保全)			小川(支)		300	134			
	(局部・舗装・法面保全)			十方山		200	160	○		
	(側溝・法面保全・局部)			駄荷		500	301			
	(舗装)			大津		3,469	144	○		
	(舗装・局部)			向		1,573	75			
	(法面保全・舗装)			魚切		5,689	342	○		
	(舗装・局部)			宇の子		720	185			
	(法面保全・舗装)			八幡原		1,846	71			
	"			八幡原(2)		1,841	44			
	(法面保全・舗装・幅員)			平家南		1,320	118			
	"			平家		613	130			
	"		和三		1,644	215				
	"		四艘		416	49				
	(法面保全・局部)		立野		1,177	52				
	(法面保全・舗装・幅員)		大長者原		500	651				
	(法面保全・局部)		大谷		1,500	126				
	(法面保全・舗装・局部)		太田川林業		500	2,383				
(舗装)	銅山		720	128						
(舗装・局部)	(旧大野町)	5路線		13,775	1,554					
"		森ヶ谷		2,884	123					
(舗装・局部)		中津岡		2,094	252					
"		滝山		867	121					
(法面保全・局部)		矢草		4,196	148	○				
(幅員・法面保全・舗装)	近角		3,734	910						
	府中町		1路線		6,365	276				
				呉婆々字		6,365	276			
	海田町		1路線		210	270				
(法面保全)				串掛		210	270	○		

単位 延長及び箇所数：m，利用区域面積：ha

森林計画区	開設/拡張	種類	位置(市村)	路線名	区分	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
太田川	(法面保全) " (橋梁) (法面保全) (局部) (幅員・舗装・法面保全) (舗装・法面保全) " " (舗装・法面保全) (局部・舗装) (局部・舗装・法面保全) " " (法面保全) (法面保全) (舗装)  (局部・法面保全) " (局部・舗装・法面保全) (局部・幅員・舗装) (局部・舗装) (局部・舗装・法面保全) " " (局部) " " " " (舗装) " (局部・幅員・法面保全) (法面保全) " (防護施設) (局部) (局部) (法面保全)		安芸太田町	42 路線		111,342	9,228			
			(旧加計町)	19 路線		55,509	3,051			
			阿正谷		2,116	91				
			水谷横山		8,180	406	○			
			渡畑		18	63				
			安中		1,000	178				
			三谷		100	141				
			草尾		6,410	144	○			
			三谷塩明		10,649	669	○			
			津浪西谷		2,163	55				
			横山		1,745	50				
			三本木		485	35				
			神ヶ尾		1,539	73				
			津浪東谷		1,948	44				
			月の子		4,280	245				
			草尾殿畑		1,323	72				
			辻の河原遅		4,893	150	○			
			榎ヶ原渡畑		2,562	197				
			高果		1,630	45				
			大筭		700	267				
			二谷・屋敷		3,768	126	○			
			(旧筒賀村)	8 路線		30,279	1,472			
			正木井仁		6,830	259	○			
			猪股		9,519	398			国連絡	
			大原		5,133	202				
			小々崎蟹股		1,760	100				
			鍋冶山		568	60				
			鍛冶屋山		4,797	265	○			
			椿山		838	55				
			根武谷山		834	133				
			(旧戸河内村)	15 路線		25,554	4,705			
			堂方		1,550	123				
			向山黒滝		4,300	339	○			
			畑		591	36				
			松原		3,220	635	○			
			王泊		720	144				
			平見谷		3,757	142	○			
			国僧		200	57				
			仲代		500	95				
			梶ノ木		3,294	299				
			長野峠		200	175				
			猪山		500	668				
			内ヶ倉		2,419	170				
			横川		2,100	1,709				
			上田吹西平		1,203	50				
			柴木		1,000	63				
			北広島町	69 路線		93,314	11,363			
(旧芸北町)	18 路線		35,243	5,088						
土嶽		3,067	184	○						
政所		1,620	60							
城岩		4,000	226	○						
上奥原		1,144	98							
沖山		1,100	74							
西草		2,546	91							
雲月		1,311	35							
水越亀山		5,530	565	○						
細見大塚		300	2,693							
平岩		2,025	224							
大峠		3,175	191	○						

単位 延長及び箇所数：m, 利用区域面積：ha

森林 計画区	開設/ 拡張	種類	位置 (市村)	路線名	区 分	(延長及 び箇所 数)	(利用区 域面積)	前半 5カ年 の計画 箇所	対図 番号	備 考
太田川	(幅員・舗装) (舗装・法面保全) (舗装) (舗装) (舗装) (幅員・舗装)  (幅員・法面保全・舗装・橋梁) (法面保全・舗装・橋梁) (舗装・幅員) (法面保全) " (舗装) " " " " "  (法面保全・舗装) (幅員拡張・舗装) (局部改良・舗装) (局部改良) (幅員拡張) (局部改良) (舗装) (法面保全)  (法面保全・局部) (幅員・舗装) (舗装・局部) (法面保全・橋梁) (法面保全・局部・橋梁) (舗装・局部・法面保全) " " " " " " " " " " (局部・法面保全) (舗装・局部・法面保全) (局部・法面保全・幅員) (局部・法面保全) (舗装・局部・法面保全) (局部・法面保全) (舗装・局部・法面保全・橋梁) " " (局部・法面保全・橋梁) (舗装・局部・法面保全・橋梁) " " (舗装・局部・法面改良) " " (舗装)"		(旧芸北町続き)	筵峠		500	34			
			添谷		2,500	121				
			櫛山		1,180	156				
			上峠		945	50				
			伯耆迫		1,500	92				
			長沢		1,000	103				
			聖山		1,800	91				
			(旧大朝町)	11路線	8,884	1,715				
			小名原		740	122				
			木屋ヶ谷		300	187				
			大岩隴		1,000	98				
			岩戸青		26	671				
			熊城山		950	69				
			大平		497	48				
			小岩谷		1,266	82				
			後田		600	69				
			下寒曳		700	40				
			火野山		1,498	173	○			
			松ヶ谷		1,307	156	○			
			(旧千代田町)	8路線	12,268	1,526				
			春木		1,027	125				
			今田		2,391	216				
			南方畑		1,550	224				
			万徳		700	107				
			森光		200	212				
			岩戸青		2,400	238	○			
			芽の山		3,300	177	○			
			大倉		700	227				
			(旧豊平村)	32路線	36,919	3,034				
			黄幡		3,520	150	○			
			海応寺		798	46				
			梨木		539	37				
			後龍頭		316	66				
			神原		632	94				
			大畠		1,170	165	○			
			奥見谷		1,120	119				
			北龍頭		627	62				
			桶佐毛		2,746	222	○			
			梅の木		1,140	53				
			繁宗		626	52				
			矢栗		951	46				
			東郷		1,868	148				
			水根		946	30				
			久河内		1,143	33				
			門ヶ迫		400	67				
			鹿渡原		550	109				
			靱祖		3,021	143	○			
			滝脇		600	32				
			堤十文字		1,714	36				
			俵石		1,202	63				
鶉木		177	58							
椎谷		1,700	91							
中龍頭		495	48							
流田		141	46							
大峠		1,900	270	○						
下阿坂		405	33							
都志見原		462	60							
駒ヶ滝		350	40							
平家		760	135							
小見谷		3,900	392	○						
三谷塩明		1,000	88							

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

保安林の種類	面積 (ha)		備考
		うち前半5年分	
総数 (実面積)	76,935	76,224	
水源涵 (かん) 養のための保安林	52,172	51,560	
災害防備のための保安林	23,054	22,967	
保健, 風致の保存等のための保安林	7,664	7,664	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために、水源涵 (かん) 養のための保安林等の内訳の合計が総数に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

指定/解除	種類	森林の所在			面積 (ha)		指定又は解除を必要とする理由	備考			
		市町	区域			うち前半5年分					
指定	水源涵 (かん) 養	広島市	安芸区 阿戸町		5.00	5.00	流域保全 上重要な 地域				
		廿日市市	玖島		6.00	6.00					
		北広島町	豊平		27.00	27.00					
			芸北		19.00	19.00					
		小 計			57.00	57.00					
	土砂流出防備	広島市		東区		3.00	3.00	災害の防 備等のた め	溪間工		
				安佐南区 沼田町	吉山	3.00	3.00		〃		
				安芸区 中野町		3.00	3.00		〃		
				安芸区 阿戸町	大平	1.00	1.00		〃		
				安佐北区 白木町	三田	3.00	3.00		〃		
				安佐北区 大林町		3.00	3.00		〃		
				安佐北区 安佐町		7.00	7.00		(2箇所) 流路工		
				坂町		3.00	3.00		〃		
				安芸太田町	加計	加計	3.00		3.00	〃	
				北広島町	千代田		2.00		2.00	〃 (1箇所)	
				小 計			31.00		31.00		
				合計			88.00		88.00		

指定/解除	種類	森林の所在			面積 (ha)		指定又は解除を必要とする理由	備考		
		市町	区域		うち前半5年分					
解除	水源涵(かん)養	広島市	安佐北区 白木町	三田			0.01	0.01	指定理由 の消滅	
		安芸太田町	加計	加計	0.50					
		北広島町	芸北	才乙	0.12					
		小計				0.63	0.01			
	土砂流出防備	広島市	安芸区	畑賀町		15.06		指定理由 の消滅	2箇所	
				中野東		0.06				
				矢野東		0.58				
				矢野西		0.06				
			安佐南区	上安町		0.04	0.04			2箇所
				緑井		0.11	0.11			
			安佐北区	口田南		0.01	0.01			
				落合南		0.01	0.01			
				狩留家		0.01	0.01			
				小河原		0.64	0.64			
			安佐北区 白木町	秋山		0.55	0.55			
				小越		0.01	0.01			
				志路		0.31	0.31			
			佐伯区	多田		0.01	0.01			
				湯来町		0.05	0.05			
		廿日市市	中空		0.39	0.39			2箇所	
			滝山		0.62	0.62			2箇所	
			城山		0.27					
			前空		0.28					
			清水峰		0.08					
			大野		0.01	0.01				
		大竹市	玖波1丁目		0.08					
			玖波3丁目		0.01					
			玖波4丁目		0.46					
			玖波町鳴川		0.04					
			玖波町唐船浜		0.13	0.13				
			玖波町木場		0.02	0.02				
	栗谷町小栗林			0.02	0.02					
	黒川3丁目		0.26	0.26		1箇所				
熊野町	平谷		0.56	0.56		3箇所				
坂町	本谷		0.01	0.01						
小計				20.75	3.77					
合計				21.38	3.78					

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積 (ha)	皆伐面積の 変更面積 (ha)	択伐率の 変更面積 (ha)	間伐率の 変更面積 (ha)	植栽の 変更面積 (ha)
水源涵(かん)養 のための保安林	0	0	358	867	180
災害防備のため の保安林	0	0	2,452	5,360	1,287
保健, 風致の保 存等のため の保安林	0	0	59	470	98



イ 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等  
 指定する必要がある箇所から、順次指定するものとする。

ウ 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町	区域		うち前半5年分		
広島市	006	2	2	溪間工	
	047	2	2	溪間工	
	048	1	1	溪間工	
	053	1	1	溪間工	
	109	2	2	溪間工	
	112	2	2	溪間工	
	121	2	2	溪間工	
	194	1	1	溪間工	
	195	1	1	溪間工	
小計		9 箇所	14 地区	14 地区	
廿日市市	021	1	1	溪間工	
小計		1 箇所	1 地区	1 地区	〃
坂町	003	1	1	溪間工	
小計		1 箇所	1 地区	1 地区	〃
安芸太田町	046	2	2	溪間工	
	188	1	1	溪間工	
	190	1	1	溪間工	
	267	1	1	溪間工	
小計		4 箇所	5 地区	5 地区	
北広島町	020	1	1	溪間工	
	107	1	1	山腹工	
小計		2 箇所	2 地区	2 地区	〃
その他の林班数		115 箇所	115 地区	43 地区	
合計		132 箇所	138 地区	66 地区	

(6) 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施  
 業の方法及び時期

該当なし。

### 第3 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### 1 森林の整備及び保全の目標

全ての森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて県民生活の維持・向上に寄与しており、各々の森林について、期待される機能が十分に発揮されるよう整備及び保全する必要があります。

また、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、適正な森林整備や森林の保全により健全な森林資源の維持造成を推進することが求められています。

このため、森林の機能とその機能を発揮する上での望ましい姿について、次のとおり定めます。

#### 森林の機能とその機能を発揮する上での望ましい姿

森林の機能	森林の望ましい姿
①水源涵(かん)養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
②山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
③快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
④保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供する森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
⑤文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
⑥生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
⑦木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

## 2 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては，Ⅰの第1の1において示す「広島県の森林づくり 50年構想」に誘導することとし，森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため，各機能に応じた森林の整備及び保全の基本方針を次のとおり定めます。

### 森林の機能と機能に応じた森林の整備及び保全の基本方針

森林の機能	森林の整備及び保全の基本方針
① 水源涵（かん）養機能	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から，適切な保育・間伐を促進しつつ，下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに，伐採に伴って発生する裸地については，縮小及び分散を図ることとする。 また，自然条件や県民のニーズ等に応じ，天然力も活用した施業を推進することとする。 さらに，ダム等の利水施設上流部等において，水源涵（かん）養の機能が十全に発揮されるよう，保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
② 山地災害防止機能／土壌保全機能	災害に強い県土を形成する観点から，地形，地質等の条件を考慮した上で，林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。 また，自然条件や県民のニーズ等に応じ，天然力も活用した施業を推進することとする。 さらに，集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において，土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう，保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに，溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には，谷止や土留等の施設の設置を推進することとする。
③ 快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から，風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし，樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 また，快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理，防風，防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
④ 保健・レクリエーション機能	県民に憩いと学びの場を提供する観点から，自然条件や県民のニーズ等に応じ，広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また，保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
⑤ 文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また，風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

森林の機能	森林の整備及び保全の基本方針
⑥ 生物多様性 保全機能	<p>原生的な森林生態系，希少な生物が生育・生息する森林，陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については，生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また，野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
⑦ 木材等生産 機能	<p>木材等の林産物を持続的，安定的かつ効率的に供給する観点から，森林の健全性を確保し，木材需要に応じた樹種，径級の林木を生育させるための適切な造林，保育及び間伐等を推進することとする。この場合，施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。</p> <p>また，将来にわたり人工林として維持する森林では，主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。</p>

### 3 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

#### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法については、前項1「森林の整備及び保全の目標」及び2「森林の整備及び保全の基本方針」を踏まえ、保安林などの法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け51林野計第532号林野庁長官通知）に基づく森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請及び既往の森林施業体系等を勘案して、定める必要があります。

#### ア 区域の設定の基準

市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林の区域を定めるに当たっての基準は、次のとおりです。

なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように、区域を定めるものとします。

森林の区域	基準
① 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  <b>『水源涵（かん）養機能維持増進森林』</b>	次のいずれかに該当する森林とする。 a 保安林に指定されている森林(水源かん養保安林, 干害防備保安林等) b 森林の属性, 位置が次のいずれかに該当する森林 (a) 上水道水源の集水域にある森林 (b) 水源涵（かん）養機能の評価区分が高い森林 c その他水源涵（かん）養機能の維持増進を図る必要がある森林
② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  <b>『山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林』</b>	次のいずれかに該当する森林とする。 a 保安林に指定されている森林(土砂流出防備保安林, 土砂崩壊防備保安林, なだれ防止保安林, 落石防止保安林) b 砂防指定地, 急傾斜崩壊危険区域, 地すべり防止区域に指定されている森林 c 森林の属性, 位置が次のいずれかに該当する森林 (a) 下流域に保全対象がある森林 (b) 山地災害防止機能の評価区分が高い森林 d その他山地災害防止／土壌保全機能の維持増進を図る必要がある森林

森林の区域	基準
<p>③ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>『快適環境形成機能維持増進森林』</p>	<p>次のいずれかに該当する森林とする。</p> <p>a 保安林に指定されている森林(飛砂防備保安林, 防風保安林, 防霧保安林, 潮害防備保安林等)</p> <p>b 森林の属性, 位置が次のいずれかに該当する森林</p> <p>(a) 集落や農地の周縁部にある森林</p> <p>(b) 生活環境保全機能の評価区分が高い森林</p> <p>c その他快適環境形成機能の維持増進を図る必要がある森林</p>
<p>④ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>『保健文化機能維持増進森林』</p>	<p>次のいずれかに該当する森林とする。</p> <p>a 保安林に指定されている森林(保健保安林, 風致保安林)</p> <p>b 自然公園, 自然環境保全地区等の森林</p> <p>c 森林の属性, 位置が次のいずれかに該当する森林</p> <p>(a) 森林公園, 史跡等の周辺にある森林</p> <p>(b) 希少動植物の生息地周辺にある森林</p> <p>(c) 保健文化機能の評価区分が高い森林</p> <p>d その他保健文化機能の維持増進を図る必要がある森林</p>

## イ 施業の方法に関する指針

市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林の森林施業の方法を定めるに当たっての基準は、次のとおりです。

なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように、施業方法を定めるものとします。

また、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受忍し得る範囲で定めるものとします。

森林の区域	指針
<p>① 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>『水源涵（かん）養機能維持増進森林』</p>	<p>伐期の間隔の拡大を図るとともに、皆伐によるものについては、伐採面積の規模を縮小するものとする。</p>
<p>② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>『山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林』</p> <p>『快適環境形成機能維持増進森林』</p> <p>『保健文化機能維持増進森林』</p>	<p>a 特にこれらの公益的機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行うものとする。</p> <p>b a 以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行うものとする。</p> <p>c 適正な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を行うことも可能とするものとする。この場合において、皆伐によるものについては、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。</p> <p>d 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林については、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。</p>

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

木材生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について特定します。

## ア 区域の設定の基準

森林の区域	基準
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  <b>『木材生産機能維持増進森林』</b>	次のいずれかに該当する森林とする。 なお、区域内において(1)の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように、区域を定めるものとする。 a 林木の生育が良好な森林 b 林道等の開設（予定）、地形等から効率的な木材生産が期待できる森林 c 木材等生産機能の評価区分が高い森林 d その他木材等生産機能の維持増進を図る必要がある森林
特に効率的な施業が可能な森林	林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性も踏まえ「特に効率的な施業が可能な森林の区域」とする。

## イ 森林施業の方法に関する指針

生産目標に応じた伐採の方法等についての指針は、次表のとおりです。

植栽による確実な更新，保育及び間伐等の実施，森林施業の集約化を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお，木材生産機能の維持増進を図る森林については，森林の公益的機能の発揮に留意しつつ，路網整備，森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。さらに，地域における森林資源の保続に配慮しつつ，多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう，特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては，原則として植栽による更新を行います。



### 人工林の生産目標ごとの主伐の時期

樹種	地位級	標準的な施業体系			主伐時期の 目安(林齢)
		生産目標	仕立方法	期待径級(cm)	
スギ	I 等地	一般建築材	中仕立	31 (22)	50 (35)
		造作材	中仕立	40	50
	II 等地	一般建築材	中仕立	25 (22)	50 (50)
		造作材	中仕立	40	70
ヒノキ	I 等地	一般建築材	中仕立	26 (22)	55 (40)
		造作材	中仕立	34	80
	II 等地	一般建築材	中仕立	21 (19)	55
アカマツ	II 等地	一般材	中仕立	26	40
		一般建築材	中仕立	34	70

注 期待径級、主伐時期の目安の裸書は一般建築材（合板・集成材を含む）を生産目標にする場合であり、括弧書は柱材を生産目標にする場合とする。

### (3) その他必要な事項

特になし。

#### 4 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

区 分		現況	計画期末
面積 (ha)	育成単層林	70,021	69,452
	育成複層林	2,195	2,908
	天然生林	105,254	105,111
森林蓄積 (m <sup>3</sup> /ha)		216	217

- 注1 「育成単層林」とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林のこと。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。
- 2 「育成複層林」とは、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林のこと。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。
- 3 「天然生林」とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林のこと。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。

#### 5 その他必要な事項

森林の公益的機能を維持するために、県民生活に影響が大きい手入れ不足人工林の集中的な整備及び所有者の施業意志のない森林や所有者が不明な森林の公的管理を実施します。

また、地域住民等が里山林を活用しながら継続的に管理する取組を支援します。

## 第4 森林の整備に関する事項

立木の伐採（主伐）、造林、間伐及び保育の標準的な方法に関する指針については、次のとおりとし、その標準的な方法は立木の伐採（主伐）、造林、間伐及び保育を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとします。

### 1 立木竹の伐採（間伐以外）

#### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針は、次表のとおりです。

#### 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

区 分	標準的な方法
皆伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け、適確な更新を図るものとする。
択伐	択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下の伐採）とするものとする。 また、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特長、木材の需要構造、森林の構成等を勘案するものとする。</li> <li>② 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残に努めるものとする。</li> <li>③ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅の保残帯を確保するものとする。</li> <li>④ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮するものとする。</li> <li>⑤ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止及び風致の維持のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するものとする。</li> </ul>

## (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢に関する指針は、次表のとおりです。

なお、標準伐期齢は、地域における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

### 立木の標準伐期齢に関する指針

スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹 (主として萌芽 によるものを除 く)	主として萌芽に よって生立する 樹種	主として植栽又 は下種によつて 生立する広葉樹
35年	40年	30年	40年	20年	45年

## (3) その他必要な事項

立木の伐採（主伐）については、1（1）によるほか、以下のとおり取り扱うものとします。

### ア 伐採の区域について

伐採を行う際には、対象区域で行う森林施業内容を見据え、傾斜や気象条件といった自然条件等の影響を踏まえながら計画するとともに、公共施設や人家などからの距離、法令の指定状況等社会的状況を十分勘案し、効率的かつ安全に施業が行えるよう計画するものとします。

### イ 伐採作業について

伐採に起因する山地災害等を防止するため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)及び、「伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再生林のガイドライン(令和元年8月5日広島県林業課)」のほか、次の点に留意して伐採を行うものとします。

- (ア) 伐採に伴い、路網・土場の開設する場合は、使用目的・期間に応じ林地保全に配慮した計画とするものとします。特に道路などの公共施設や人家などの保全対象が下にある場合は、「広島県作業道作設指針(平成23年4月広島県林業課)」を基準に最大限の注意を払うものとします。
- (イ) 伐採、搬出、林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、地形・地質等を考慮するだけでなく、伐採後の植栽作業や森林の早期回復を意識して、山地崩壊や表土の流出が起きないように留意するものとします。
- (ウ) 伐採後の更新を促進させるため、天然更新の場合は下層植生の保護に努め、人工造林の場合は地拵えの手間を省けるよう枝条残材の整理に努めるものとします。

また、枝条残材を現場に残す場合は、林地崩壊を誘発することがないよう、分散処理や杭止めなど適正な処理を行うものとします。

#### **ウ 伐採の周知について**

市町村森林整備計画で定める一定規模以上の面積の伐採に当たっては、地域住民などの安全を確保し不安を招かないよう、必要に応じて作業内容を周知するものとします。

## 2 造林

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進します。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種に関する指針は、次表のとおりです。

また、次表の樹種を主体とするものの、適地適木として市町の区域内の森林の自然条件及び木材の利用状況を勘案して、幅広い樹種の中から定めるものとし、人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種選択の規範として市町村森林整備計画において定められます。

なお、苗木の選定については、エリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めます。

#### 人工造林の対象樹種の指針

針 葉 樹	広 葉 樹
スギ、ヒノキ、アカマツ（広島スーパーマツを含む）	ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類等

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法に関する指針は、次表のとおりです。

なお、地形等の自然条件を勘案して、伐採と造林の一貫作業システムの導入や、コンテナ苗の活用に努め、施業の効率化や低コスト化を図るとともに、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めるものとします。

#### 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数の指針

樹 種	仕立て方法	植栽本数
スギ	中仕立	2,000～3,000 本/ha
ヒノキ	中仕立	2,000～3,000 本/ha
クヌギ	中仕立	3,000～4,000 本/ha
アカマツ	中仕立	3,000～5,000 本/ha

注 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

### その他人工造林の方法の指針

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が，植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし，気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には，筋置とするなどの点に留意すること。
植付けの方法	自然条件及び既往の植付け方法を勘案して，苗木の種類に応じた適切な植付け方法を選定すること。
植栽の時期	裸苗については，春に苗木が成長を始める前か，秋の成長休止期直前に行うこと。 コンテナ苗等については，通年植付けが可能であるが，盛夏及び厳寒時期の植付けには配慮すること。

## ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地及びそれ以外の伐採跡地について、人工造林をすべき期間は次のとおりです。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められるものです。

### 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

区 分		人工造林をすべき期間	
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地	皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内	
	択伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内	
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地以外の伐採跡地	人工造林の場合		主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
	皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内	
	択伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後から2年以内
	天然更新において主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後までに適確な更新がなされない場合		



## (2) 天然更新に関する指針

天然更新は、不確実性が伴うことから、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等を十分確認すること等により、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとします。

また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。

### ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種に関する指針は、次表のとおりです。

#### 天然更新の対象樹種に関する指針

区 分	針葉樹	広葉樹
天然更新の対象樹種	アカマツ	ナラ類, カシ類, カエデ類, サクラ類, シデ類等
ぼう芽による更新が可能な樹種		ナラ類, カシ類等

### イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の標準的な方法に関する指針は、次のとおりです。

#### (7) 天然更新の対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数に関する指針

樹種	期待成立本数	天然更新すべき本数
アカマツ, ナラ類, カシ類, カエデ類, サクラ類, シデ類等	6,000 本/ha	期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数 (ただし, 樹高が 30cm 以上かつ草丈以上のものに限る。) とするものとする。

#### (イ) 天然更新補助作業の標準的な方法に関する指針

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。
刈出し	ササなどの下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。
芽かき	ぼう芽発生後 2～3 年以降に 2～3 回, 秋から冬にかけて、切株の下から出た優勢ぼう芽を残して他を除去すること。

#### (ウ) 伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法の指針

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法の指針は、広島県天然更新完了基準とします。

なお、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとします。

#### ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とします。

なお、更新すべき期間内において、伐採のために設置した森林作業道や作業ヤード等で地表面がかき乱された林地が土砂の崩壊等を引き起こすおそれがある場合には、排水施設や土留の設置及び地表面侵食防止のための緑化を行うとともに、必要に応じて原形復旧のための筋工等の緑化施設の設置などの措置を講じるものとします。

#### (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

次のような天然更新が期待できない森林については、植栽による更新の確保を図ることとし、市町村森林整備計画においてその基準を定めるものとします。

ア 種子を供給する母樹が存在しない森林

イ 天然稚樹の育成が期待できない森林

ウ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないものうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

エ 周辺の伐採跡地の天然更新の状況や、森林の早期回復に対する社会的要請により必要と思われる森林

#### (4) その他必要な事項

特になし。

### 3 間伐及び保育

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法については、巻末の(附)参考資料7「林分密度管理図」に基づき、下表のとおり上層木の平均樹高と間伐実施前の成立本数(ヘクタール当たり立木密度)により定めますが、これにより難しい場合は、標準伐期齢未満の森林は10年に1回、標準伐期齢以上の森林は15年に1回を標準として間伐を実施するものとします。

また、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとします。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めます。

## 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

<スギ・ヒノキ 3,000 本/ha 植栽>

樹種	仕立本数 等	間伐の時期				間伐率 (%)	間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目		
		I～II等地	I～II等地	I～II等地	I等地		
スギ	I等地 800 本/ha II等地 1,100 本/ha	樹高 11m	樹高 15m	樹高 19m	樹高 22m	23～27	林分密度管理図を参考に収量比数 Ry がおおむね 0.8 を超えない管理とする。
	[参考] 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	15	21	29	39		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,600 本	2,000 本	1,500 本	1,100 本		
ヒノキ	I等地 800 本/ha II等地 1,200 本/ha	樹高 12m	樹高 14m	樹高 16m	樹高 18m	16～33	林分密度管理図を参考に収量比数 Ry がおおむね 0.8 を超えない管理とする。
	[参考] 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	19	24	30	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,500 本	2,100 本	1,600 本	1,200 本		

注 生産目標は一般建築材（合板・集成材を含む）とするが、柱材を生産目標にする場合は、3回目以降の間伐を省略する。なお、林齢の目安は、I等地とII等地の中間値とした。

<スギ・ヒノキ 2,000 本/ha 植栽>

樹種	仕立本数 等	間伐の時期		間伐率 (%)	間伐の方法
		初回	2回目		
		I～II等地	I等地		
スギ	I等地 800 本/ha II等地 1,100 本/ha	樹高 17m	樹高 21m	27～31	林分密度管理図を参考に収量比数 Ry がおおむね 0.8 を超えない管理とする。
	[参考] 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	25	35		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600 本	1,100 本		
ヒノキ	I等地 800 本/ha II等地 1,100 本/ha	樹高 15m	樹高 18m	27～31	林分密度管理図を参考に収量比数 Ry がおおむね 0.8 を超えない管理とする。
	[参考] 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	27	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600 本	1,100 本		

注 生産目標は一般建築材（合板・集成材を含む）とするが、柱材を生産目標にする場合は、間伐を省略する。なお、林齢の目安は、I等地とII等地の中間値とした。

<アカマツ>

樹種	地位級	生産目標	間伐の時期 (林齢)			間伐率 (%)	間伐の方法
			初回	2回目	3回目		
アカマツ	II等地	一般材	17	27		32～38	初回間伐の場合は、形質不良木を主体に2回目以降は、残存木の配置が均等になるよう選木する。
		一般建築材	17	27	45	18～38	

注 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

### 長伐期施業を実施する場合の間伐の回数に関する指針

生産目標を造作材（末口径 30cm 以上の大径材生産）とする場合は、「長伐期施業暫定指針・追補（平成 19 年 3 月改訂）」に基づき、次表のとおり実施するものとします。

樹種	地位指数	間伐率
スギ	18	15年生から55年生まで10年毎に3割，以降20年ごとに2割
	16	20年生から50年生まで10年毎に3割，以降20年ごとに2割
ヒノキ	16	15年生から55年生まで10年毎に3割，以降20年ごとに2割
	14	15年生から75年生まで15年毎に3割，以降25年ごとに2割

注 「地位指数」とは、40年生時の樹高のこと。

### (2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法に関する指針は、次表のとおりとします。

#### 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類	樹種	地位級	植栽本数 (本/ha)	実施時期（林齢）					備考
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
下刈	スギ	I～II	2,000～3,000	1	2	3	4	5	
	ヒノキ	I～II	2,000～3,000	1	2	3	4	5	
	アカマツ	I～II	3,000～5,000	1	2	3	4	5	
除伐	スギ	I～II	3,000	10～11					
			2,000	16～21					
	ヒノキ	I～II	3,000	11～14					
			2,000	15～20					
	アカマツ	II	3,000～5,000	10					

注1 地位級の I, II は I 等地, II 等地を表す。

2 広島スーパーマツはアカマツに準ずる。

### (3) その他必要な事項

特になし。

## 《参考》「コウヨウザン」

早生樹であるコウヨウザンの生育適地における造林の標準的な指針は、次表のとおりとします。

### ① 人工造林の標準的な方法に関する指針

仕立て方法	植栽本数
疎 仕 立	1,500 本/ha

### ② 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

仕立本数		間伐の時期		間伐の方法	
		初回	間伐率	選木の方法	
910 本/ha		樹高 16m	30%	形質不良木を主体に、残存木の配置が均等になるように選木するものとする。	
〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	地位指数 26	17			
	地位指数 24	18			
	地位指数 22	20			
	地位指数 20	22			
	地位指数 18	25			
	地位指数 16	30			
間伐実施前の成立本数		1,300 本/ha			

### ③ 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類	地位指数	実施時期（林齢）					備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
下刈	26～16	1	2	3	4	5	

## 4 林道等の開設や林産物の搬出

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の開設及び改良については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものを実施するものとします。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進します。特に林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図ります。

なお、林道（林業専用道を含む。）の開設量については、Ⅲの第3の1に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効率的な実施を確保する観点から、第2の2(4)「林道の開設又は拡張に関する計画」のとおり計画するものとします。

#### 基幹路網の現状

区 分	路線数	延長 (km)
基 幹 路 網	733	1,084
うち林業専用道	9	15

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための作業システム別の路網密度の水準は、次表を目安とするものとします。

また、作業システムは、「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」の適切な配置に加え、高性能林業機械の導入による作業時間の短縮や人件費の削減を図るものとし、傾斜や路網密度を勘案して、フォワーダ等を使用する車両系とタワーヤード等を使用する架線系を施業地に応じて適用するものとします。

### 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15° )	車両系作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ~30° )	車両系作業システム	85 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	
急傾斜地 (30° ~35° )	車両系作業システム	60 〈50〉 以上	16 以上
	架線系作業システム	20 〈15〉 以上	
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

注1 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムのこと。フォワーダ等を活用する。

2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムのこと。タワーヤード等を活用し、主に林業専用道を使用する。

3 「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

### (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、スギ・ヒノキの人工林などが面的なまとまりを持ち、作業システムにより効率的な森林施業が可能な区域とします。



#### (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網の整備に当たっては、「林道規程」(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)、「広島県林業専用道作設指針」(平成23年8月31日制定)、「広島県森林作業道作設指針」(平成23年4月1日制定)、「広島県森林作業道実施基準」(平成28年11月7日最終改正)に即して開設するものとします。

林道及び林業専用道については、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を行うものとします。

森林作業道については、継続的な使用に供するため、丈夫で簡易な規格・構造とし、作設に当たっては、土工量の縮減を通じた作設費用の抑制を図る等の観点から、作業システムに対応する必要最小限の規格で計画するものとし、おおよその傾斜区分別の規格・構造の考え方は次のとおりです。

傾斜区分	規格・構造の考え方
① 傾斜 25° 以下	比較的傾斜が緩やかであるため、切土、盛土の移動土量を抑え、土構造を基本として作設するものとする。
② 傾斜 25° ～ 35°	中～急傾斜地であるため、切土、盛土による移動土量がやや大きくなることから、必要に応じて、丸太組等の構造物を計画するものとする。
③ 傾斜 35° 以上	急傾斜であるため、原則、作設しないこととし、計画路線の見直しや架線集材を検討するものとするが、やむを得ず作設する場合には、事前に県や市町の林務担当課と協議するものとする。

#### (5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

#### (6) その他必要な事項

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行います。

特に、林産物の搬出の方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は森林の土地の保全に支障を生ずるものとして搬出の方法を特定する森林については、第5の1(2)に定めるものとし、地表を極力損傷しないよう、架線集材等により林産物の搬出を行います。

## 5 森林施業の合理化等

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

#### ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大

航空レーザ計測データの解析結果を活用して、採算性の指標となる「林地傾斜」及び「車道からの距離」により、条件の良い区分を林業経営適地候補とします。林業経営適地候補を中心に、効率的な施業が可能な適正規模（10～20ha）にまとめた事業地を林業経営適地として特定する取組を推進します。

これらの取組と併せ、新たに開始した「森林経営管理制度」の活用を通じ、森林の経営や管理が適切に行われていない森林についても、適切な経営や管理の確保を図るため、市町が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐシステムの構築を図ることで、経営規模の拡大を後押しします。

#### イ 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

市町及び森林組合など地域の関係者による地域協議会を通じて、関係者の合意形成を図るとともに、地域単位で森林所有者への働きかけを行うことで、林業経営適地の集約化の取組を進めます。

また、森林整備及び保全を推進するため、森林経営計画による施業の集約化促進のほか、境界の明確化や施業実施協定の締結による施業の共同実施などを通じ、森林管理の適正化を図ります。

### (2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

#### ア 林業経営体の育成

林業経営体は、安定的な事業地の確保が困難となっていることや、収支の改善が不十分であることから、生産規模の拡大が進んでいません。

このため、高い収益性と生産性を実現することで森林所有者の所得向上につながりうる能力を有するとともに、主伐・再造林や間伐等の実施などにより持続的な林業経営を行うことが可能な経営力の高い林業経営体の育成を図る必要があります。

また、効率的な木材生産が可能となる集積・集約化された事業地を確保し、その区域を林業経営体が計画的な林業経営を行うことで、効率的かつ安定的な木材生産体制を構築するとともに、植栽・保育・間伐・主伐の各段階での効率化を図ることにより、林業経営体や森林所有者の利益を確保し、林業経営に対する意欲を高める取組を推進することで、経営基盤の強化を図ります。

## イ 林業従事者の確保・育成

林業への就業希望者に対して、就職先の斡旋や定住先の確保の相談など、マンツーマンできめこまやかな対応を行うことにより、林業従事者の確保を図ります。

また、「緑の雇用」などの研修により、林業従事者の育成を図るとともに、林業経営体の安全管理体制の強化による労働安全衛生の向上など、就業条件の改善等を進め、林業従事者の定着率の向上を図ります。

### (3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業経営体が効率的かつ安定的に木材生産体制を構築するとともに、植栽・保育・間伐・主伐における各段階での効率化を図るため、生産性の向上や、労働負荷の軽減を図る上で重要となる林業機械の導入を促進します。

併せて、伐採・搬出等の生産性の向上を図るとともに、現場の課題に的確に対応できる技術者の育成に向け、技術研修等を実施します。

### (4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

#### ア 効率的な流通体制の構築

大規模製材工場の整備支援や、広島県森林組合連合会に設置した流通コーディネーターと連携して、林業経営体から木材を集め、需要先へ安定的に供給する取組により、安定供給協定による取引量は増加しましたが、今後、主伐の増加に伴い、製材用材の増加が予測されます。

このため、引き続き県内外の大規模製材工場等の需要を把握し、林業経営体の出荷のとりまとめを担う流通コーディネーターと連携して、県産材の安定供給量の増加を推進します。

なお、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について関係者一体となって推進するように努めます。

#### イ 県産材需要の確保

県産材の主な需要先である住宅分野においては、人口減少等の影響による新設住宅着工戸数の減少から、木材需要の減少が予測されますが、今後、主伐の増加に伴い、製材用材の増加が見込まれるため、木造住宅に加え、住宅以外の建築物の木造化・木質化等を促進し、更なる需要の確保に取り組みます。

### (5) その他必要な事項

山村における定住や都市と山村の交流の促進を図るため、林業及び木材産業での就業機会の創出や生活環境を整備するとともに、地域住民等が里山林を活用しながら継続的に管理する取組を支援します。

## 第5 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全

#### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更に当たり、水資源の涵（かん）養、土砂の流出及び崩壊の防止上、特に林地の保全に留意すべき森林は、次に掲げる保安林及び保安施設地区の森林とします。

- ① 水源かん養保安林
- ② 土砂流出防備保安林
- ③ 土砂崩壊防備保安林
- ④ 防風保安林
- ⑤ 防霧保安林
- ⑥ 防火保安林
- ⑦ 魚つき保安林
- ⑧ 保健保安林
- ⑨ 保安施設地区の森林

#### 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の所在		面積 (ha)	内訳		留意すべき事項
			保安林等	左記以外の森林	
市町					
計画区総数		180,164.20	71,447.83	108,716.37	林地の適正な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土地の形質の変更に当たっては、特に林地の保全に支障を及ぼさないよう十分留意するものとする。
広島市		55,467.43	15,953.91	39,513.52	
大竹市		5,746.72	3,043.66	2,703.06	
廿日市市		34,787.46	17,934.94	16,852.52	
安芸郡	府中町	434.46	283.55	150.91	
	海田町	524.77	81.31	443.46	
	熊野町	1,893.70	705.74	1,187.96	
	坂町	715.34	407.18	308.16	
山県郡	安芸太田町	28,114.26	12,541.59	15,572.67	
	北広島町	52,480.06	20,495.95	31,984.11	

※箇所別明細は森林簿や保安林台帳による。

※保安林等：保安林又は保安施設地区

**(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法**

該当なし。

**(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項**

土地の形質の変更に当たっては、林地開発許可制度の適正な運用を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林、居住環境の保全・形成に重要な役割を果たす森林の他用途への転用は極力避けるものとします。

また、土石の切取、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質の変更の目的、内容を総合的に勘案して実施地区の選定を適切に行うとともに、法面の緑化、土留工等の防災施設、調整池等の設置及び環境の保全等のための森林の適切な配置を講じるものとします。

さらに、太陽光発電設備を設置する場合には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置や森林の適正な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組等に配慮します。

なお、土砂の搬出、搬入、埋立等については、広島県土砂の適正処理に関する条例（平成16年広島県条例第1号）を遵守するものとします。

**(4) その他必要な事項**

特になし。

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

流域における森林に関する自然条件，社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ，水源の涵（かん）養，災害の防備の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について，水源かん養保安林，土砂流出防備保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進します。

また，指定済保安林については，必要に応じて指定施業要件を見直し，その保全を確保します。

### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安林の指定目的のうち，水源の涵（かん）養又は災害の防備の目的を達成するために森林の造成事業，森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う場合には，保安施設地区の指定を行うことができるものとし，指定期間満了の時に森林であるものについては，既に保安林であるものを除き保安林に転換し管理します。

### (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については，安心・安全の確保を図る観点から，流域における森林に関する自然条件等を勘案し，豪雨，地震等の多様な自然現象による山地災害に対して強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため，事前防災・減災の考え方に立ち，近年，頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生が高まっていることや山腹崩壊に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ，緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地を対象として，治山施設による整備と機能低下した保安林の整備等を流域の特性に応じて計画的に実施します。その際，土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から，保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めます。

治山事業の実施にあたっては，本県の山地災害の特色を反映した対策を講じるため，平成31年3月に策定した「平成30年7月豪雨災害を踏まえた治山対策方針」に基づき，ハード対策及びソフト対策による治山対策に取り組みます。

ハード対策については，災害後の調査で，溪流内堆積物や周辺の侵食された斜面の内部に存在する転石が流下したことにより，下流への被害が助長された箇所が多く見られたことから，新たな治山ダムの計画にあたっては，転石の衝撃力に耐えうる天端厚の設定や鉄筋の挿入による補強などの巨石を含む転石対策に取り組むとともに，一部の治山ダムで土石流による損壊が見られたことから，再度災害の恐れが高く，土石流による甚大な被害が懸念される箇所については，土石流流体力を考慮した土石流対応型の治山ダムを整備します。

また，流木対策として，流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐

等の森林整備, 流木化する可能性の高い流路部の立木の伐採などに取り組みます。

ソフト対策については, 地形図による判読ではわからない地形からの崩壊発生が見られたことから, レーザ解析手法等を用い, 従来の地形図では判読できなかった微地形や山地災害の危険地区を高い精度で把握し, 事業計画の策定や事業の優先度決定に活用するとともに, 山地災害の危険性や避難行動などについて, 県民及び地域住民等へ周知します。

既存の治山施設については, 施設点検結果を基に個別施設計画を策定し, 治山施設の老朽化対策及び機能強化を図ります。

#### (4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって, その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては, 当該保安林を特定保安林として指定するとともに, その整備に当たっては, 間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して, 当該目的に即した機能の確保を図ります。

特に, 造林, 保育, 伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については, 要整備森林とし, 森林の現況等に応じて, 必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で, その実施の確保を図ります。

ア 下層植生が消失しており, 森林土壌が流出し, 又はそのおそれがあると認められる森林, 林冠が疎開しており, 林木の生育状況等からみてうっ閉せず, 又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林, つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し, 又はそのおそれがあると認められる森林等, 下層植生や土壌の状況, 樹冠疎密度, 林木の生育状況等からみて, 指定の目的に即した機能を確保するため早急に施業を実施する必要があると認められる森林

イ 気候, 地形, 土壌等の自然条件からみて, 施業を行うことにより, 健全な林木の生育が見込まれ, 指定の目的に即した機能を確保し得ると認められる森林

ウ 法令上の制限, 林道の整備状況等からみて, 森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められる森林

#### (5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため, 地域住民, 地方公共団体の協力・参加が得られるよう努めるとともに, 保安林の台帳の調整等及び標識の設置等を適正に行います。

### 3 鳥獣害の防止

市町村森林整備計画において、鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法を定めるに当たっての方針は、次のとおりです。

#### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

##### ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通データ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定します。

##### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。

その際、地域の鳥獣被害実態を把握するために、被害状況調査等を実施し、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図ります。

#### (2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めます。

また、林業従事者等を対象とした、シカの生態、防護対策及び捕獲のための罠の設置方法の知識や技術の習得を目的とした研修を実施し、シカ被害抑制対策のための人材を育成します。



## 4 森林病虫害の駆除と予防・その他の森林の保護等

### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

被害の未然防止，早期発見及び早期駆除等に努めるものとします。

なお，松くい虫による被害については，被害状況に応じて，防除対策，被害跡地対策及び天然力の活用を主体とした広葉樹等への樹種転換を図ります。

また，ナラ枯れ被害については，関係機関と情報の共有を図るとともに，被害の状況等に応じて，被害先端地等における適切な防除を推進します。

### (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について，その防止に向け，森林被害の発生状況の把握に努めるとともに，関係行政機関，森林所有者及び関係団体等が協力して計画的に行う防除活動等を推進します。

### (3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため，火災の発生が多い時期においては，山火事防止の普及啓発などに努めます。

また，保安林等県土保全上重要な地域を中心に，防火帯林道等の整備に努めるものとします。

なお，森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には，市町村森林整備計画に留意事項を定めることとします。

### (4) その他必要な事項

自然災害の発生状況の把握に努めるとともに，被害の救済を図るため，森林保険の加入を促進します。

## 第6 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画において森林の保健機能の増進に関する事項を定める場合には、次の事項を指針とします。

### 1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定します。

### 2 その他保健機能森林の整備に関する事項

#### (1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵（かん）養及び国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、多様な施業を積極的に実施します。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行います。

#### (2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行います。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（すでに標準伐期齢に達している立木にあってはそこの樹高））を定めます。

#### (3) その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意します。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び県土の保全に適切な配慮を行います。

## 第7 その他必要な事項

### 1 保安林その他制限林の施業方法

単位：面積ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考		
水源かん養保安林	計		48,018.10	別表「森林の施業方法」のとおり			
	広島市	(阿戸)	6.15				
		(沼田)	0.07				
		(安佐)	952.89				
		(可部)	781.22				
		(高陽)	54.80				
		(白木)	2,284.71				
		(湯来)	3,211.08				
	廿日市市	(佐伯)	4,042.44				
		(吉和)	6,075.60				
	安芸太田町	(加計)	1,846.75				
		(筒賀)	2,800.37				
		(戸河内)	6,754.49				
	北広島町	(芸北)	10,221.56				
		(大朝)	2,829.49				
		(千代田)	2,757.59				
		(豊平)	3,398.89				
	土砂流出防備保安林	計			22,523.54	別表「森林の施業方法」のとおり	
		広島市	(広島)		147.32		
(安芸)			699.91				
(船越)			53.70				
(瀬野川)			1,113.70				
(阿戸)			205.36				
(矢野)			244.44				
(祇園)			103.15				
(安古市)			227.37				
(佐東)			200.97				
(沼田)			1,021.71				
(安佐)			347.32				
(可部)			1,414.06				
(高陽)			908.06				
(白木)			208.60				
(五日市)			863.88				
(湯来)			727.28				

単位：面積ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
土砂流出防備保安林	大竹市		2,700.24	別表「森林の施業方法」のとおり	
	廿日市市	(廿日市)	1,007.36		
		(佐伯)	2,909.21		
		(吉和)	61.25		
		(大野)	3,723.58		
	府中町		263.75		
	海田町		81.31		
	熊野町		705.74		
	坂町		407.18		
	安芸太田町	(加計)	397.60		
		(筒賀)	162.70		
		(戸河内)	473.14		
	北広島町	(芸北)	365.25		
		(大朝)	277.11		
(千代田)		343.13			
(豊平)		158.16			
計		138.58			
土砂崩壊防備保安林	広島市	(広島)	0.21	別表「森林の施業方法」のとおり	
		(阿戸)	0.68		
		(沼田)	0.12		
		(安佐)	6.53		
		(可部)	0.32		
		(湯来)	8.83		
	廿日市市	(廿日市)	0.22		
		(佐伯)	1.62		
	安芸太田町	(加計)	14.70		
		(筒賀)	41.48		
		(戸河内)	60.03		
		(大朝)	0.83		
		(千代田)	2.41		
	(豊平)	0.60			
保安林	計		0.24		
	広島市	(矢野)	0.24		
なだれ防止保安林	計		32.73	別表「森林の施業方法」のとおり	
	広島市	(湯来)	0.05		
	安芸太田町	(加計)	2.32		
		(戸河内)	30.18		
北広島町	(豊平)	0.18			
落石防止保安林	計		2.45	別表「森林の施業方法」のとおり	
	安芸太田町	(戸河内)	2.45		

単位：面積ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
防火保安林	計		63.29	別表「森林の施業方法」のとおり	
	広島市	(安佐)	1.39		
		(可部)	61.90		
保健保安林	計		6,307.90	別表「森林の施業方法」のとおり	
	広島市	(広島)	25.87		
		(安芸)	102.12		
		(瀬野川)	363.28		
		(阿戸)	9.27		
		(矢野)	243.32		
		(沼田)	57.40		
		(可部)	468.79		
		(高陽)	60.76		
		(白木)	304.85		
		(五日市)	56.05		
		(湯来)	202.64		
	大竹市		726.46		
	廿日市市	(廿日市)	426.76		
		(佐伯)	525.29		
		(大野)	1,299.64		
	府中町		206.03		
	坂町		235.87		
	安芸太田町	(筒賀)	499.11		
北広島町	(芸北)	494.39			
風致保安林	計		710.89	別表「森林の施業方法」のとおり	
	廿日市市	(廿日市)	1.86		
	安芸太田町	(戸河内)	625.66		
	北広島町	(芸北)	83.37		
保安施設地区	計		4.24	別表「森林の施業方法」のとおり	
	広島市	(広島)	0.01		
		(船越)	0.10		
		(瀬野川)	0.30		
		(白木)	0.06		
		(湯来)	0.02		
	大竹市		0.03		
	廿日市市	(佐伯)	0.10		
		(吉和)	1.16		
	北広島町	(大朝)	2.25		
		(千代田)	0.21		

単位：面積ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
砂防指定地	計		943.25	広島県砂防指定地管理条例の定めによる。	
	広島市	(広島)	0.10		
		(安芸)	94.17		
		(瀬野川)	0.68		
		(矢野)	1.50		
		(祇園)	0.30		
		(沼田)	22.47		
		(安佐)	11.46		
		(可部)	99.66		
		(白木)	6.61		
		(五日市)	36.66		
		(湯来)	2.15		
	大竹市		19.00		
	廿日市市	(廿日市)	11.39		
		(佐伯)	2.20		
		(吉和)	40.22		
		(大野)	15.11		
	府中町		256.54		
	熊野町		117.52		
	安芸太田町	(加計)	125.49		
		(筒賀)	40.66		
		(戸河内)	34.36		
	北広島町	(芸北)	0.30		
(大朝)		1.10			
(千代田)		<b>1.84</b>			
(豊平)		1.76			
国立公園特別地域	計		3.32	自然公園法の定めによる。	
	大竹市		3.32		
	計		106.04		
	広島市	(広島)	14.94		
	廿日市市	(廿日市)	91.10		
国定公園特別保護地区	計		718.92	自然公園法の定めによる。	
	廿日市市	(吉和)	2.80		
	安芸太田町	(戸河内)	576.39		
	北広島町	(芸北)	139.73		

単位：面積ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考	
国定公園特別地域	第1種特別	計		831.64	自然公園法の定めによる。	
		廿日市市	(吉和)	238.73		
		安芸太田町	(戸河内)	370.17		
		北広島町	(芸北)	222.74		
	第2種特別	計		3,517.55		
		廿日市市	(吉和)	234.46		
		安芸太田町	(戸河内)	2,566.41		
		北広島町	(芸北)	716.68		
	第3種特別	計		5,564.19		
		廿日市市	(吉和)	2,626.85		
		安芸太田町	(戸河内)	404.67		
		北広島町	(芸北)	2,532.67		
県立自然公園	第1種特別	計		322.87	広島県立自然公園条例の定めによる。	
		広島市	(可部)	221.74		
		大竹市		101.13		
	第2種特別	計		220.11		
		広島市	(可部)	126.32		
		大竹市		93.79		
	第3種特別	計		456.92		
		広島市	(可部)	169.80		
		大竹市		287.12		
鳥獣保護管理法	特別保護地区	計		936.15	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の定めによる。	
		安芸太田町	(吉和)	245.43		
			(戸河内)	576.59		
			(芸北)	114.13		
母樹林	計		19.09			
	廿日市市	(吉和)	19.09			
文化財保護法及び県文化財保護条例	史跡及び県史跡指定地域	計		257.15	文化財保護法及び広島県文化財保護条例の定めによる。	
		広島市	(安芸)	0.17		
			(矢野)	30.90		
			(祇園)	1.22		
			(安古市)	18.66		
			(可部)	2.04		
			(高陽)	10.33		
		北広島町	(大朝)	15.91		
			(千代田)	171.59		
			(豊平)	6.33		

単位：面積ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考	
文化財保護法及び 県文化財保護条例	名勝及び 県名勝指定地域	計		539.21	文化財保護法及び広島県文化財保護条例の定めによる。	
		広島市	(湯来)	181.76		
		大竹市		290.15		
		安芸太田町	(戸河内)	41.70		
		北広島町	(芸北)	25.60		
	天然記念物及び 県天然記念物指定地域	計		276.28		
		廿日市市	(佐伯)	0.76		
			(吉和)	4.26		
			(大野)	216.25		
		安芸太田町	(戸河内)	54.52		
北広島町	(大朝)	0.49				
県自然環境保全条例	県自然環境保全 全地域特別地区	計		398.18	広島県自然環境保全条例の定めによる。	
		広島市	(可部)	64.62		
			(湯来)	203.43		
		廿日市市	(佐伯)	53.53		
		安芸太田町	(筒賀)	26.94		
	北広島町	(芸北)	49.66			
	野生動物 保護地区	計		1.30		
		北広島町	(芸北)	1.30		
	県自然環境保全 普通地区	計		315.90		
		広島市	(可部)	63.75		
			(湯来)	208.07		
		廿日市市	(佐伯)	32.23		
	北広島町	(芸北)	11.85			
	緑地環境保全 全地域	計		245.24		
		広島市	(瀬野川)	182.21		
廿日市市		(佐伯)	25.30			
		(吉和)	6.63			
安芸太田町		(加計)	31.10			



単位：面積ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考	
急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域	計		25.08	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の定めによる。	
		広島市	(広島)	3.28		
			(安芸)	0.10		
			(船越)	0.04		
			(瀬野川)	0.29		
			(矢野)	0.08		
			(祇園)	0.24		
			(安古市)	0.07		
			(白木)	0.07		
			(五日市)	5.45		
		大竹市		5.26		
		廿日市市	(廿日市)	0.64		
			(佐伯)	0.80		
			(大野)	1.05		
		海田町		0.86		
		坂町		1.23		
		安芸太田町	(加計)	3.86		
			(戸河内)	0.70		
		北広島町	(千代田)	1.06		
地すべり等防止法	計		2.71	地すべり等防止法の定めによる。		
	広島市	(湯来)	2.71			

2 その他必要な事項  
特になし。

## 森林の施業方法

種類	施業方法	
	伐採方法	その他
水源かん養保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 特に定めない。 ただし、林況が粗悪な森林、急傾斜地、保安施設事業の施工地等の森林で伐採方法を制限しなければ土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものにあつては禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 樹種別に定める標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める。）以上とする。</p> <p>(3) 皆伐する場合の制限 伐採年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間）ごとに皆伐することのできる1か所当たりの面積は20ヘクタール以下の範囲内で定めた伐採の限度とする。</p> <p>(4) 択伐する場合の制限 ア 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えた時の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を、当該年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合とする。 ただし、その算出された率が30パーセントを超えるときは30パーセント（適確な更新が認められる森林（植栽義務が定められている森林等）については40パーセント）とする。 イ 指定後最初に行う場合の択伐率は、アにかかわらず30パーセント（適確な更新が認められる森林（植栽義務が定められている森林等）については40パーセント）に当該森林の立木材積、その他立木の構成状態に応じて定める係数を乗じた割合とする。</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 樹冠疎密度が80パーセント以上の箇所とする。</p> <p>(2) 間伐のできる立木の材積 当該林分の伐採時の立木材積の35パーセントを超えず、かつ、伐採後5年を経過して樹冠疎密度が80パーセント以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。</p>	<p>1 更新 成林が早急にしかも確実に期待される場合は、天然更新によることができるが、成林の見込みが困難な箇所及び樹種、林相の改良を目的とした伐採跡地については人工更新による。</p> <p>2 その他 落葉・下草・土石の採取は原則として禁止する。 ただし、造林又は保育のためにする地拵、下刈、除伐、つる切り又は枝打ちなどの森林施業はこの限りでない。</p>
土砂流出防備保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 特に定めない。 ただし、皆伐することができるのは、地盤が比較的安定した森林とし、その他の森林にあつては択伐とするが、保安施設事業の施工地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>(3) 皆伐する場合の制限 伐採年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間）ごとに皆伐することができる1か所当たりの面積は10ヘクタール以下の範囲内で定めた伐採の限度とする。</p> <p>(4) 択伐する場合の制限 （水源かん養保安林と同じ）</p>	<p>1 更新 原則として現在樹種の天然更新によるが、成林の見込みが困難な箇所については人工更新による。</p> <p>2 その他 （水源かん養保安林と同じ）</p>

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
土砂流出 防備保安林	<p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(2) 間伐することのできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)</p>	
土砂崩壊 防備保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 択伐とする。 ただし、保安施設事業の施工地で地盤の安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(2) 間伐することのできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)</p>	<p>1 更新 原則として現在樹種の天然更新による。</p> <p>2 その他 落葉・下草・土石の採取は原則として禁止する。</p>
防風 保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 特に定めない。 ただし、林帯の幅がおおむね 20 メートル未満の狭小な森林その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地の成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、10 メートル未満のもの）にあつては禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(2) 間伐することのできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)</p>	<p>1 更新 原則として人工更新による。</p> <p>2 その他 (水源かん養保安林と同じ)</p>
なだれ 防止 保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 禁伐とする。 ただし、緩傾斜地の森林、その他なだれによる被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては択伐することができる。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(2) 間伐することのできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)</p>	<p>1 更新 原則として現在樹種の天然更新による。</p> <p>2 その他 (水源かん養保安林と同じ)</p>

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
保安林 落石防止	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 禁伐とする。 ただし、緩傾斜の森林、その他落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては択伐とすることができる。</p>	<p>1 更新 (土砂崩壊防備保安林と同じ)</p> <p>2 その他 (土砂崩壊防備保安林と同じ)</p>
保安林 防火	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 禁伐とする。</p>	
保 健 保 安 林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 択伐とする。 ただし、伐採すれば、その伐採跡地における成林が著しく困難となるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。地域の景観を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(3) 皆伐する場合の制限 (土砂流出防備保安林と同じ)</p> <p>(4) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(2) 間伐のできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)</p>	<p>1 更新 (土砂流出防備保安林と同じ)</p> <p>2 その他 (水源かん養保安林と同じ)</p>
風 致 保 安 林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 択伐とする。 ただし、風致の保存のため、特に必要があると認められる森林にあつては禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(2) 間伐のできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)</p>	<p>1 更新 (なだれ防止保安林と同じ)</p> <p>2 その他 (水源かん養保安林と同じ)</p>
地区の 保安施設 の森林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 原則として禁伐とする。 ただし、立木を伐採しても指定の目的に支障のない場合は、当該指定目的相当の指定施業要件に準じ択伐又は伐採種を定めないものとする。</p>	

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
砂防指定地の森林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 択伐とする。 ただし、砂防設備の保全に悪影響があると認められる地域及び砂防工事により施工した山腹植栽地での伐採は原則として禁止する。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(2) 間伐することのできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)</p>	<p>1 更新 原則として人工更新による。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 土石類の採取は、原則として禁止する。</p> <p>(2) 地曳、土しゅらによる伐採木竹の搬出は、原則として禁止する。</p>
国立公園第一種特別地域の森林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 禁伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 標準伐期齢に10年を加えた年齢以上とする。</p> <p>(3) 択伐率 択伐率は、伐採時における当該林分の立木材積の10パーセント以内とする。</p>	<p>1 その他</p> <p>(1) 鉱物の掘採又は土石の採取は、露天掘を原則として禁止する。露天掘以外の方法によるものでも抗口を第一種特別地域に設けるものは、原則として禁止する。</p> <p>(2) 土地の開墾、その他土地の形状変更をきたす行為は原則として禁止する。</p>
国立公園第一種特別地域の森林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 択伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができるが、公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く)は、原則として、単木択伐法によるものとする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(3) 皆伐する場合の制限 ア 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。 ただし、疎密度3より多く保存木を残す場合又は、車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。</p> <p>(4) 択伐率 択伐率は、用材林においては、当該林分の立木材積の30パーセント以内とし、薪炭林にあつては60パーセント以内とする。</p>	<p>1 その他</p> <p>(1) 鉱物の掘採又は土石の採取は第一種特別地域の取扱いに準ずる。</p> <p>(2) 土地の開墾、その他土地の形状変更をきたす行為は、風致景観上支障のない場合を除き原則として禁止する。 (主たる景観から望見できない場所で、かつ、軽微な形状変更を除く。)</p>

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
国定公園特別保護地区の森林	1 主伐 (1) 伐採種 禁伐とする。	1 その他 (1) 鉱物の掘採及び落 葉・落枝・植物・土石 の採取は禁止する。 (2) 土地の開墾, その他 土地の形状変更をきた す行為は禁止する。 (3) 次に掲げる行為は禁 止する。 ア 木竹を植栽するこ と。 イ 火入れ又はたき火 をすること。
特別地域の森林 国定公園第一種	国立公園第一種特別地域の森林に準ずる。	
特別地域の森林 国定公園第二種	国立公園第二種特別地域の森林に準ずる。	
特別地域の森林 国定公園第三種	全般的に風致の維持を考慮して, 施業を行うこととし, 特に施業 方法は定めない。 ただし, 風致維持に著しい支障のある場合はこの限りではない。	1 その他 新規の露天掘は許可し ない。 ただし, 現地形を大幅 に改変するおそれがない ものは許可できる。
特別地域の森林 県立公園第一種	国立公園第一種特別地域の森林に準ずる。	
特別地域の森林 県立公園第二種	国立公園第二種特別地域の森林に準ずる。	

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
県立公園第三種特別地域の森林	<p>全般的な風致の維持を考慮して、施業を行うこととし、特に施業方法は定めない。</p> <p>ただし、風致維持に著しい支障のある場合はこの限りではない。</p>	<p>1 その他</p> <p>(1) 鉱物の掘採又は土石の採取は現地形を大幅に改変するおそれがないものを除き、露天掘りを原則として禁止する。露天掘り以外の方法によるものは、国立公園第一種特別地域の取扱に準ずる。</p> <p>(2) 土地の開墾、その他土地の形状変更をきたす行為は、国立公園第一種特別地域の取扱に準ずる。</p>
鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による特別保護地区の森林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 特に定めない。</p> <p>ただし、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その程度が特に著しいと認められる森林又は保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(3) 皆伐する場合の制限 地域森林計画の計画期間中における当該計画に係る特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。</p>	<p>1 更新 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>2 その他 (水源かん養保安林と同じ)</p>
林業種苗法による特別母樹林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 原則として禁伐とする。</p> <p>ただし、林業種苗法に基づき許可を受けた場合には伐採することができる。</p> <p>(2) 伐採許可の対象等</p> <p>ア 倒木又は枯死木</p> <p>イ 老齢不結実木</p> <p>ウ 病虫害まん延防止の場合</p> <p>エ 立木度の高い森林における劣勢木等</p>	<p>1 その他</p> <p>(1) 樹木の損傷等の行為は禁止する。</p> <p>(2) 土石の採取等、樹木の生育に支障を及ぼす行為は禁止する。</p>
文化財保護法及び県文化財保護条例による史跡及び県史跡指定地域の森林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 原則として禁伐とする。</p> <p>ただし、やむを得ない場合は、文化財保護法又は広島県文化財保護条例に基づき許可を得て、指定物件の尊厳維持に配慮して、伐採することができる。</p> <p>(2) 伐採木の搬出に際し、地曳等により地形の保全に著しい影響を及ぼさないこと。</p>	<p>1 更新 原則として現在樹種の天然更新によるが、成林の見込みが困難な場合は、人工更新による。</p> <p>2 その他 土石の採取、その他指定地域内の地形の現状変更をきたす行為は禁止する。</p>

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
文化財保護法及び県名勝及び県名勝指定地域の森林	<p>1 主伐</p> <p>(2) 伐採種 原則として禁伐とする。 ただし、やむを得ない場合は、文化財保護法又は広島県文化財保護条例に基づき許可を得て、風致景観を損なわないよう必要最小限度の単木択伐をすることができる。</p> <p>(2) 伐採木の搬出に際し、地曳等により、林地の保全及び貴重な下層植物群落に著しい影響を及ぼさないこと。</p>	<p>1 更新 原則として現在樹種の天然更新によるが、成林の見込みが困難な場合は、人工更新による。</p> <p>2 その他 落葉・下層植物・土石の採取その他、指定地域内の地形の現状変更をきたす行為は禁止する。</p>
文化財保護法及び県天然記念物及び県天然記念物指定地域の森林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 原則として禁伐とする。 ただし、文化財保護法又は広島県文化財保護条例に基づき許可を得た場合又は非常災害のために必要な応急処置を執る場合には伐採することができる。</p> <p>(2) 伐採木の搬出に際し、地曳等により、林地の保全及び貴重な下層植物群落に著しい影響を及ぼさないこと。</p>	<p>1 その他 落葉・下層植物・土石の採取その他、指定地域内の地形の現状変更をきたす行為は禁止する。</p>
県自然環境保全条例による自然環境保全地域の特別地区の森林	<p>伐採方法及びその限度は、各自然環境保全地域ごとの実情に応じて、その保全計画に定めることとするが、その基準は次によるものとする。</p> <p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 原則として択伐とする。 ただし、森林の群落構成を変える等、自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には小面積皆伐を行うことができる。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(4) 皆伐する場合の制限 一伐区の面積は、2ヘクタール以内とし、伐区は努めて分散させる。</p>	<p>1 その他 鉱物の掘採、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形状の変更をきたす行為及び建築物の設置等は原則として禁止する。</p>
野生動物植物保護地区の森林	<p>県自然環境保全条例による自然環境保全地域の特別地区の森林に準ずる。</p>	



種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
環境保全地域の普通地区の森林	<p>全般的に自然環境の維持を考慮して、施業を行うこととし、特に施業方法は定めない。</p> <p>ただし、自然環境の維持に著しい支障のある場合はこの限りではない。</p>	<p>1 その他</p> <p>鉱物の掘採、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形状の変更をきたす行為及び建築物の設置等は原則として禁止する。</p>
緑地環境保全地域の森林	<p>伐採方法及びその限度は、各自然環境保全地域ごとの実情に応じて、その保全計画に定めることとするが、その基準は次によるものとする。</p> <p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 原則として禁伐とする。</p> <p>ただし、森林の群落構成を変える等、自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐を行うことができる。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p>	
危険区域の森林	<p>1 主伐</p> <p>原則として禁伐とする。</p> <p>ただし、存置することによって崩壊を誘発・助長させると認められる立木竹及び急傾斜崩壊地防止工事の施工上支障となる立木竹の伐採を除く。</p>	<p>1 その他</p> <p>(1) 土砂の採取又は集積は原則として禁止する。</p> <p>(2) 地曳、土しゅらによる伐採木竹の搬出は、原則として禁止する。</p>
区域の森林	<p>1 主伐</p> <p>原則として禁伐とする。</p> <p>ただし、存置することによって崩壊を誘発・助長させると認められる立木竹及び地すべり防止工事の施工上支障となる立木竹の伐採を除く。</p>	<p>1 その他</p> <p>(1) 土砂の採取又は集積は原則として禁止する。</p> <p>(2) 地曳、土しゅらによる伐採木竹の搬出は、原則として禁止する。</p>

注 この表以外の制限行為については、他の法令に定める基準によるものとする。

## (附) 参考資料

### 1 森林計画区の概要

#### (1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha, 比率：%

区 分	区域面積①	森林面積			森林比率 ②/①×100
		総数②	国有林	民有林	
総 数	253,658	195,235	15,071	180,164	77.0
広島市	90,669	60,342	4,875	55,467	66.6
大竹市	7,866	5,747		5,747	73.1
廿日市市	48,949	41,503	6,716	34,787	84.8
安芸郡	府中町	1,041	434	434	41.7
	海田町	1,379	643	525	46.7
	熊野町	3,376	2,091	1,894	61.9
	坂 町	1,569	762	715	48.6
山県郡	安芸太田町	34,189	30,218	28,114	88.4
	北広島町	64,620	53,494	52,480	82.8
県全域	847,922	610,314	47,235	563,079	72.0

注1 区域面積：国土交通省国土地理院「令和3年全国都道府県市区町村別面積調（1月1日時点）」による。

2 国有林（林野庁所管）：近畿中国森林管理局

3 表中の森林面積は、森林法第5条に定められている森林の面積を示す。

4 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

#### (2) 地況

##### ア 気候

観 測 地	年 間	月 平 均 気 温			日照時間 (h)	最 大 積雪深 (cm)
	降水量 (mm)	最 高 (℃)	最 低 (℃)	年平均 (℃)		
広島市（広島）	1,806	29.3	5.8	16.9	2,095.4	4
大竹市（大竹）	1,821	29.0	5.9	16.8	2,054.3	
廿日市市（津田）	2,211	25.9	1.7	13.4	1,851.3	
安芸太田町（加計）	1,958	26.3	2.2	13.8	1,624.7	
北広島町（大朝）	2,032	24.8	0.9	12.4	1,681.4	62
北広島町（八幡）	2,558					114

注1 国土交通省気象庁「気象データ」による。

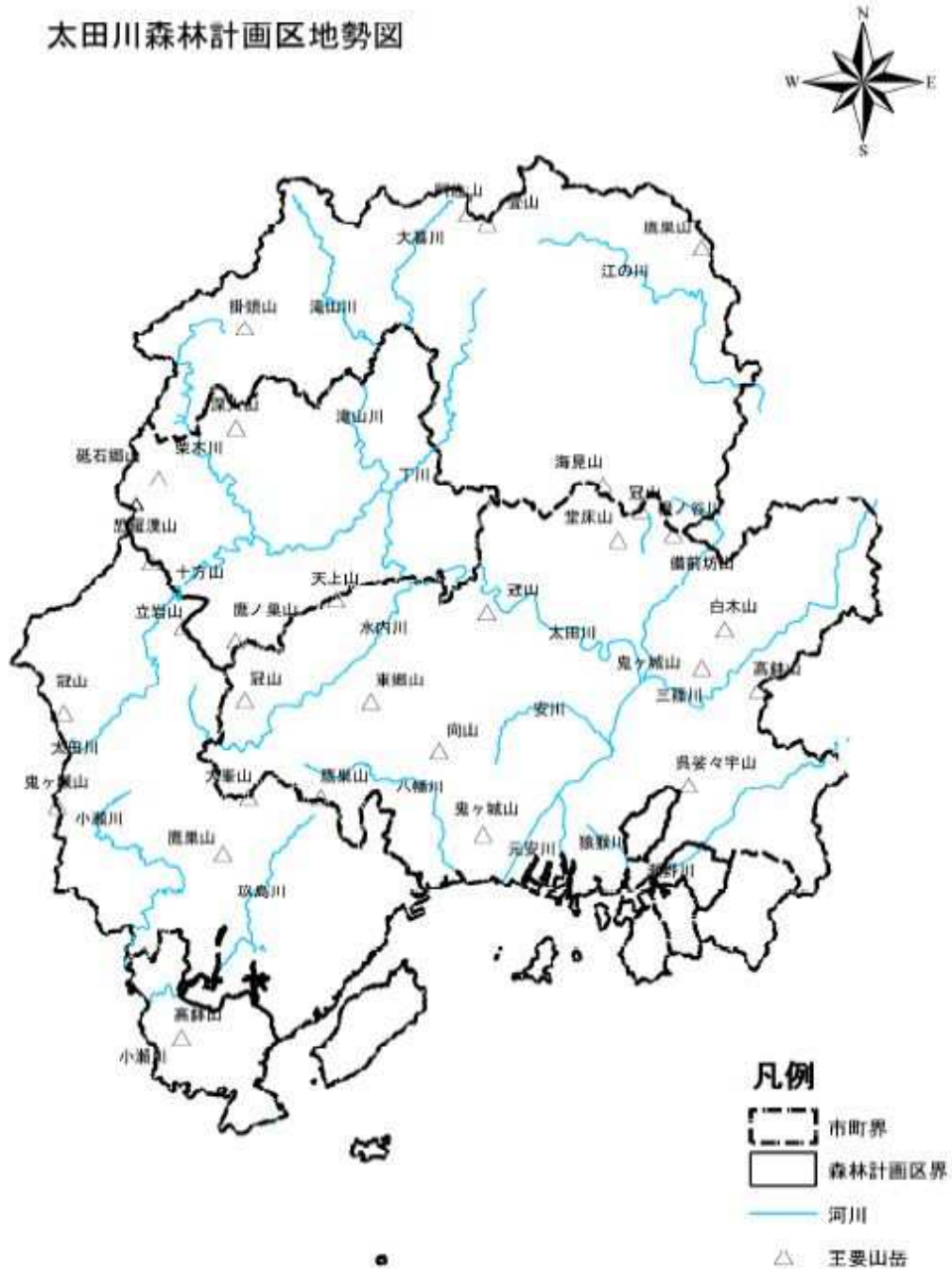
2 数値は、平成28年～令和2年の平均値による。

##### イ 地勢

別紙のとおり

# イ 地勢図

## 太田川森林計画区地勢図



ウ 地質，土壤等

(7) 市町村別地質分布面積（民有林）

単位 面積：ha

区 分	花崗岩	流紋岩	中・古生	第三・ 第四紀	その他	計
総 数	93,469	56,025	28,083		2,587	180,164
広島市	34,894	7,578	12,995			55,467
大竹市	5,189		558			5,747
廿日市市	19,622	5,320	8,260		1,586	34,787
安芸郡	府中町	434				434
	海田町	525				525
	熊野町	1,562	332			1,894
	坂 町	715				715
山県郡	安芸太田町	11,673	11,516	4,607	317	28,114
	北広島町	18,854	31,279	1,663	684	52,480
県全域	231,891	206,665	72,969	13,990	37,564	563,079

注1 表中の民有林面積は，森林法第5条に定められている森林の面積を示す。

2 四捨五入のため，内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(イ) 市町村別森林土壌分布面積（民有林）

単位 面積：ha

区 分	未熟土等	乾性 褐色森林土	適潤性 褐色森林土	湿性 褐色森林土	黒色土	計
総 数	11,805	53,590	112,090	55	2,624	180,164
広島市	4,705	22,954	27,766		43	55,467
大竹市	1,625	3,684	439			5,747
廿日市市	3,733	12,267	18,018		770	34,787
安芸郡	府中町	434				434
	海田町	295	230			525
	熊野町	298	1,406	190		1,894
	坂 町	715				715
山県郡	安芸太田町		324	27,735	55	28,114
	北広島町		12,726	37,943		1,811
県全域	52,300	208,986	280,918	55	20,820	563,079

注1 表中の民有林面積は，森林法第5条に定められている森林の面積を示す。

2 四捨五入のため，内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

## (3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	総数	森林	農地			その他		
			総数	うち田	うち畑	総数	うち宅地	
総 数	253,658	195,235	4,272	3,570	639	54,151	12,694	
広島市	90,669	60,342	871	566	285	29,456	8,591	
大竹市	7,866	5,747	56	48	6	2,063	566	
廿日市市	48,949	41,503	346	265	65	7,100	1,470	
安芸郡	府中町	1,041	434	6	5	1	600	314
	海田町	1,379	643	6	4	2	730	231
	熊野町	3,376	2,091	64	54	9	1,222	313
	坂 町	1,569	762				807	191
山県郡	安芸太田町	34,189	30,218	221	152	60	3,750	234
	北広島町	64,620	53,494	2,703	2,476	211	8,423	784
県 全 域	847,922	610,314	28,979	24,037	2,817	208,628	36,918	

注1 総面積：国土交通省国土地理院「令和3年全国都道府県市区町村別面積調」による。

注2 農地：農林水産省大臣官房統計部「農林業センサス(2020)」経営耕地の状況による。

注3 宅地：広島県総務局税務課「令和2年度版市町村税の概要」による。

注4 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

## (4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業	その他
		総額	農業	林業	漁業			
総 数	6,343,188	14,554	8,271	1,301	4,980	1,669,184	4,627,569	31,883
広島市	5,233,406	5,384	3,151	393	1,839	1,225,065	3,971,849	31,109
大竹市	229,543	1,150	54	40	1,055	152,870	73,690	1,833
廿日市市	362,628	2,407	617	273	1,517	117,727	243,478	▲ 984
安芸郡	府中町	119,887	4	1	3	25,850	94,445	▲ 412
	海田町	118,560	198	10	4	29,297	89,580	▲ 515
	熊野町	41,736	143	130	13	15,669	26,173	▲ 249
	坂 町	83,519	383	1	5	377	71,983	685
山県郡	安芸太田町	19,738	452	251	196	5	3,558	▲ 212
	北広島町	134,171	4,433	4,056	374	3	88,679	40,431
県全域	11,713,710	77,067	58,749	6,117	12,201	3,834,738	7,762,667	39,238

注1 広島県総務局統計課「平成30年度広島県市町民経済計算結果報告」による。

注2 その他欄は、輸入品に課される税・関税(控除)総資本形成に係る消費税。

注3 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

## (5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	総 数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	分類不能	
		総数	農業	林業	漁業				
総 数	702,576	9,335	7,877	432	1,026	160,065	509,227	23,949	
広島市	566,566	5,259	4,609	230	420	123,553	417,528	20,226	
大竹市	12,488	287	139	10	138	4,175	7,672	354	
廿日市市	55,057	1,241	803	60	378	13,120	39,108	1,588	
安芸郡	府中町	24,621	57	50	3	4	6,453	17,289	822
	海田町	14,107	82	63	4	15	4,062	9,640	323
	熊野町	10,993	196	185	5	6	3,796	6,687	314
	坂 町	5,736	74	13	1	60	1,412	4,164	86
山県郡	安芸太田町	2,953	340	285	53	2	654	1,889	70
	北広島町	10,055	1,799	1,730	66	3	2,840	5,250	166
県 全 域	1,336,568	41,312	36,678	1,194	3,440	347,007	904,269	43,980	

注1 総務省統計局「平成27年国勢調査」による。

注2 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

ア 太田川森林計画区

(7) 総数 (その1)

単位 面積：ha，材積：m³，成長量：m³，竹束

	総 数			針 葉 樹 総 数			ス ギ			ヒ ノ キ		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総 数	180,164.20	38,387,898	285,706.8									
立木地合計	177,470.77	38,387,898	285,706.8	111,523.12	30,050,317	208,051.1	27,459.61	10,341,114	49,903.7	32,148.99	9,068,162	111,882.0
天然林合計	106,186.90	16,888,521	110,559.7	41,301.25	8,634,357	34,687.2	593.51	222,250	751.0	14.70	4,822	42.4
人工林合計	71,283.87	21,499,377	175,147.1	70,221.87	21,415,960	173,363.9	26,866.10	10,118,864	49,152.7	32,134.29	9,063,340	111,839.6
1	天然林	2.01										
	人工林	2.21			2.21					2.21		
2	天然林	24.99				0.62						
	人工林	6.62			6.59		0.34			6.25		
3	天然林	34.58	429	41.8		0.34						
	人工林	170.47	5,472	861.7	151.31	5,081	824.5	17.23	227	30.6	133.27	4,828
4	天然林	452.51	19,388	1,431.2		196.08						
	人工林	839.75	66,083	5,918.8	730.80	62,703	5,681.4	17.23	300	20.7	706.86	61,964
5	天然林	307.81	33,329	1,398.1		226.73						
	人工林	1,572.63	202,088	11,904.8	1,447.21	197,207	11,626.4	54.32	10,417	442.7	1,354.38	184,816
6	天然林	303.46	36,284	1,100.9		173.73						
	人工林	1,872.68	328,382	12,914.3	1,697.32	319,111	12,531.4	135.68	35,245	928.6	1,558.94	283,572
7	天然林	868.39	105,122	2,500.2		445.37						
	人工林	2,468.32	567,581	15,388.5	2,414.46	564,311	15,277.1	280.40	83,735	1,530.9	2,121.68	479,081
8	天然林	1,046.98	90,317	2,143.4		139.50						
	人工林	4,601.62	1,219,450	23,200.8	4,501.24	1,212,579	23,016.0	705.97	227,220	3,092.4	3,730.57	977,757
9	天然林	1,868.12	188,508	3,379.2		396.55						
	人工林	5,818.97	1,706,193	22,447.0	5,783.90	1,703,191	22,383.1	937.22	323,925	3,387.9	4,481.38	1,307,686
10	天然林	6,360.36	633,246	10,089.0		650.63						
	人工林	6,379.06	1,964,185	17,362.0	6,353.26	1,961,633	17,317.8	1,377.84	498,791	4,157.3	4,379.29	1,362,574
11	天然林	6,317.67	888,789	9,713.7		1,886.34						
	人工林	10,529.30	3,276,687	22,027.7	10,494.74	3,272,915	21,974.5	3,427.68	1,273,650	9,008.3	4,842.82	1,554,558
12	天然林	12,403.21	1,954,685	15,893.3		5,119.03						
	人工林	13,223.02	4,145,174	18,431.4	13,097.92	4,130,326	18,257.7	5,721.38	2,194,589	8,908.0	3,315.01	1,078,276
13	天然林	18,846.03	3,044,082	21,645.1		7,681.54						
	人工林	12,043.08	3,919,506	14,753.0	11,987.88	3,913,377	14,687.2	6,741.17	2,591,222	9,954.8	2,336.22	731,971
14	天然林	17,059.65	2,785,036	14,618.7		6,328.72						
	人工林	4,652.55	1,570,366	4,684.5	4,592.91	1,563,758	4,635.8	3,160.26	1,220,818	3,732.8	675.93	213,540
15	天然林	12,356.11	2,080,941	8,369.5		4,753.25						
	人工林	1,423.91	509,248	1,125.7	1,361.50	501,342	1,081.6	978.88	390,668	916.1	288.02	96,001
16	天然林	8,072.99	1,407,574	5,503.2		3,166.32						
	人工林	1,126.45	411,052	871.2	1,086.71	405,898	842.7	715.04	282,855	671.0	351.92	119,841
17	天然林	5,956.12	1,060,256	3,979.9		2,588.17						
	人工林	1,242.96	437,427	896.3	1,227.43	435,279	884.7	705.84	270,531	656.7	510.08	163,245
18	天然林	4,092.53	752,123	2,694.8		1,953.13						
	人工林	1,088.46	389,424	757.8	1,077.92	388,048	750.2	551.30	212,253	505.0	512.83	173,281
19	天然林	2,666.57	487,181	1,585.8		1,661.35						
	人工林	778.42	274,968	545.7	776.80	274,810	544.7	431.67	161,123	389.5	339.90	112,922
20	天然林	7,146.81	1,321,231	4,471.9		3,933.85						
	人工林	1,443.39	506,091	1,055.9	1,429.76	504,391	1,047.1	906.65	341,295	819.4	486.73	157,427
無立木地	竹林面積	385.81	655,216	211.98	2,095.64							
	伐採跡地計	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	クリ	ブナ	ザツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

ア 太田川森林計画区

(7) 総 数 (その2)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	マ ツ			そ の 他 針			広 葉 樹 総 数			ク ス ギ		
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総 数												
立木地合計	51,589.04	10,563,194	45,979.0	325.48	77,847	286.4	65,947.65	8,337,581	77,655.7	313.33	38,596	362.4
天然林合計	40,563.11	8,378,598	33,816.4	129.93	28,687	77.4	64,885.65	8,254,164	75,872.5	264.10	35,710	268.4
人工林合計	11,025.93	2,184,596	12,162.6	195.55	49,160	209.0	1,062.00	83,417	1,783.2	49.23	2,886	94.0
1	天然林						2.01					
	人工林											
2	天然林	0.62					24.37					
	人工林						0.03					
3	天然林	0.34					34.24	429	41.8			
	人工林	0.81	26	3.8			19.16	391	37.2			
4	天然林	196.08	11,304	875.7			256.43	8,084	555.5			
	人工林	5.40	322	24.3	1.31	117	108.95	3,380	237.4	6.09	140	10.8
5	天然林	225.63	29,307	1,181.9			81.08	3,783	206.4	0.01		
	人工林	38.51	1,974	120.4			125.42	4,881	278.4	9.15	313	18.9
6	天然林	158.04	24,323	677.9	1.56	255	129.73	7,933	317.9			
	人工林	2.64	287	9.8	0.06	7	175.36	9,271	382.9	10.11	485	20.6
7	天然林	440.91	75,034	1,540.5			423.02	28,733	935.1			
	人工林	12.18	1,458	36.3	0.20	37	53.86	3,270	111.4	4.83	324	10.8
8	天然林	137.63	23,096	358.4			907.48	66,599	1,776.6			
	人工林	64.70	7,602	143.3			100.38	6,871	184.8	9.38	630	16.5
9	天然林	394.30	65,877	778.5	0.05	11	1,471.57	121,836	2,592.4	0.11	11	0.2
	人工林	362.67	70,998	776.7	2.63	582	35.07	3,002	63.9	6.83	656	13.7
10	天然林	617.53	109,337	965.5			5,709.73	512,215	9,024.8	0.72	81	1.4
	人工林	593.30	99,606	873.9	2.83	662	25.80	2,552	44.2	0.38	43	0.7
11	天然林	1,854.20	373,093	2,534.4	0.10	24	4,431.33	503,175	7,092.7	11.31	1,383	19.5
	人工林	2,218.83	443,390	2,971.7	5.41	1,317	34.56	3,772	53.2			
12	天然林	5,109.77	1,057,987	5,478.5	0.56	141	7,284.18	893,322	10,401.4	13.79	1,716	20.4
	人工林	4,016.47	846,276	4,350.0	45.06	11,185	125.10	14,848	173.7			
13	天然林	7,655.48	1,595,758	6,471.3	6.63	1,702	11,164.49	1,438,617	15,138.7	46.09	6,180	63.0
	人工林	2,807.88	563,941	2,361.9	102.61	26,243	55.20	6,129	65.8			
14	天然林	6,284.46	1,317,663	4,150.8	0.44	90	10,730.93	1,448,878	10,416.2	74.72	10,222	73.0
	人工林	723.31	120,761	424.0	33.41	8,639	26.1	59.64	48.7			
15	天然林	4,742.99	1,006,227	2,434.5	1.21	284	7,602.86	1,070,575	5,925.9	65.32	9,001	50.3
	人工林	94.60	14,673	34.4			62.41	7,906	44.1			
16	天然林	3,134.82	687,403	1,642.9	1.33	280	4,906.67	707,576	3,832.6	29.77	3,917	23.1
	人工林	19.72	3,196	7.6	0.03	6	39.74	5,154	28.5			
17	天然林	2,562.60	559,301	1,324.0	2.37	488	3,367.95	492,483	2,637.1	7.94	1,089	6.1
	人工林	11.51	1,503	3.4			15.53	2,148	11.6	2.46	295	2.0
18	天然林	1,939.10	428,096	1,006.2	3.98	843	2,139.40	318,903	1,677.0	9.17	1,346	7.3
	人工林	13.62	2,490	6.1	0.17	24	10.54	1,376	7.6			
19	天然林	1,656.59	336,664	799.7	2.98	645	1,005.22	149,113	783.2	1.25	175	1.1
	人工林	5.23	765	1.8			1.62	158	1.0			
20	天然林	3,452.02	678,128	1,595.7	108.72	23,924	3,212.96	481,910	2,517.2	3.90	589	3.0
	人工林	34.55	5,328	13.2	1.83	341	0.8	13.63	8.8			
無 立 木 地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	伐採跡地計	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	ク ス ギ	アベマキ	ク リ	ブ ナ	ザ ツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

ア 太田川森林計画区

(7) 総 数 (その3)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	ア ベ マ キ			ク リ			ブ ナ			そ の 他 広			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総 数													
立木地合計	16.36	2,137	15.7	81.86	11,178	97.2	12.93	1,392	21.7	65,523.17	8,284,278	77,158.7	
天然林合計	16.29	2,129	15.6	61.68	8,926	68.4	6.55	991	5.3	64,537.03	8,206,408	75,514.8	
人工林合計	0.07	8	0.1	20.18	2,252	28.8	6.38	401	16.4	986.14	77,870	1,643.9	
1	天然林									2.01			
	人工林												
2	天然林									24.37			
	人工林									0.03			
3	天然林									34.24	429	41.8	
	人工林									19.16	391	37.2	
4	天然林									256.43	8,084	555.5	
	人工林			1.11	37	2.5				101.75	3,203	224.1	
5	天然林									81.07	3,783	206.4	
	人工林			1.15	56	3.2	0.10	5	0.3	115.02	4,507	256.0	
6	天然林									129.73	7,933	317.9	
	人工林			0.95	59	2.3	6.28	396	16.1	158.02	8,331	343.9	
7	天然林									423.02	28,733	935.1	
	人工林									49.03	2,946	100.6	
8	天然林	0.68	46	1.2						906.80	66,553	1,775.4	
	人工林									91.00	6,241	168.3	
9	天然林									1,471.46	121,825	2,592.2	
	人工林									28.24	2,346	50.2	
10	天然林									5,709.01	512,134	9,023.4	
	人工林			0.22	24	0.3				25.20	2,485	43.2	
11	天然林			0.78	96	1.3				4,419.24	501,696	7,071.9	
	人工林			1.77	200	2.8				32.79	3,572	50.4	
12	天然林			0.09	9	0.1				7,270.30	891,597	10,380.9	
	人工林			8.04	992	11.4				117.06	13,856	162.3	
13	天然林	1.67	232	2.3	32.13	4,499	44.2	0.36	50	0.5	11,084.24	1,427,656	15,028.7
	人工林				1.50	188	1.9			53.70	5,941	63.9	
14	天然林	7.00	1,009	6.9	0.39	50	0.3			10,648.82	1,437,597	10,336.0	
	人工林				4.00	496	3.3			55.64	6,112	45.4	
15	天然林	1.78	223	1.4	0.68	77	0.5	2.31	351	1.8	7,532.77	1,060,923	5,871.9
	人工林				0.07	11	0.1			62.34	7,895	44.0	
16	天然林	0.84	110	0.6						4,876.06	703,549	3,808.9	
	人工林				0.70	90	0.5			39.04	5,064	28.0	
17	天然林	2.89	339	2.0	0.61	90	0.4			3,356.51	490,965	2,628.6	
	人工林				0.23	35	0.1			12.84	1,818	9.5	
18	天然林	0.96	115	0.7	3.44	522	2.9			2,125.83	316,920	1,666.1	
	人工林				0.24	34	0.2			10.30	1,342	7.4	
19	天然林	0.14	16	0.2	0.66	101	0.5			1,003.17	148,821	781.4	
	人工林	0.07	8	0.1	0.20	30	0.2			1.35	120	0.7	
20	天然林	0.33	39	0.3	22.90	3,482	18.2	3.88	590	3.0	3,181.95	477,210	2,492.7
	人工林									13.63	1,700	8.8	
無 立 木 地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地									
	伐採跡地計	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	ク リ	ブ ナ	ザ ツ			



2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

ア 太田川森林計画区

(4) 育成複層林 (その1)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	総 数			針 葉 樹 総 数			ス ギ			ヒ ノ キ		
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総 数	2,195.36	390,915	2,002.9									
立木地合計	2,195.36	390,915	2,002.9	1,761.99	340,359	1,523.4	194.18	65,073	285.4	104.68	28,861	148.9
天然林合計	652.14	114,867	640.6	421.83	85,424	356.7				14.70	4,822	42.4
人工林合計	1,543.22	276,048	1,362.3	1,340.16	254,935	1,166.7	194.18	65,073	285.4	89.98	24,039	106.5
1	天然林											
	人工林											
2	天然林											
	人工林											
3	天然林											
	人工林											
4	天然林											
	人工林											
5	天然林	0.37	63	3.2	0.37	63	3.2	0.12	26	1.1	0.25	37
	人工林	0.21	25	0.8	0.21	25	0.8					
6	天然林	5.48	1,116	30.1	5.45	1,115	30.1	5.01	1,070	27.9	0.44	45
	人工林	7.78	599	18.7								
7	天然林	4.93	760	17.6	4.75	749	17.3				0.52	89
	人工林											
8	天然林	2.84	343	9.9	2.84	343	9.9				2.66	325
	人工林	10.07	1,047	21.1	0.29	50	0.6					
9	天然林	27.32	5,618	62.3	25.93	5,476	59.4	0.49	82	1.1	1.06	198
	人工林	27.78	7,074	63.1	26.41	6,954	61.0				14.70	4,822
10	天然林	20.64	3,548	31.5	17.19	3,282	26.8	0.12	20	0.2	0.83	173
	人工林	33.73	5,996	46.4	25.96	5,190	35.2					
11	天然林	96.70	21,664	146.6	93.82	21,450	143.6	26.01	8,093	57.9	20.86	4,945
	人工林	94.10	18,110	100.6	81.73	16,488	81.6					
12	天然林	601.20	116,246	609.3	528.17	107,871	511.7	62.41	23,984	93.8	24.51	7,687
	人工林	181.98	28,752	194.7	92.82	17,579	72.8					
13	天然林	302.39	47,284	212.6	279.24	45,377	190.1	49.37	16,230	61.7	6.36	1,212
	人工林	100.90	16,523	83.2	48.03	9,516	31.7					
14	天然林	179.48	27,095	99.4	147.00	24,266	76.7	18.06	5,348	18.5	5.41	1,499
	人工林	107.17	20,840	60.8	88.89	18,384	46.3					
15	天然林	137.08	20,777	62.5	101.27	16,601	38.6	7.02	2,001	4.4	0.13	22
	人工林	35.78	7,094	19.2	29.59	6,156	14.3					
16	天然林	33.58	4,687	14.9	21.29	3,586	8.0	0.24	80	0.2	1.61	386
	人工林	28.32	4,785	18.8	12.00	2,326	5.8					
17	天然林	27.34	6,068	12.8	25.39	5,864	11.8	8.27	2,741	6.2	5.99	1,721
	人工林	9.98	1,649	5.2	7.53	1,291	3.3					
18	天然林	19.44	3,392	9.1	15.75	3,008	6.9	0.53	128	0.4	1.92	491
	人工林	1.11	229	0.5	1.11	229	0.5					
19	天然林	25.69	6,655	12.1	24.58	6,571	11.6	6.49	2,019	4.6	12.94	3,808
	人工林	13.23	2,144	7.5	7.26	1,236	2.8					
20	天然林	58.74	10,732	28.4	47.12	9,313	21.0	10.04	3,251	7.4	4.49	1,401
	人工林											
無 立 木 地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	伐採跡地計	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	クヌギ	アバマキ	ク リ	ブ ナ	ザ ツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

ア 太田川森林計画区

(イ) 育成複層林 (その2)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	マ ツ			そ の 他 針			広 葉 樹 総 数			ク ス ギ		
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総 数												
立木地合計	1,460.98	246,043	1,088.2	2.15	382	0.9	433.37	50,556	479.5			
天然林合計	407.13	80,602	314.3				230.31	29,443	283.9			
人工林合計	1,053.85	165,441	773.9	2.15	382	0.9	203.06	21,113	195.6			
1	天然林											
	人工林											
2	天然林											
	人工林											
3	天然林											
	人工林											
4	天然林											
	人工林											
5	天然林											
	人工林											
6	天然林	0.21	25	0.8								
	人工林						0.03	1				
7	天然林						7.78	599	18.7			
	人工林	4.23	660	14.2			0.18	11	0.3			
8	天然林	0.18	18	0.3								
	人工林											
9	天然林	0.29	50	0.6			9.78	997	20.5			
	人工林	24.38	5,196	55.1			1.39	142	2.9			
10	天然林	11.71	2,132	18.6			1.37	120	2.1			
	人工林	16.24	3,089	25.0			3.45	266	4.7			
11	天然林	25.96	5,190	35.2			7.77	806	11.2			
	人工林	46.95	8,412	54.5			2.88	214	3.0			
12	天然林	81.73	16,488	81.6			12.37	1,622	19.0			
	人工林	441.08	76,180	382.0	0.17	20	73.03	8,375	97.6			
13	天然林	92.82	17,579	72.8			89.16	11,173	121.9			
	人工林	223.51	27,935	124.3			23.15	1,907	22.5			
14	天然林	48.03	9,516	31.7			52.87	7,007	51.5			
	人工林	123.53	17,419	55.1			32.48	2,829	22.7			
15	天然林	88.89	18,384	46.3			18.28	2,456	14.5			
	人工林	94.12	14,578	34.2			35.81	4,176	23.9			
16	天然林	29.59	6,156	14.3			6.19	938	4.9			
	人工林	19.41	3,114	7.4	0.03	6	12.29	1,101	6.9			
17	天然林	12.00	2,326	5.8			16.32	2,459	13.0			
	人工林	11.13	1,402	3.2			1.95	204	1.0			
18	天然林	7.53	1,291	3.3			2.45	358	1.9			
	人工林	13.18	2,374	5.9	0.12	15	3.69	384	2.2			
19	天然林	1.11	229	0.5								
	人工林	5.15	744	1.8			1.11	84	0.5			
20	天然林	7.26	1,236	2.8			5.97	908	4.7			
	人工林	30.76	4,320	10.9	1.83	341	11.62	1,419	7.4			
無 立 木 地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	伐採跡地計	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	ク ス ギ	アベマキ	ク リ	ブ ナ	ザ ツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

ア 太田川森林計画区

(4) 育成複層林 (その3)

単位 面積：ha，材積：m<sup>3</sup>，成長量：m<sup>3</sup>，竹束

	アベマキ			クリ			ブナ			その他広		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数												
立木地合計				30.09	4,213	41.4				403.28	46,343	438.1
天然林合計				30.09	4,213	41.4				200.22	25,230	242.5
人工林合計										203.06	21,113	195.6
1	天然林											
	人工林											
2	天然林											
	人工林											
3	天然林											
	人工林											
4	天然林											
	人工林											
5	天然林											
	人工林											
6	天然林									0.03	1	
	人工林											
7	天然林									7.78	599	18.7
	人工林									0.18	11	0.3
8	天然林											
	人工林											
9	天然林									9.78	997	20.5
	人工林									1.39	142	2.9
10	天然林									1.37	120	2.1
	人工林									3.45	266	4.7
11	天然林									7.77	806	11.2
	人工林									2.88	214	3.0
12	天然林									12.37	1,622	19.0
	人工林									73.03	8,375	97.6
13	天然林			30.09	4,213	41.4				59.07	6,960	80.5
	人工林									23.15	1,907	22.5
14	天然林									52.87	7,007	51.5
	人工林									32.48	2,829	22.7
15	天然林									18.28	2,456	14.5
	人工林									35.81	4,176	23.9
16	天然林									6.19	938	4.9
	人工林									12.29	1,101	6.9
17	天然林									16.32	2,459	13.0
	人工林									1.95	204	1.0
18	天然林									2.45	358	1.9
	人工林									3.69	384	2.2
19	天然林									1.11	84	0.5
	人工林									5.97	908	4.7
20	天然林									11.62	1,419	7.4
	人工林											
無立木地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	伐採跡地計	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	クリ	ブナ	ザツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

イ 全県

(7) 総数

(その1)

単位 面積 : ha, 材積 : m<sup>3</sup>, 成長量 : m<sup>3</sup>, 竹束

	総数			針葉樹総数			スギ			ヒノキ		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	563,079.38	104,048,658	840,790.0									
立木地合計	550,385.43	104,048,658	840,790.0	340,850.85	79,486,213	595,489.6	48,123.12	17,996,330	87,583.7	98,108.35	25,600,574	348,202.4
天然林合計	375,354.57	55,888,027	369,708.5	171,065.16	31,675,985	133,227.5	597.72	224,008	755.7			
人工林合計	175,030.86	48,160,631	471,081.5	169,785.69	47,810,228	462,262.1	47,525.40	17,772,322	86,828.0	98,108.35	25,600,574	348,202.4
1 天然林		374.72			12.72							
1 人工林		317.06			315.48			24.39			254.57	
2 天然林		304.67			3.68							
2 人工林		771.00			713.20			29.79			594.38	
3 天然林		419.85	6,816	783.9	61.21	1,873	269.8					
3 人工林		689.55	16,196	2,636.9	625.34	15,044	2,523.8	29.88	252	34.1	535.61	13,691
4 天然林		2,137.12	108,000	7,641.7	1,095.99	80,932	5,634.5					
4 人工林		2,989.60	183,838	17,493.1	2,532.57	171,315	16,579.6	60.78	3,673	251.4	2,292.75	160,265
5 天然林		1,711.02	179,678	7,657.4	1,364.27	165,571	6,863.8	1.10	239	9.8		
5 人工林		5,822.28	609,103	38,455.5	5,129.58	583,952	36,986.3	99.16	18,730	801.3	4,809.28	551,037
6 天然林		1,533.84	144,763	4,848.4	778.10	103,772	3,172.5	14.13	3,773	98.5		
6 人工林		6,848.09	1,026,053	43,850.1	6,038.95	986,833	42,206.3	202.62	51,972	1,380.4	5,812.68	932,258
7 天然林		2,596.72	252,220	6,713.3	981.38	145,325	3,209.1	4.46	1,355	24.6		
7 人工林		8,626.23	1,734,483	50,696.1	7,994.58	1,696,355	49,406.8	410.90	120,760	2,223.3	7,491.92	1,566,029
8 天然林		5,260.84	447,215	10,565.6	909.32	129,984	2,121.7	1.87	622	8.4		
8 人工林		14,026.00	3,312,614	67,980.3	13,318.99	3,263,660	66,659.8	1,026.49	325,613	4,457.5	11,981.34	2,900,920
9 天然林		10,316.27	937,695	17,709.1	1,563.17	241,969	2,886.9	2.30	806	8.5		
9 人工林		17,719.73	4,778,316	66,432.6	17,357.21	4,749,632	65,820.3	1,628.20	551,932	5,842.6	14,696.00	4,037,320
10 天然林		15,562.00	1,596,962	23,983.3	2,903.65	475,048	4,247.8	18.40	6,872	56.3		
10 人工林		17,518.21	5,116,672	46,733.3	17,441.13	5,109,851	46,613.9	2,313.68	825,038	6,967.6	13,767.31	4,062,929
11 天然林		21,244.32	2,758,905	30,534.6	6,516.24	1,195,710	8,493.0	32.04	12,497	86.4		
11 人工林		24,969.32	7,521,677	50,884.8	24,851.95	7,510,018	50,719.5	6,438.11	2,382,851	16,985.1	13,303.56	4,160,452
12 天然林		39,425.28	5,711,684	46,739.7	16,475.40	3,082,900	16,383.4	9.21	3,441	13.5		
12 人工林		28,350.55	8,721,712	39,135.0	28,081.21	8,692,918	38,800.2	11,085.22	4,244,349	17,340.8	8,698.14	2,809,902
13 天然林		66,428.75	10,274,495	72,030.8	31,610.09	6,033,486	24,978.8	19.74	8,133	29.1		
13 人工林		23,639.13	7,596,990	28,369.9	23,411.49	7,573,156	28,091.7	11,970.27	4,568,881	17,735.8	6,350.53	2,013,371
14 天然林		63,661.38	9,817,999	52,989.5	26,147.11	5,053,733	16,723.1	43.82	18,405	51.4		
14 人工林		9,661.60	3,208,586	9,396.0	9,392.23	3,179,712	9,167.5	5,701.93	2,206,725	6,762.1	2,257.15	721,353
15 天然林		40,791.46	6,518,610	26,790.9	17,309.60	3,374,009	8,618.3	12.15	5,176	11.3		
15 人工林		2,786.47	924,374	2,087.3	2,546.60	896,149	1,918.8	1,561.43	618,073	1,480.5	722.73	234,010
16 天然林		27,656.10	4,502,385	17,979.5	12,382.23	2,438,697	6,189.7	30.17	12,315	27.1		
16 人工林		1,863.34	629,394	1,322.6	1,767.15	618,034	1,256.9	956.25	376,557	898.0	659.78	217,212
17 天然林		20,802.03	3,462,317	13,261.8	10,226.47	2,007,350	5,067.9	23.39	8,065	17.7		
17 人工林		2,098.21	700,695	1,394.1	2,054.32	695,475	1,363.3	935.20	355,817	873.3	1,003.01	319,954
18 天然林		14,678.76	2,490,616	8,906.4	8,529.95	1,639,032	4,144.9	10.05	4,281	9.4		
18 人工林		1,826.71	614,946	1,197.6	1,794.92	611,480	1,176.8	788.96	297,997	729.1	920.74	299,253
19 天然林		11,980.83	2,029,247	6,481.9	8,928.00	1,605,417	4,131.6	1.78	759	1.6		
19 人工林		1,482.51	489,109	955.7	1,470.57	487,846	947.4	652.75	238,421	596.0	745.99	237,026
20 天然林		28,468.61	4,648,420	14,090.7	23,266.58	3,901,177	10,090.7	373.11	137,269	302.1		
20 人工林		3,025.27	975,873	2,060.6	2,948.22	968,798	2,023.2	1,609.39	584,681	1,469.1	1,210.88	363,592
無立木地	竹林面積		竹林蓄積	更新困難地	未立木地							
		2,432.67	3,639,037	746.52	9,514.76							
	伐採跡地計	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	クリ	ブナ	ザツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

イ 全県

(ア) 総数

(その2)

単位 面積: ha, 材積: m<sup>3</sup>, 成長量: m<sup>3</sup>, 竹束

	マ ツ			そ の 他 針			広 葉 樹 総 数			ク ヌ ギ		
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総 数												
立木地合計	193,989.22	35,738,559	159,136.0	630.16	150,750	567.5	209,534.58	24,562,445	245,300.4	1,694.55	149,653	2,481.0
天然林合計	170,315.50	31,419,019	132,380.1	151.94	32,958	91.7	204,289.41	24,212,042	236,481.0	866.46	101,167	811.4
人工林合計	23,673.72	4,319,540	26,755.9	478.22	117,792	475.8	5,245.17	350,403	8,819.4	828.09	48,486	1,669.6
1 天然林	12.72							362.00		0.11		
1 人工林	31.95			4.57				1.58		0.10		
2 天然林	3.68							300.99		6.54		
2 人工林	88.13			0.90				57.80		11.48		
3 天然林	61.21	1,873	269.8					358.64	4,943	514.1		
3 人工林	59.85	1,101	169.7					64.21	1,152	113.1	2.11	3.9
4 天然林	1,095.99	80,932	5,634.5					1,041.13	27,068	2,007.2		
4 人工林	177.73	7,260	644.3	1.31	117	7.7		457.03	12,523	913.5	34.54	940
5 天然林	1,363.17	165,332	6,854.0					346.75	14,107	793.6	0.16	4
5 人工林	219.48	13,984	779.2	1.66	201	8.3		692.70	25,151	1,469.2	108.96	3,925
6 天然林	762.41	99,744	3,067.4	1.56	255	6.6		755.74	40,991	1,675.9	1.82	84
6 人工林	23.51	2,583	87.9	0.14	20	0.5		809.14	39,220	1,643.8	229.28	11,380
7 天然林	976.92	143,970	3,184.5					1,615.34	106,895	3,504.2	7.74	416
7 人工林	91.41	9,501	254.4	0.35	65	1.2		631.65	38,128	1,289.3	248.33	15,961
8 天然林	907.45	129,362	2,113.3					4,351.52	317,231	8,443.9	0.87	60
8 人工林	309.07	36,820	690.8	2.09	307	5.1		707.01	48,954	1,320.5	148.35	11,408
9 天然林	1,560.82	241,152	2,878.3	0.05	11	0.1		8,753.10	695,726	14,822.2	0.71	58
9 人工林	1,030.36	159,796	1,939.0	2.65	584	6.1		362.52	28,684	612.3	18.36	1,708
10 天然林	2,885.25	468,176	4,191.5					12,658.35	1,121,914	19,735.5	2.09	177
10 人工林	1,357.31	221,222	1,976.1	2.83	662	5.2		77.08	6,821	119.4	4.58	493
11 天然林	6,483.66	1,183,122	8,405.9	0.54	91	0.7		14,728.08	1,563,195	22,041.6	12.80	1,515
11 人工林	5,100.99	964,542	6,693.4	9.29	2,173	14.0		117.37	11,659	165.3	0.10	12
12 天然林	16,462.75	3,078,749	16,366.4	3.44	710	3.5		22,949.88	2,628,784	30,356.3	36.60	4,004
12 人工林	8,216.23	1,618,537	8,482.5	81.62	20,130	95.8		269.34	28,794	334.8	0.60	61
13 天然林	31,580.98	6,023,077	24,940.8	9.37	2,276	8.9		34,818.66	4,241,009	47,052.0	128.89	14,942
13 人工林	4,838.98	927,642	3,919.0	251.71	63,262	240.5		227.64	23,834	278.2	2.84	344
14 天然林	26,097.08	5,034,063	16,667.6	6.21	1,265	4.1		37,514.27	4,764,266	36,266.4	255.65	29,974
14 人工林	1,316.68	221,870	773.4	116.47	29,764	90.3		269.37	28,874	228.5	1.50	149
15 天然林	17,292.32	3,367,729	8,604.2	5.13	1,104	2.8		23,481.86	3,144,601	18,172.6	213.07	26,122
15 人工林	262.29	44,026	110.2	0.15	40	0.1		239.87	28,225	168.5	6.54	785
16 天然林	12,350.08	2,425,985	6,161.7	1.98	397	0.9		15,273.87	2,063,688	11,789.8	115.10	13,628
16 人工林	150.92	24,224	63.0	0.20	41	0.1		96.19	11,360	65.7	7.72	956
17 天然林	10,198.53	1,998,390	5,047.8	4.55	895	2.4		10,575.56	1,454,967	8,193.9	50.01	5,652
17 人工林	116.10	19,701	50.5	0.01	3			43.89	5,220	30.8	2.70	324
18 天然林	8,515.90	1,633,904	4,133.3	4.00	847	2.2		6,148.81	851,584	4,761.5	20.10	2,724
18 人工林	84.78	14,148	37.6	0.44	82	0.1		31.79	3,466	20.8		
19 天然林	8,923.11	1,603,985	4,128.7	3.11	673	1.3		3,052.83	423,830	2,350.3	5.97	729
19 人工林	71.83	12,399	32.2					11.94	1,263	8.3		
20 天然林	22,781.47	3,739,474	9,730.4	112.00	24,434	58.2		5,202.03	747,243	4,000.0	8.23	1,078
20 人工林	126.12	20,184	52.7	1.83	341	0.8		77.05	7,075	37.4		
無 立 木 地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	伐採跡地計	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	ク ヌ ギ	アベマキ	ク リ	ブ ナ	ザ ツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

イ 全県  
(7) 総数 (その3)

単位 面積: ha, 材積: m<sup>3</sup>, 成長量: m<sup>3</sup>, 竹束

	アベマキ			クリ			ブナ			その他広			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数													
立木地合計	141.83	16,679	121.6	158.38	19,570	194.7	238.36	32,793	185.7	207,301.46	24,343,750	242,317.4	
天然林合計	127.60	14,864	108.9	78.58	10,825	82.4	231.96	32,391	169.2	202,984.81	24,052,795	235,309.1	
人工林合計	14.23	1,815	12.7	79.80	8,745	112.3	6.40	402	16.5	4,316.65	290,955	7,008.3	
1	天然林									361.89			
	人工林									1.48			
2	天然林									294.45			
	人工林									46.32			
3	天然林									358.64	4,943	514.1	
	人工林									62.10	1,112	109.2	
4	天然林									1,041.13	27,068	2,007.2	
	人工林			4.06	136	9.2	0.02	1	0.1	418.41	11,446	835.4	
5	天然林									346.59	14,103	793.4	
	人工林			1.95	93	5.2	0.10	5	0.3	581.69	21,128	1,231.7	
6	天然林									753.92	40,907	1,672.4	
	人工林	0.10	6	0.2	0.95	59	2.3	396	16.1	572.53	27,379	1,148.4	
7	天然林	6.60	226	8.0						1,601.00	106,253	3,482.0	
	人工林			2.05	157	4.8				381.27	22,010	759.0	
8	天然林	0.68	46	1.2						4,349.66	317,104	8,440.4	
	人工林			0.10	7	0.2	0.31	21	0.6	558.56	37,539	1,020.9	
9	天然林									8,752.39	695,668	14,821.0	
	人工林			0.26	20	0.4				343.90	26,956	576.4	
10	天然林	0.15	12	0.2						12,656.11	1,121,725	19,732.2	
	人工林			1.28	112	1.8				71.22	6,216	109.2	
11	天然林	1.00	111	1.6	1.24	140	1.9			14,713.04	1,561,429	22,016.8	
	人工林			14.68	1,570	22.4				102.59	10,077	142.7	
12	天然林	0.62	62	0.8	1.66	167	1.9			22,911.00	2,624,551	30,306.7	
	人工林	0.04	4		23.74	2,885	34.0			244.96	25,844	300.1	
13	天然林	10.77	1,298	14.2	34.31	4,756	47.3	0.36	50	0.5	34,644.33	4,219,963	46,816.0
	人工林	0.85	92	1.2	16.94	1,994	21.8			207.01	21,404	251.4	
14	天然林	17.94	2,294	17.1	1.75	200	1.5	0.06	7	0.1	37,238.87	4,731,791	36,008.8
	人工林	3.14	364	3.2	5.61	700	4.6			259.12	27,661	219.4	
15	天然林	13.39	1,624	9.9	1.56	177	1.2	2.31	351	1.8	23,251.53	3,116,327	17,999.7
	人工林	8.77	1,155	6.9	3.48	449	2.3			221.08	25,836	154.2	
16	天然林	22.66	2,680	16.3	0.70	90	0.5	0.12	14	0.1	15,135.29	2,047,276	11,688.1
	人工林			0.80	98	0.6				87.67	10,306	59.1	
17	天然林	23.76	2,892	16.7	2.79	313	1.6	11.92	1,811	9.4	10,487.08	1,444,299	8,131.2
	人工林	0.53	81	0.5	1.84	208	1.0			38.82	4,607	27.1	
18	天然林	15.39	1,888	11.9	6.94	881	5.1	0.16	19	0.1	6,106.22	846,072	4,729.0
	人工林	0.73	105	0.6	0.89	112	0.7			30.17	3,249	19.5	
19	天然林	10.27	1,200	7.8	2.69	365	1.9			3,033.90	421,536	2,335.8	
	人工林	0.07	8	0.1	1.07	134	0.9			10.80	1,121	7.3	
20	天然林	4.37	531	3.2	24.94	3,736	19.5	216.72	30,118	156.6	4,947.77	711,780	3,814.3
	人工林			0.10	11	0.1				76.95	7,064	37.3	
無立木地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地									
	伐採跡地計	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	クリ	ブナ	ザツ			

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

イ 全県

(4) 育成複層林 (その1)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	総 数			針 葉 樹 総 数			ス ギ			ヒ ノ キ		
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総 数	12,496.25	2,127,590	9,677.8									
立木地合計	12,496.25	2,127,590	9,677.8	10,904.87	1,964,526	8,105.8	227.07	76,101	328.7	214.80	48,595	428.6
天然林合計	8,432.68	1,483,246	6,339.5	7,666.02	1,397,934	5,494.9						
人工林合計	4,063.57	644,344	3,338.3	3,238.85	566,592	2,610.9	227.07	76,101	328.7	214.80	48,595	428.6
1	天然林	1.23		1.23								
	人工林											
2	天然林											
	人工林											
3	天然林											
	人工林											
4	天然林	1.91	96	7.0	1.19	79						
	人工林	1.59	83	9.2	1.59	83				1.59	83	9.2
5	天然林	4.64	335	16.2	2.90	276						
	人工林	14.37	1,103	83.1	14.37	1,103	0.12	26	1.1	14.25	1,077	82.0
6	天然林	1.37	86	3.4	0.21	25						
	人工林	9.09	1,476	43.6	8.11	1,431	5.01	1,070	27.9	0.98	114	5.7
7	天然林	11.42	1,087	30.0	3.35	471						
	人工林	32.21	3,515	136.5	31.37	3,467				26.62	2,734	119.0
8	天然林	5.94	464	10.8	1.07	152						
	人工林	12.41	1,232	31.0	5.35	752				3.59	489	13.5
9	天然林	51.33	6,707	94.7	29.52	4,787						
	人工林	73.24	9,645	123.5	58.68	8,579	0.49	82	1.1	2.57	514	8.1
10	天然林	105.69	17,028	155.5	95.80	16,207						
	人工林	86.00	15,047	145.1	66.45	13,561	0.50	128	1.2	25.45	6,798	61.8
11	天然林	497.04	81,705	623.2	445.11	76,643						
	人工林	191.73	35,557	257.4	170.35	33,828	27.16	8,437	60.4	24.49	5,602	35.7
12	天然林	1,252.29	220,555	1,188.2	1,172.81	212,120						
	人工林	951.45	166,547	909.2	799.29	151,487	77.68	29,568	116.1	33.74	10,279	47.4
13	天然林	2,564.30	453,580	2,051.1	2,350.12	429,938						
	人工林	889.97	138,768	661.5	765.17	127,602	60.39	19,604	74.4	37.97	9,164	28.2
14	天然林	1,465.17	261,268	954.7	1,284.95	239,882						
	人工林	638.10	90,435	388.2	450.03	72,305	20.56	6,180	21.2	9.25	2,354	4.9
15	天然林	839.03	153,829	424.6	772.02	145,803						
	人工林	392.26	58,422	193.4	267.03	45,588	7.02	2,001	4.4	0.53	152	0.2
16	天然林	608.53	107,217	291.3	562.87	101,874						
	人工林	192.67	28,142	87.4	146.06	23,854	1.15	390	0.9	1.87	447	0.4
17	天然林	392.05	68,835	191.9	347.16	63,398						
	人工林	152.07	26,449	72.5	131.97	24,497	8.61	2,846	6.5	7.71	2,066	3.3
18	天然林	231.76	40,902	111.9	213.69	38,803						
	人工林	109.24	17,017	51.4	88.68	15,090	1.44	374	1.1	2.54	619	0.8
19	天然林	150.53	26,658	71.5	143.13	25,850						
	人工林	100.33	19,254	47.7	92.20	18,461	6.62	2,053	4.7	13.92	4,049	5.6
20	天然林	248.45	42,894	113.5	238.89	41,626						
	人工林	216.84	31,652	97.6	142.15	24,904	10.32	3,342	7.7	7.73	2,054	2.8
無 立 木 地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	伐採跡地計	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	ク リ	ブ ナ	ザ ツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

イ 全県

(4) 育成複層林 (その2)

単位 面積：ha，材積：m<sup>3</sup>，成長量：m<sup>3</sup>，竹束

	マ ツ			そ の 他 針			広 葉 樹 総 数			ク ス ギ		
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総 数												
立木地合計	10,460.61	1,839,398	7,347.5	2.39	432	1.0	1,591.38	163,064	1,572.0			
天然林合計	7,666.02	1,397,934	5,494.9				766.66	85,312	844.6			
人工林合計	2,794.59	441,464	1,852.6	2.39	432	1.0	824.72	77,752	727.4			
1	天然林 人工林	1.23										
2	天然林 人工林											
3	天然林 人工林											
4	天然林 人工林	1.19	79	5.6			0.72	17	1.4			
5	天然林 人工林	2.90	276	12.7			1.74	59	3.5			
6	天然林 人工林	0.21	25	0.8			1.16	61	2.6			
7	天然林 人工林	2.12	247	8.1			0.98	45	1.9			
8	天然林 人工林	3.35	471	10.7			8.07	616	19.3			
9	天然林 人工林	4.75	733	15.9			0.84	48	1.6			
10	天然林 人工林	1.07	152	2.4			4.87	312	8.4			
11	天然林 人工林	1.76	263	4.2			7.06	480	13.3			
12	天然林 人工林	29.52	4,787	54.8			21.81	1,920	39.9			
13	天然林 人工林	55.62	7,983	91.1			14.56	1,066	23.2			
14	天然林 人工林	95.80	16,207	140.8			9.89	821	14.7			
15	天然林 人工林	40.50	6,635	55.7			19.55	1,486	26.4			
16	天然林 人工林	445.11	76,643	551.7			51.93	5,062	71.5			
17	天然林 人工林	118.70	19,789	136.7			21.38	1,729	24.6			
18	天然林 人工林	1,172.81	212,120	1,090.6			79.48	8,435	97.6			
19	天然林 人工林	687.70	111,620	571.7	0.17	20	0.1	152.16	15,060	173.9		
20	天然林 人工林	2,350.12	429,938	1,774.0			214.18	23,642	277.1			
21	天然林 人工林	666.81	98,834	419.1			124.80	11,166	139.8			
22	天然林 人工林	1,284.95	239,882	786.0			180.22	21,386	168.7			
23	天然林 人工林	420.22	63,771	211.7			188.07	18,130	150.4			
24	天然林 人工林	772.02	145,803	374.1			67.01	8,026	50.5			
25	天然林 人工林	259.48	43,435	108.8			125.23	12,834	80.0			
26	天然林 人工林	562.87	101,874	259.5			45.66	5,343	31.8			
27	天然林 人工林	143.01	23,011	59.3	0.03	6	46.61	4,288	26.8			
28	天然林 人工林	347.16	63,398	159.6			44.89	5,437	32.3			
29	天然林 人工林	115.65	19,585	50.3			20.10	1,952	12.4			
30	天然林 人工林	213.69	38,803	99.0			18.07	2,099	12.9			
31	天然林 人工林	84.34	14,032	37.4	0.36	65	0.1	20.56	1,927	12.0		
32	天然林 人工林	143.13	25,850	66.1			7.40	808	5.4			
33	天然林 人工林	71.66	12,359	32.2			8.13	793	5.2			
34	天然林 人工林	238.89	41,626	106.5			9.56	1,268	7.0			
35	天然林 人工林	122.27	19,167	50.4	1.83	341	0.8	74.69	6,748	35.9		
無 立 木 地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	伐採跡地計	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	ク ス ギ	アベマキ	ク リ	ブ ナ	ザ ツ		



2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

イ 全県

(4) 育成複層林 (その3)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	アベマキ			クリ			ブナ			その他広		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数												
立木地合計				30.09	4,213	41.4				1,561.29	158,851	1,530.6
天然林合計				30.09	4,213	41.4				736.57	81,099	803.2
人工林合計										824.72	77,752	727.4
1	天然林											
2	天然林											
3	天然林											
4	天然林									0.72	17	1.4
5	天然林									1.74	59	3.5
6	天然林									1.16	61	2.6
7	天然林									0.98	45	1.9
8	天然林									8.07	616	19.3
9	天然林									0.84	48	1.6
10	天然林									4.87	312	8.4
11	天然林									7.06	480	13.3
12	天然林									21.81	1,920	39.9
13	天然林									14.56	1,066	23.2
14	天然林									9.89	821	14.7
15	天然林									19.55	1,486	26.4
16	天然林									51.93	5,062	71.5
17	天然林									21.38	1,729	24.6
18	天然林									79.48	8,435	97.6
19	天然林									152.16	15,060	173.9
20	天然林			30.09	4,213	41.4				184.09	19,429	235.7
21	天然林									124.80	11,166	139.8
22	天然林									180.22	21,386	168.7
23	天然林									188.07	18,130	150.4
24	天然林									67.01	8,026	50.5
25	天然林									125.23	12,834	80.0
26	天然林									45.66	5,343	31.8
27	天然林									46.61	4,288	26.8
28	天然林									44.89	5,437	32.3
29	天然林									20.10	1,952	12.4
30	天然林									18.07	2,099	12.9
31	天然林									20.56	1,927	12.0
32	天然林									7.40	808	5.4
33	天然林									8.13	793	5.2
34	天然林									9.56	1,268	7.0
35	天然林									74.69	6,748	35.9
無立木地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	伐採跡地計	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	クリ	ブナ	ザツ		

(2) 制限林普通林別森林資源表

(太田川森林計画区)

区 分	総 数	立 木 地												
		総 数			人 工 林									地
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	
総 数	面積	180,164.20	177,470.77	111,523.12	65,947.65	71,298.57	70,236.57	1,062.00	69,740.65	68,881.71	858.94	1,557.92	1,354.86	203.06
	材積	38,387,898	38,387,898	30,050,317	8,337,581	21,504,199	21,420,782	83,417	21,223,329	21,161,025	62,304	280,870	259,757	21,113
	成長量	285,706.8	285,706.8	208,051.1	77,655.7	175,189.5	173,406.3	1,783.2	173,784.8	172,197.2	1,587.6	1,404.7	1,209.1	195.6
制限林	面積	76,504.13	75,688.72	46,965.11	28,723.61	34,317.65	33,579.92	737.73	33,267.74	32,653.87	613.87	1,049.91	926.05	123.86
	材積	16,409,380	16,409,380	12,711,262	3,698,118	10,055,089	10,000,342	54,747	9,853,832	9,813,150	40,682	201,257	187,192	14,065
	成長量	127,144.7	127,144.7	93,359.9	33,784.8	82,752.5	81,451.1	1,301.4	81,751.4	80,584.9	1,166.5	1,001.1	866.2	134.9
普通林	面積	103,660.07	101,782.05	64,558.01	37,224.04	36,980.92	36,656.65	324.27	36,472.91	36,227.84	245.07	508.01	428.81	79.20
	材積	21,978,518	21,978,518	17,339,055	4,639,463	11,449,110	11,420,440	28,670	11,369,497	11,347,875	21,622	79,613	72,565	7,048
	成長量	158,562.1	158,562.1	114,691.2	43,870.9	92,437.0	91,955.2	481.8	92,033.4	91,612.3	421.1	403.6	342.9	60.7

単位 面積：ha 材積：立木はm<sup>3</sup>、立竹は束

区 分		立 木 地											竹 林	無立木地	
		天 然 林			人 工 林			天 然 生 林							
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹			広葉樹
総 数	面積	106,172.20	41,286.55	64,885.65	280.39		280.39	637.44	407.13	230.31	105,254.37	40,879.42	64,374.95	385.81	2,307.62
	材積	16,883,699	8,629,535	8,254,164	37,839		37,839	110,045	80,602	29,443	16,735,815	8,548,933	8,186,882	655,216	
	成長量	110,517.3	34,644.8	75,872.5	284.0		284.0	598.2	314.3	283.9	109,635.1	34,330.5	75,304.6		
制限林	面積	41,371.07	13,385.19	27,985.88	88.80		88.80	291.66	124.71	166.95	40,990.61	13,260.48	27,730.13	40.50	774.91
	材積	6,354,291	2,710,920	3,643,371	12,818		12,818	46,449	24,358	22,091	6,295,024	2,686,562	3,608,462	70,992	
	成長量	44,392.2	11,908.8	32,483.4	85.7		85.7	289.9	96.6	193.3	44,016.6	11,812.2	32,204.4		
普通林	面積	64,801.13	27,901.36	36,899.77	191.59		191.59	345.78	282.42	63.36	64,263.76	27,618.94	36,644.82	345.31	1,532.71
	材積	10,529,408	5,918,615	4,610,793	25,021		25,021	63,596	56,244	7,352	10,440,791	5,862,371	4,578,420	584,224	
	成長量	66,125.1	22,736.0	43,389.1	198.3		198.3	308.3	217.7	90.6	65,618.5	22,518.3	43,100.2		

(3) 市町村別森林資源表  
(その1-1)  
(太田川森林計画区)

単位 面積：ha 材積：立木はm<sup>3</sup>，立竹は束

区 分		総 数	立 木 地												
			総 数			人				工 林					
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	
総 数		面積 180,164.20 材積 38,387,898	177,470.77	111,523.12	65,947.65	71,298.57	70,236.57	1,062.00	69,740.65	68,881.71	858.94	1,557.92	1,354.86	203.06	
広 島 市	中東南西区 (広島)	面積 818.08 材積 96,383	788.97	216.39	572.58	78.40	67.80	10.60	76.81	66.21	10.60	1.59	1.59		
		面積 1,588.56 材積 211,826	1,570.09	43,247	53,136	15,183	14,632	551	14,870	14,319	551	313	313		
	東区 (安芸)	面積 118.73 材積 12,923	111.87	44.55	67.32	5.59	5.59		5.59	5.59					
		面積 3,640.72 材積 432,168	3,572.53	1,542.46	2,030.07	959.38	931.91	27.47	938.82	920.27	18.55	20.56	11.64	8.92	
	安芸区 (船越)	面積 1,504.57 材積 191,789	1,487.30	833.45	653.85	465.90	445.33	20.57	416.93	404.27	12.66	48.97	41.06	7.91	
		面積 557.80 材積 61,227	548.57	188.83	359.74	93.75	93.75		93.75	93.75					
		面積 366.20 材積 51,450	328.34	198.47	129.87	22.75	21.88	0.87	22.75	21.88	0.87				
		面積 625.81 材積 94,629	616.36	432.13	184.23	70.00	69.56	0.44	70.00	69.56	0.44				
	安佐南区 (安古市)	面積 570.81 材積 91,803	567.92	324.86	243.06	86.87	82.64	4.23	86.87	82.64	4.23				
		面積 4,588.86 材積 821,102	4,539.96	3,916.24	623.72	1,632.87	1,615.32	17.55	1,603.98	1,586.71	17.27	28.89	28.61	0.28	
		面積 7,975.43 材積 1,629,897	7,873.88	5,715.24	2,158.64	4,042.15	4,023.37	18.78	4,029.03	4,012.21	16.82	13.12	11.16	1.96	
		面積 6,017.19 材積 1,075,579	5,934.64	3,833.92	2,100.72	1,946.23	1,940.30	5.93	1,932.56	1,926.99	5.57	13.67	13.31	0.36	
	安佐北区 (可部)	面積 2,909.93 材積 508,314	2,891.67	1,936.50	955.17	775.79	764.44	11.35	775.05	763.70	11.35	0.74	0.74		
		面積 7,655.42 材積 1,289,399	7,545.42	4,264.93	3,280.49	2,076.23	1,977.64	98.59	1,853.64	1,828.60	25.04	222.59	149.04	73.55	
		面積 3,096.33 材積 419,173	3,018.97	1,407.85	1,611.12	769.90	765.80	4.10	760.14	757.43	2.71	9.76	8.37	1.39	
	佐伯区 (湯来)	面積 13,432.99 材積 3,601,754	13,353.96	8,998.51	4,355.45	7,251.65	7,225.10	26.55	7,248.88	7,222.33	26.55	2.77	2.77		
		面積 55,467.43 材積 10,589,416	54,750.45	34,927.66	19,822.79	20,717.23	20,468.41	248.82	20,354.57	20,200.12	154.45	362.66	268.29	94.37	
	小 計	面積 10,589.416 材積 712,476	10,589.416	8,361.578	2,227.838	5,794.493	5,775.642	18,851	5,747,264	5,736,029	11,235	47,229	39,613	7,616	
		面積 5,746.72 材積 712,476	5,576.26	3,310.83	2,265.43	1,236.23	1,100.66	135.57	1,044.81	922.54	122.27	191.42	178.12	13.30	
	大 竹 市		面積 712,476 材積 495,163	712,476	495,163	217,313	189,740	181,407	8,333	169,222	162,272	6,950	20,518	19,135	1,383

(3) 市町村別森林資源表  
(その1-2)  
(太田川森林計画区)

単位 面積 : ha 材積 : 立木はm<sup>3</sup> , 立竹は束

区分	総数	立木														
		総数			人			工								
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	育成			層林					
								単	複	層	層	層				
廿日市市	(廿日市)	面積	2,835.32	2,781.47	1,261.55	1,519.92	657.33	650.17	7.16	656.38	649.22	7.16	0.95	0.95		
		材積	376,863	376,863	232,223	144,640	147,446	147,093	353	147,356	147,003	353	90	90		
	(佐伯)	面積	15,914.21	15,749.73	12,051.12	3,698.61	8,148.65	8,085.89	62.76	7,527.45	7,480.27	47.18	621.20	605.62	15.58	
		材積	4,030,460	4,030,460	3,520,684	509,776	2,557,246	2,550,244	7,002	2,444,329	2,439,159	5,170	112,917	111,085	1,832	
	(吉和)	面積	10,325.04	10,193.82	5,334.23	4,859.59	4,406.54	4,351.01	55.53	4,403.43	4,348.63	54.80	3.11	2.38	0.73	
		材積	2,513,911	2,513,911	1,835,512	678,399	1,545,456	1,541,132	4,324	1,544,637	1,540,415	4,222	819	717	102	
	(大野)	面積	5,712.89	5,622.06	4,212.13	1,409.93	1,806.96	1,760.70	46.26	1,784.53	1,738.27	46.26	22.43	22.43		
		材積	680,888	680,888	551,663	129,225	236,502	234,316	2,186	233,887	231,701	2,186	2,615	2,615		
	小計	面積	34,787.46	34,347.08	22,859.03	11,488.05	15,019.48	14,847.77	171.71	14,371.79	14,216.39	155.40	647.69	631.38	16.31	
		材積	7,602,122	7,602,122	6,140,082	1,462,040	4,486,650	4,472,785	13,865	4,370,209	4,358,278	11,931	116,441	114,507	1,934	
安芸郡	府中町	面積	434.46	430.63	70.98	359.65	110.50	37.17	73.33	110.50	37.17	73.33				
		材積	39,128	39,128	9,849	29,279	8,526	4,932	3,594	8,526	4,932	3,594				
	海田町	面積	524.77	502.81	135.42	367.39	32.17	32.08	0.09	32.17	32.08	0.09				
		材積	58,713	58,713	21,555	37,158	6,060	6,051	9	6,060	6,051	9				
熊野町	面積	1,893.70	1,860.37	774.44	1,085.93	79.83	79.53	0.30	79.83	79.53	0.30					
	材積	217,814	217,814	118,078	99,736	13,959	13,923	36	13,959	13,923	36					
坂町	面積	715.34	707.89	429.74	278.15	136.88	105.92	30.96	136.88	105.92	30.96					
	材積	72,220	72,220	50,388	21,832	14,480	12,736	1,744	14,480	12,736	1,744					
山 県 郡	安芸太田町	(加計)	面積	7,759.90	7,714.51	4,495.43	3,219.08	3,942.98	3,925.41	17.57	3,934.43	3,916.86	17.57	8.55	8.55	
			材積	2,030,098	2,030,098	1,570,780	459,318	1,432,759	1,430,748	2,011	1,430,175	1,428,164	2,011	2,584	2,584	
		(筒賀)	面積	4,801.91	4,755.48	3,697.13	1,058.35	3,367.40	3,299.64	67.76	3,269.97	3,229.06	40.91	97.43	70.58	26.85
	(戸河内)	面積	15,552.45	15,374.27	8,182.25	7,192.02	6,682.12	6,624.16	57.96	6,536.90	6,481.62	55.28	145.22	142.54	2.68	
		材積	3,731,802	3,731,802	2,723,519	1,008,283	2,326,062	2,319,883	6,179	2,278,560	2,272,764	5,796	47,502	47,119	383	
	小計	面積	28,114.26	27,844.26	16,374.81	11,469.45	13,992.50	13,849.21	143.29	13,741.30	13,627.54	113.76	251.20	221.67	29.53	
		材積	7,172,852	7,172,852	5,558,791	1,614,061	4,929,633	4,914,663	14,970	4,854,461	4,843,004	11,457	75,172	71,659	3,513	
	北広島町	(芸北)	面積	21,895.90	21,355.06	10,970.10	10,384.96	8,822.19	8,650.63	171.56	8,748.25	8,624.27	123.98	73.94	26.36	47.58
			材積	4,677,822	4,677,822	3,217,245	1,460,577	2,661,181	2,644,720	16,461	2,646,854	2,636,806	10,048	14,327	7,914	6,413
		(大朝)	面積	7,377.31	7,331.87	4,982.60	2,349.27	3,365.53	3,339.95	25.58	3,355.12	3,331.34	23.78	10.41	8.61	1.80
			材積	1,752,473	1,752,473	1,424,968	327,505	1,009,128	1,007,396	1,732	1,006,326	1,004,832	1,494	2,802	2,564	238
		(千代田)	面積	13,384.10	13,136.05	10,073.97	3,062.08	3,954.85	3,933.30	21.55	3,938.15	3,916.77	21.38	16.70	16.53	0.17
			材積	3,173,971	3,173,971	2,748,604	425,367	1,185,637	1,184,335	1,302	1,182,081	1,180,795	1,286	3,556	3,540	16
(豊平)	面積	9,822.75	9,628.04	6,613.54	3,014.50	3,831.18	3,791.94	39.24	3,827.28	3,788.04	39.24	3.90	3.90			
材積	2,318,891	2,318,891	1,904,016	414,875	1,204,712	1,202,192	2,520	1,203,887	1,201,367	2,520	825	825				
小計	面積	52,480.06	51,451.02	32,640.21	18,810.81	19,973.75	19,715.82	257.93	19,868.80	19,660.42	208.38	104.95	55.40	49.55		
	材積	11,923,157	11,923,157	9,294,833	2,628,324	6,060,658	6,038,643	22,015	6,039,148	6,023,800	15,348	21,510	14,843	6,667		

(3) 市町村別森林資源表  
(その2-1)  
(太田川森林計画区)

単位 面積: ha 材積: 立木はm<sup>3</sup>, 立竹は束

区 分		面積	立 木 地									竹 林	無立木地				
			天 然 林			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林								
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹			天 然 生 林			
															材積	材積	材積
總 数		106,172.20	41,286.55	64,885.65	280.39		280.39	637.44	407.13	230.31	105,254.37	40,879.42	64,374.95	385.81	2,307.62		
		16,883,699	8,629,535	8,254,164	37,839		37,839	110,045	80,602	29,443	16,735,815	8,548,933	8,186,882	655,216			
広 島 市	中東南西区	(広島)	面積 710.57	148.59	561.98							710.57	148.59	561.98	17.23	11.88	
			材積 81,200	28,615	52,585							81,200	28,615	52,585	26,630		
	東区	(安芸)	面積 1,130.32	635.35	494.97	0.05		0.05	33.20	9.64	23.56	1,097.07	625.71	471.36	6.50	11.97	
			材積 139,088	88,207	50,881	6		6	4,092	1,439	2,653	134,990	86,768	48,222	9,750		
	安芸区	(船越)	面積 106.28	38.96	67.32							106.28	38.96	67.32	5.19	1.67	
			材積 11,708	5,561	6,147								11,708	5,561	6,147	7,785	
		(瀬野川)	面積 2,613.15	610.55	2,002.60	34.88		34.88					2,578.27	610.55	1,967.72	25.63	42.56
			材積 284,928	77,502	207,426	4,050		4,050					280,878	77,502	203,376	40,650	
		(阿戸)	面積 1,021.40	388.12	633.28								1,021.40	388.12	633.28	7.59	9.68
			材積 117,755	53,135	64,620								117,755	53,135	64,620	11,720	
	(矢野)	面積 454.82	95.08	359.74	33.07		33.07					421.75	95.08	326.67	4.21	5.02	
		材積 47,302	11,837	35,465	3,854		3,854					43,448	11,837	31,611	7,905		
	安佐南区	(祇園)	面積 305.59	176.59	129.00							305.59	176.59	129.00	15.33	22.53	
			材積 45,587	32,024	13,563							45,587	32,024	13,563	22,995		
		(安古市)	面積 546.36	362.57	183.79				0.49		0.49	545.87	362.57	183.30	4.84	4.61	
			材積 77,279	59,547	17,732				43		43	77,236	59,547	17,689	7,735		
	(佐東)	面積 481.05	242.22	238.83							481.05	242.22	238.83	1.96	0.93		
		材積 69,129	43,854	25,275							69,129	43,854	25,275	2,940			
	(沼田)	面積 2,907.09	2,300.92	606.17				50.66	50.66			2,856.43	2,250.26	606.17	11.82	37.08	
		材積 435,131	372,398	62,733				9,014	9,014			426,117	363,384	62,733	19,360		
	安佐北区	(安佐)	面積 3,831.73	1,691.87	2,139.86	1.38		1.38	13.42	13.42		3,816.93	1,678.45	2,138.48	34.50	67.05	
			材積 561,539	325,029	236,510	166		166	2,280	2,280		559,093	322,749	236,344	62,815		
		(可部)	面積 3,988.41	1,893.62	2,094.79				9.36	9.36		3,979.05	1,884.26	2,094.79	15.00	67.55	
			材積 577,949	361,331	216,618				1,631	1,631		576,318	359,700	216,618	26,805		
(高陽)		面積 2,115.88	1,172.06	943.82				2.97	2.97		2,112.91	1,169.09	943.82	7.84	10.42		
		材積 322,020	221,480	100,540				515	515		321,505	220,965	100,540	11,900			
(白木)	面積 5,469.19	2,287.29	3,181.90	14.79		14.79	260.05	201.50	58.55	5,194.35	2,085.79	3,108.56	30.88	79.12			
	材積 786,557	436,846	349,711	1,689		1,689	45,385	38,974	6,411	739,483	397,872	341,611	54,995				
佐伯区	(五日市)	面積 2,249.07	642.05	1,607.02	0.46		0.46				2,248.61	642.05	1,606.56	29.16	48.20		
		材積 241,871	95,966	145,905	54		54				241,817	95,966	145,851	56,465			
	(湯来)	面積 6,102.31	1,773.41	4,328.90	19.84		19.84	9.97	9.97		6,072.50	1,763.44	4,309.06	13.35	65.68		
材積 995,880		372,604	623,276	2,862		2,862	2,307	2,307		990,711	370,297	620,414	25,405				
小 計		面積 34,033.22	14,459.25	19,573.97	104.47		104.47	380.12	297.52	82.60	33,548.63	14,161.73	19,386.90	231.03	485.95		
		材積 4,794,923	2,585,936	2,208,987	12,681		12,681	65,267	56,160	9,107	4,716,975	2,529,776	2,187,199	395,855			
大 竹 市		面積 4,340.03	2,210.17	2,129.86							4,340.03	2,210.17	2,129.86	36.47	133.99		
		材積 522,736	313,756	208,980							522,736	313,756	208,980	56,736			

(3) 市町村別森林資源表  
(その2-2)  
(太田川森林計画区)

単位 面積 : ha 材積 : 立木はm<sup>3</sup>, 立竹は束

区 分		木 地											竹 林	無立木地		
		立 天			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			天 然 生 林					
		数			数			数			数					
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹			広葉樹	
廿 日 市 市	(廿日市)	面積	2,124.14	611.38	1,512.76	4.57	4.57				2,119.57	611.38	1,508.19	33.84	20.01	
		材積	229,417	85,130	144,287	532	532				228,885	85,130	143,755	59,765		
	(佐伯)	面積	7,601.08	3,965.23	3,635.85	40.93	40.93	22.48	19.61	2.87	7,537.67	3,945.62	3,592.05	7.14	157.34	
		材積	1,473,214	970,440	502,774	5,837	5,837	5,162	4,726	436	1,462,215	965,714	496,501	10,710		
	(吉和)	面積	5,787.28	983.22	4,804.06						5,787.28	983.22	4,804.06	0.43	130.79	
		材積	968,455	294,380	674,075						968,455	294,380	674,075	860		
	(大野)	面積	3,815.10	2,451.43	1,363.67			8.60	8.60		3,806.50	2,442.83	1,363.67	4.82	86.01	
		材積	444,386	317,347	127,039			1,047	1,047		443,339	316,300	127,039	8,655		
	小 計	面積	19,327.60	8,011.26	11,316.34	45.50	45.50	31.08	28.21	2.87	19,251.02	7,983.05	11,267.97	46.23	394.15	
		材積	3,115,472	1,667,297	1,448,175	6,369	6,369	6,209	5,773	436	3,102,894	1,661,524	1,441,370	79,990		
安 芸 郡	府 中 町	面積	320.13	33.81	286.32						320.13	33.81	286.32	0.50	3.33	
		材積	30,602	4,917	25,685						30,602	4,917	25,685	750		
	海 田 町	面積	470.64	103.34	367.30	1.75	1.75				468.89	103.34	365.55	17.52	4.44	
		材積	52,653	15,504	37,149	207	207				52,446	15,504	36,942	27,150		
	熊 野 町	面積	1,780.54	694.91	1,085.63						1,780.54	694.91	1,085.63	3.24	30.09	
		材積	203,855	104,155	99,700						203,855	104,155	99,700	4,930		
	坂 町	面積	571.01	323.82	247.19	0.08	0.08				570.93	323.82	247.11	2.78	4.67	
		材積	57,740	37,652	20,088	10	10				57,730	37,652	20,078	5,315		
山 県 郡	安 芸 太 田 町	(加計)	面積	3,771.53	570.02	3,201.51	123.08	123.08	3.24	3.24		3,645.21	566.78	3,078.43	8.24	37.15
			材積	597,339	140,032	457,307	17,736	17,736	723	723		578,880	139,309	439,571	16,285	
		(筒賀)	面積	1,388.08	397.49	990.59	0.07	0.07				1,388.01	397.49	990.52	1.35	45.08
			材積	240,140	100,460	139,680	9	9				240,131	100,460	139,671	2,500	
		(戸河内)	面積	8,692.15	1,558.09	7,134.06			76.78	1.33	75.45	8,615.37	1,556.76	7,058.61	3.45	174.73
			材積	1,405,740	403,636	1,002,104			10,949	342	10,607	1,394,791	403,294	991,497	6,825	
	小 計	面積	13,851.76	2,525.60	11,326.16	123.15	123.15	80.02	4.57	75.45	13,648.59	2,521.03	11,127.56	13.04	256.96	
		材積	2,243,219	644,128	1,599,091	17,745	17,745	11,672	1,065	10,607	2,213,802	643,063	1,570,739	25,610		
	北 廣 島 町	(芸北)	面積	12,532.87	2,319.47	10,213.40	5.25	5.25	74.57	5.18	69.39	12,453.05	2,314.29	10,138.76	1.87	538.97
			材積	2,016,641	572,525	1,444,116	798	798	10,632	1,339	9,293	2,005,211	571,186	1,434,025	1,917	
		(大朝)	面積	3,966.34	1,642.65	2,323.69	0.19	0.19	7.40	7.40		3,958.75	1,635.25	2,323.50	5.32	40.12
			材積	743,345	417,572	325,773	29	29	1,656	1,656		741,660	415,916	325,744	8,100	
		(千代田)	面積	9,181.20	6,140.67	3,040.53			54.78	54.78		9,126.42	6,085.89	3,040.53	19.39	228.66
			材積	1,988,334	1,564,269	424,065			12,506	12,506		1,975,828	1,551,763	424,065	34,673	
(豊平)		面積	5,796.86	2,821.60	2,975.26			9.47	9.47		5,787.39	2,812.13	2,975.26	8.42	186.29	
		材積	1,114,179	701,824	412,355			2,103	2,103		1,112,076	699,721	412,355	14,190		
小 計	面積	31,477.27	12,924.39	18,552.88	5.44	5.44	146.22	76.83	69.39	31,325.61	12,847.56	18,478.05	35.00	994.04		
	材積	5,862,499	3,256,190	2,606,309	827	827	26,897	17,604	9,293	5,834,775	3,238,586	2,596,189	58,880			

(4) 所有形態別森林資源表

(太田川森林計画区)

区 分	面積	材積	立 木 地											
			総 数			人 工 林						地		
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林		
						総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	180,164.20	38,387,898	177,470.77	111,523.12	65,947.65	71,298.57	70,236.57	1,062.00	69,740.65	68,881.71	858.94	1,557.92	1,354.86	203.06
県営・県有林	10,219.06	2,773,316	10,117.21	8,512.27	1,604.94	7,974.62	7,934.87	39.75	7,902.06	7,862.31	39.75	72.56	72.56	
市町有林	20,527.30	3,968,377	20,093.53	14,116.31	5,977.22	10,025.27	9,666.59	358.68	9,165.52	8,904.58	260.94	859.75	762.01	97.74
財産区有林	2,716.29	391,862	2,655.91	1,615.65	1,040.26	913.10	790.95	122.15	732.55	623.70	108.85	180.55	167.25	13.30
私有林	146,701.55	31,254,343	144,604.12	87,278.89	57,325.23	52,385.58	51,844.16	541.42	51,940.52	51,491.12	449.40	445.06	353.04	92.02
			31,254,343	23,913,952	7,340,391	16,399,348	16,353,123	46,225	16,323,698	16,285,914	37,784	75,650	67,209	8,441

単位 面積：ha 材積：立木はm<sup>3</sup>，立竹は束

区 分	面積	材積	立 木 地										竹 林	無立木地		
			天 然 林			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			天 然 生 林				
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数			針葉樹	広葉樹
総 数	106,172.20	16,883,699	41,286.55	8,629,535	8,254,164	280.39	37,839	280.39	637.44	407.13	230.31	105,254.37	40,879.42	64,374.95	385.81	2,307.62
県営・県有林	2,142.59	320,853	577.40	120,161	200,692				0.40	0.40		2,142.19	577.00	1,565.19	0.65	101.20
市町有林	10,068.26	1,486,226	4,449.72	821,588	664,638	4.74	683	4.74	172.32	26.17	146.15	9,891.20	4,423.55	5,467.65	14.12	419.65
財産区有林	1,742.81	221,625	824.70	126,957	94,668	6.81	993	6.81	0.96	0.96		1,735.04	823.74	911.30	0.20	60.18
私有林	92,218.54	14,854,995	35,434.73	7,560,829	7,294,166	268.84	36,163	268.84	463.76	379.60	84.16	91,485.94	35,055.13	56,430.81	370.84	1,726.59
												14,732,818	7,484,924	7,247,894	629,606	

(5) 制限林の種類別面積  
 (その1-1)  
 (太田川森林計画区)

単位 面積：ha

市町	制限林		保 安 林									保安施設 地 区	砂防指定地	
	総 数	総 数	水 源 かん養	土 砂 流出防備	土 砂 崩壊防備	防 風	なだれ防止	落石防止	防 火	保 健	風 致			
総 数	(31,998.07) 61,682.69	(20,969.97) 56,827.75	(8,874.38) 39,143.72	(5,476.14) 17,047.40	(0.26) 138.32	0.24	(0.07) 32.66	2.45	(63.29)	(5,847.26) 460.64	(708.57) 2.32	(124.36) 57.58	(497.81) 445.44	
広島市	中東 南西 区	(広島)	(46.31) 145.41	(44.29) 129.11	(22.09) 125.23	(0.11) 0.10				(22.09) 3.78			0.10	
		東 区	(安芸)	(327.22) 569.25	(265.73) 536.30	(163.61) 536.30					(102.12)			(61.49) 32.68
	安 芸 区	(船越)	53.74	53.70		53.70								
		(瀬野川)	(909.12) 864.06	(650.94) 826.04		(342.55) 771.15					(308.39) 54.89		(112.00) 1.02	(0.54) 0.14
		(阿戸)	221.46	221.46	6.15	205.36	0.68				9.27			
		(矢野)	(414.90) 105.58	(414.90) 73.10		(207.45) 36.99		0.24			(207.45) 35.87			1.50
	安 佐 南 区	(祇園)	104.91	103.15		103.15								0.30
		(安古市)	246.10	227.37		227.37								
		(佐東)	200.97	200.97		200.97								
		(沼田)	(54.66) 1,047.11	(54.56) 1,024.74	(0.07)	(27.33) 994.38	0.12				(27.16) 30.24			(0.10) 22.37
	安 佐 北 区	(安佐)	(96.16) 1,223.43	(91.75) 1,216.38	(43.33) 909.56	(46.88) 300.44	(0.15) 6.38			(1.39)				(4.41) 7.05
		(可部)	(1,959.14) 1,515.08	(1,476.18) 1,250.11	(200.66) 580.56	(744.83) 669.23	0.32			(61.90)	(468.79)			(4.80) 94.86
		(高陽)	(117.10) 916.85	(112.01) 911.61	54.80	(58.55) 849.51					(53.46) 7.30			
		(白木)	(623.14) 2,181.70	(623.14) 2,175.02	(311.57) 1,973.14	(6.78) 201.82					(304.79) 0.06			6.61
	佐 伯 区	(五日市)	(138.16) 823.88	(121.09) 798.84		(69.08) 794.80					(52.01) 4.04			(17.07) 19.59
		(湯来)	(1,323.41) 3,424.59	(744.44) 3,405.44	(347.87) 2,863.21	(210.41) 516.87	8.83	0.05			(186.16) 16.48			(2.15)
	小計		(6,009.32) 13,644.12	(4,599.03) 13,153.34	(903.50) 6,387.42	(1,899.56) 6,587.27	(0.26) 16.43	0.24	0.05	(63.29)	(1,732.42) 161.93		(112.00) 1.02	(90.56) 185.20
	大竹市		(1,386.50) 2,839.97	(1,046.60) 2,380.10		(496.46) 2,203.78					(550.14) 176.32			(3.15) 15.85

注 ( ) は、重複する面積で外数。



(5) 制限林の種類別面積  
 (その1-2)  
 (太田川森林計画区)

単位 面積：ha

市町	制限林	総数	保 安 林									保安施設 地 区	砂防指定地		
			総数	水 源 かん養	土 砂 流出防備	土 砂 崩壊防備	防 風	なだれ防止	落石防止	防 火	保 健			風 致	
廿日市市	(廿日市)	(929.13) 621.59	(834.37) 601.83		(422.01) 585.35	0.22					(412.36) 14.40	1.86	(1.83) 9.56	(1.83) 9.56	
	(佐伯)	(1,007.19) 6,588.39	(950.55) 6,528.01	(25.30) 4,017.14	(463.76) 2,445.45	1.62					(461.49) 63.80		2.20	2.20	
	(吉和)	(5,990.31) 3,605.23	(2,982.81) 3,154.04	(2,982.81)										40.22	40.22
	(大野)	(3,014.16) 2,256.58	(2,801.06) 2,222.16		(1,501.42) 2,222.16						(1,299.64)		(10.53) 4.58	(10.53) 4.58	
	小計	(10,940.79) 13,071.79	(7,568.79) 12,506.04	(3,008.11) 7,109.93	(2,387.19) 5,314.21	1.84					(2,173.49) 78.20	1.86	(12.36) 56.56	(12.36) 56.56	
安芸郡	府中町	(703.07) 23.25	(452.68) 17.10		(246.65) 17.10						(206.03)			(250.39) 6.15	
	海田町	(1.06) 81.11	(0.53) 80.78		(0.53) 80.78										
	熊野町	(218.56) 604.70	(109.28) 596.46		(109.28) 596.46									(109.28) 8.24	
	坂町	(471.74) 172.54	(471.74) 171.31		(235.87) 171.31						(235.87)				
山県郡	安芸太田町	(加計)	(73.84) 2,347.98	(27.16) 2,234.21	(10.47) 1,836.28	(16.69) 380.91	14.70		2.32					(26.98) 98.51	
		(筒賀)	(1,028.24) 2,543.02	(999.76) 2,503.90	(499.11) 2,301.26	(1.54) 161.16	41.48				(499.11)			(1.54) 39.12	
		(戸河内)	(5,122.75) 7,448.71	(2,492.29) 5,453.66	(1,851.16) 4,903.33	(15.93) 457.21	60.03		30.18	2.45			(625.20) 0.46	(3.55) 30.81	
		小計	(6,224.83) 12,339.71	(3,519.21) 10,191.77	(2,360.74) 9,040.87	(34.16) 999.28	116.21		32.50	2.45		(499.11)	(625.20) 0.46	(32.07) 168.44	
	北広島町	(芸北)	(5,989.20) 8,990.03	(3,161.64) 8,002.93	(2,583.77) 7,637.79	(44.30) 320.95					(450.20) 44.19	(83.37)		0.30	
		(大朝)	(28.78) 3,096.15	(28.29) 3,079.14	(14.39) 2,815.10	(13.90) 263.21	0.83							1.10	
		(千代田)	(17.90) 3,259.72	(8.95) 3,094.18	(3.80) 2,753.79	(5.15) 337.98	2.41							1.84	
		(豊平)	(6.32) 3,559.60	(3.23) 3,554.60	(0.07) 3,398.82	(3.09) 155.07	0.60							1.76	
	小計	(6,042.20) 18,905.50	(3,202.11) 17,730.85	(2,602.03) 16,605.50	(66.44) 1,077.21	3.84					(450.20) 44.19	(83.37)		5.00	

注 ( ) は、重複する面積で外数。

(5) 制限林の種類別面積  
 (その2-1)  
 (太田川森林計画区)

単位 面積：ha

制限林 市町		総数	自然公園															
			国立公園特別地域				国立公園特別地域					県立公園特別地域						
		総数	特別保護 地区	第一種	第二種	第三種	総数	特別保護 地区	第一種	第二種	第三種	総数	第一種	第二種	第三種			
総数		(8,246.08) 3,495.48	(95.49) 13.87		(3.32)	(92.17) 13.87		(7,458.88) 3,173.42	(718.92)	(429.65) 401.99	(1,939.67) 1,577.88	(4,370.64) 1,193.55	(691.71) 308.19	(265.43) 57.44	(113.74) 106.37	(312.54) 144.38		
広島市	中東 南区	(広島)	(1.07) 13.87	(1.07) 13.87														
	東区	(安芸)																
	安芸区	(船越)																
		(瀬野川)																
		(阿戸)																
		(矢野)																
	安佐南区	(祇園)																
		(安古市)																
		(佐東)																
		(沼田)																
	安佐北区	(安佐)																
		(可部)	(416.60) 101.26											(416.60) 101.26	(164.30) 57.44	(82.50) 43.82	(169.80)	
		(高陽)																
		(白木)																
	佐伯区	(五日市)																
(湯来)																		
小計		(417.67) 115.13	(1.07) 13.87			(1.07) 13.87							(416.60) 101.26	(164.30) 57.44	(82.50) 43.82	(169.80)		
大竹市		(278.43) 206.93	(3.32)		(3.32)								(275.11) 206.93	(101.13)	(31.24) 62.55	(142.74) 144.38		

注 ( ) は、重複する面積で外数。

(5) 制限林の種類別面積  
 (その2-2)  
 (太田川森林計画区)

単位 面積：ha

制限林 市町	総数	自 然 公 園					自 然 公 園 特 別 地 域					県 立 公 園 特 別 地 域			
		総数	特別保護 地 区	第一種	第二種	第三種	総数	特別保護 地 区	第一種	第二種	第三種	総数	第一種	第二種	第三種
廿日市市	(廿日市)	(91.10)	(91.10)			(91.10)									
	(佐伯)														
	(吉和)	(2,762.43) 340.41					(2,762.43) 340.41	(2.80)	(188.39) 50.34	(229.17) 5.29	(2,342.07) 284.78				
	(大野)														
	小計	(2,853.53) 340.41	(91.10)			(91.10)	(2,762.43) 340.41	(2.80)	(188.39) 50.34	(229.17) 5.29	(2,342.07) 284.78				
安芸郡	府中町														
	海田町														
	熊野町														
	坂町														
山県郡	安芸太田町	(加計)													
	(筒賀)														
	(戸河内)	(2,008.62) 1,909.02					(2,008.62) 1,909.02	(576.39)	74.16 296.01	1,099.15 1,467.26	258.92 145.75				
	小計	(2,008.62) 1,909.02					(2,008.62) 1,909.02	(576.39)	(74.16) 296.01	(1,099.15) 1,467.26	(258.92) 145.75				
	北広島町	(芸北)	(2,687.83) 923.99				(2,687.83) 923.99	(139.73)	(167.10) 55.64	(611.35) 105.33	(1,769.65) 763.02				
	(大朝)														
	(千代田)														
	(豊平)														
小計	(2,687.83) 923.99					(2,687.83) 923.99	(139.73)	(167.10) 55.64	(611.35) 105.33	(1,769.65) 763.02					

注 ( ) は、重複する面積で外数。

(5) 制限林の種類別面積  
 (その3-1)  
 (太田川森林計画区)

単位 面積: ha

市町	制限林	鳥獣保護法による特別保護地区	種苗特別母樹林	文化財保護法及び広島県文化財保護条例による指定地域				県自然環境保全条例による指定地域					急傾斜地崩壊危険区域	地すべり防止区域		
				総数	史跡	名勝	天然記念物	総数	県自然環境保全地域			緑地環境保全地域				
								総数	特別地区	動植物	普通地区					
総数		(907.27) 28.88	(19.09)	(517.58) 555.06	(17.13) 240.02	(305.12) 234.09	(195.33) 80.95	(714.34) 246.28	(517.07) 198.31	(287.83) 110.35	1.30	(229.24) 86.66	(197.27) 47.97	(1.57) 23.51	2.71	
広島市	中東 南西 区	(広島)												(0.95) 2.33		
	東 区	(安芸)		0.17	0.17									0.10		
	安芸 区	(船越)													0.04	
		(瀬野川)							(145.64) 36.57					(145.64) 36.57	0.29	
		(阿戸)														
	安佐 南区	(矢野)			30.90	30.90									0.08	
		(祇園)			1.22	1.22									0.24	
		(安古市)			18.66	18.66									0.07	
		(沼田)														
	安佐 北区	(安佐)														
		(可部)			2.04	2.04			(61.56) 66.81	(61.56) 66.81	(39.21) 25.41		(22.35) 41.40			
		(高陽)			(5.09) 5.24	(5.09) 5.24										
		(白木)													0.07	
	佐伯 区	(五日市)													5.45	
		(湯来)			(179.59) 2.17		(179.59) 2.17		(397.23) 14.27	(397.23) 14.27	(192.61) 10.82		(204.62) 3.45			2.71
	小計			(184.68) 60.40	(5.09) 58.23	(179.59) 2.17		(604.43) 117.65	(458.79) 81.08	(231.82) 36.23		(226.97) 44.85	(145.64) 36.57	(0.95) 8.67	2.71	
大竹市			(58.23) 231.92		(58.23) 231.92								(0.09) 5.17			

注 ( ) は、重複する面積で外数。

(5) 制限林の種類別面積  
 (その3-2)  
 (太田川森林計画区)

単位 面積: ha

市町	制限林	鳥獣保護法 による特別 保護地区	種苗 特別 母樹林	文化財保護法及び広島県文化財 保護条例による指定地域				県自然環境保全条例による指定地域					急傾斜地 崩壊危険 区域	地すべり 防止区域		
				総 数	史 跡	名 勝	天然記念物	総 数	県自然環境保全地域			緑地環境 保全地域				
									総数	特別地区	動植物				普通地区	
廿日市市	(廿日市)												0.64			
	(佐伯)			0.76			0.76	(56.64) 54.42	(31.34) 54.42	(29.07) 24.46		(2.27) 29.96	(25.30)	0.80		
	(吉和)	(216.55) 28.88	(19.09)	(2.80) 1.46			(2.80) 1.46	(6.63)					(6.63)			
	(大野)			(192.04) 24.21			(192.04) 24.21							1.05		
	小計	(216.55) 28.88	(19.09)	(194.84) 26.43			(194.84) 26.43	(63.27) 54.42	(31.34) 54.42	(29.07) 24.46		(2.27) 29.96	(31.93)	2.49		
安芸郡	府中町															
	海田町													(0.53) 0.33		
	熊野町															
	坂町													(1.23)		
山県郡	安芸太田町	(加計)						(19.70) 11.40					(19.70) 11.40	3.86		
		(筒賀)						(26.94)	(26.94)							
		(戸河内)	(576.59)		(41.70) 54.52		(41.70)	54.52							(0.70)	
	小計	(576.59)		(41.70) 54.52		(41.70)	54.52	(46.64) 11.40	(26.94)	(26.94)			(19.70) 11.40	4.56		
	北広島町	(芸北)	(114.13)		(25.60)		(25.60)		62.81	62.81	49.66	1.30	11.85			
		(大朝)			(0.49) 15.91	15.91		(0.49)								
		(千代田)			(8.95) 162.64	(8.95) 162.64									1.06	
		(豊平)			(3.09) 3.24	(3.09) 3.24										
小計	(114.13)		(38.13) 181.79	(12.04) 181.79	(25.60)	(0.49)	62.81	62.81	49.66	1.30	11.85		1.06			

注 ( ) は、重複する面積で外数。

## (6) 樹種別材積表

単位 材積：1,000m<sup>3</sup>

林種	樹種			
	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹
総 数	10,341	9,068	5,564	8,337
人工林	10,119	9,063	2,185	83
天然林	222	5	3,379	8,254

注 詳細は、年齢別森林資源表に記載。

## (7) 特定保安林の指定状況

該当なし。

## (8) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

市 町	山腹崩壊		地すべり		崩壊土砂流出		総 数	
	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積
総 数	3,575	2,525	1	19	3,133	2,359	6,709	4,903
広島市	2,030	1,601			1,680	1,431	3,710	3,032
大竹市	85	113			93	80	178	193
廿日市市	452	258			523	321	975	579
安芸郡	府中町	30	10		26	11	56	21
	海田町	36	27		49	20	85	47
	熊野町	40	15		109	44	149	59
	坂 町	55	18		63	36	118	54
山県郡	安芸太田町	344	198		315	243	659	441
	北広島町	503	285	1	19	275	173	779

注 1 広島県農林水産局森林保全課調べ。

2 四捨五入のため内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

## (9) 森林の被害

単位 面積：ha

種 類	松くい虫			火 災			シ カ		
	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2
総 数	1,469	995	1,036	7.10	2.03	0.64	0.05	30.11	0.07
広島市	1,250	800	840	3.89	0.53	0.11	0.05	0.11	0.07
大竹市									
廿日市市				3.10	0.89	0.16			
安芸郡	府中町								
	海田町								
	熊野町								
	坂 町								
山県郡	安芸太田町	219	195					30.00	
	北広島町				0.11	0.61	0.37		

種 類	カシノナガキクイムシ		
年 度	H30	R1	R2
総 数	250.88	210.23	343.67
広島市	153.23	151.35	163.59
大竹市			
廿日市市	4.08	19.47	67.35
安芸郡	府中町		
	海田町		
	熊野町		
	坂 町		
山県郡	安芸太田町	35.01	13.82
	北広島町	58.56	25.59

注 1 広島県農林水産局森林保全課調べ。

2 四捨五入のため内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

## (10) 防火線等の整備状況

単位：m

市町	R1年度末延長	R2年度開設実績	R2年度移管等	R2年度末延長
総 数	371,982			371,982
広島市	282,336			282,336
大竹市	8,053			8,053
廿日市市	44,348			44,348
安芸郡	府中町	9,365		9,365
	海田町	3,802		3,802
	熊野町	24,078		24,078
	坂 町			
山県郡	安芸太田町			
	北広島町			

注1 広島県農林水産局林業課調べ。

2 実績は、各補助事業の延長（自力分は除く。）。

3 令和2年度末延長は、令和元年度末延長に令和2年度の各補助事業で開設した延長（実績）を加えたものである。

### 3 林業の動向

#### (1) 保有山林規模別林家数

単位 戸数：戸

区 分	総 数	1～3ha未満	3～5ha未満	5～10ha未満	10～50ha未満	50ha以上
広島市	5,241	3,247	837	669	446	42
大竹市	346	185	80	47	33	1
廿日市市	1,185	745	197	123	105	15
安芸郡	府中町	97	60	17	11	0
	海田町	52	38	6	6	0
	熊野町	218	178	26	10	0
	坂 町	11	8	2	1	0
山県郡	安芸太田町	939	363	204	182	21
	北広島町	2,996	980	652	682	22
総 数	11,085	5,804	2,021	1,731	1,428	101

注 農林水産省大臣官房統計部「2015年世界農林業センサス」による。

#### (2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha

区 分	総 数	公有林	私有林
広島市	4,131	1,403	2,728
大竹市	33	33	
廿日市市	11,808	7,843	3,965
安芸郡	府中町	0	
	海田町	0	
	熊野町	0	
	坂 町	0	
山県郡	安芸太田町	10,248	8,310
	北広島町	13,246	7,369
総 数	39,466	17,094	22,372

注1 広島県農林水産局林業課調べ。

#### (3) 経営管理権及び経営管理実施権の認定状況

該当なし。

#### (4) 森林組合及び生産森林組合の現況

##### ア 森林組合の構成

単位 員数：人，金額：千円，面積：ha

種別	組合名	管轄区域	組合員数	専従職員数	出資金額	組合員 所有面積
森林組合	広島市森林組合	広島市（佐伯区，安佐北区白木町を除く）	6,102	11		16,348
	安芸北森林組合	広島市（安佐北区白木町），安芸高田市，山県郡北広島町（旧芸北町を除く）	10,374	13		58,720
	佐伯森林組合	広島市（佐伯区），大竹市，廿日市市，江田島市（旧江田島町を除く）	1,994	6		41,381
	太田川森林組合	山県郡安芸太田町，北広島町（旧芸北町）	2,975	14		24,671
生産森林組合	湯来生産森林組合	広島市	17			38
	峠生産森林組合	広島市	28			64
	川角古塚生産森林組合	広島市	33			30



単位 員数：人，金額：千円，面積：ha

種別	組合名	管轄区域	組合員数	専従職員数	出資金額	組合員 所有面積
生産 森 林 組 合	川角古塚生産森林組合	広島市	33			30
	皆草生産森林組合	広島市	24			194
	保井田生産森林組合	広島市	34			42
	倉重生産森林組合	広島市	84			12
	宇津生産森林組合	広島市	195			62
	深川生産森林組合	広島市	343			347
	小田生産森林組合	広島市	68			25
	上原生産森林組合	広島市	91			52
	桐原生産森林組合	広島市	59			444
	亀山生産森林組合	広島市	652			246
	上町屋生産森林組合	広島市	100			182
	市川大寺生産森林組合	広島市	133			138
	秋山生産森林組合	広島市	175			209
	市川生産森林組合	広島市	154			100
	三田生産森林組合	広島市	339			511
	上小深川生産森林組合	広島市	41			133
	井原生産森林組合	広島市	408			56
	山辺生産森林組合	広島市	17			91
	志屋生産森林組合	広島市	246			69
	矢田ヶ原生産森林組合	広島市	20			68
	国原生産森林組合	広島市	24			0
	大平山生産森林組合	安芸太田町	80			21
	猪山生産森林組合	安芸太田町	72			557
	川戸生産森林組合	北広島町	251			181
	本地生産森林組合	北広島町	359			163
	岩戸生産森林組合	北広島町	88			156
	女鹿原生産森林組合	北広島町	32			71
	栄生産森林組合	北広島町	24			24
	宮松生産森林組合	北広島町	49			54
	唐代生産森林組合	北広島町	44			45
	鶉木生産森林組合	北広島町	23			125
	志路原生産森林組合	北広島町	89			128
	小原生産森林組合	北広島町	32			286
	才乙生産森林組合	北広島町	49			141
	移原生産森林組合	北広島町	26			51
	東樽床生産森林組合	北広島町	33			24
	大谷生産森林組合	北広島町	11			90
	土橋生産森林組合	北広島町	21			62
	細見生産森林組合	北広島町	74			75
	米沢生産森林組合	北広島町	24			20
	瀬山生産森林組合	北広島町	28			24
	奥原生産森林組合	北広島町	25			44
	移木生産森林組合	北広島町	17			21
	琴谷生産森林組合	北広島町	41			43
	大暮生産森林組合	北広島町	53			275
	草安生産森林組合	北広島町	19			35
	溝口生産森林組合	北広島町	104			186
大利原生産森林組合	北広島町	11			17	
苧屋形生産森林組合	北広島町	21			62	
新庄生産森林組合	北広島町	170			18	

注1 森林組合要覧 令和2年度版（令和元事業年度）

2 生産森林組合の組合員所有森林面積は，組合所有森林面積。

イ 森林組合の事業内容

単位 金額：千円

事業の種類		取扱高	事業の内容		該当森林組合	
			種 別	金 額		
販売部門	販売事業	14,272	木材	一般用材	9,375	安芸北, 太田川
				パルプ材その他	682	広島を除く3森林組合
			乾しいたけ		0	
			その他		4,215	佐伯を除く3森林組合
	林産事業	206,639	木材	一般用材	181,031	太田川を除く3森林組合
				パルプ材その他	25,383	太田川を除く3森林組合
その他			225	佐伯		
林産事業 (受託生産)	61,439	木材	一般用材・パルプ	61,439	佐伯, 太田川	
			その他		0	
加工部門	加工製造事業	62,793	製材品		3,957	佐伯
			その他		58,836	安芸北, 太田川
	加工製造事業 (受託加工)	5,810	製材品		5,810	佐伯
			その他		0	
森林整備部門	購買事業	56,072	山行苗木		9,408	太田川を除く3森林組合
			肥料		0	
			林業用機械器具		9,625	全て
			林業用薬剤		257	全て
			しいたけ等生産資材		4,518	安芸北を除く3森林組合
			その他		32,264	佐伯を除く3森林組合
	森林造成事業	550,994	造林	新植	72,729	佐伯を除く3森林組合
				その他	0	
			保育		446,133	全て
			治山		0	
			林道		25,667	佐伯, 太田川
			その他		6,465	太田川
	うち 受託手数料	44,379	造林	新植	5,665	広島, 安芸北
				その他	0	
			保育		38,714	全て
			林道		0	
			その他		0	
	利用及び 福利厚生事業	699,878	病虫害防除		10,090	安芸北を除く3森林組合
			調査収入		4,744	佐伯を除く3森林組合
			物的施設		54,869	佐伯を除く3森林組合
人的施設			234,735	広島, 安芸北		
林業機械利用料			53,276	全て		
造林補助金取扱手数料			993	広島を除く3森林組合		
保険取扱手数料			987	全て		
支援交付金手数料等			0			
その他			340,184	全て		
森林整備部門	金融事業	期末貸 出在高	中金資金	0		
			公庫資金			
			自己資金	0		
		受取 利息	中金資金	0		
			公庫資金			
			自己資金	0		
		手数料	中金資金	0		
			公庫資金	0		
自己資金		0				
雑収入		0				

注 森林組合要覧 令和2年度版(令和元事業年度)

## (5) 林業事業体等の現況

単位 事業体数

区 分	育林業	素 材 生産業	特用林産 物生産業	林業サー ビス業	製材業、 木製品 製造業	木材卸売業、製材業	
							うち素材 市売市場
広島市	5			8	18	78	
大竹市		1	1		4	2	
廿日市市	4			2	14	39	
安芸郡	府中町						
	海田町						
	熊野町						
	坂 町				1		
山県郡	安芸太田町	5		2	1	9	1
	北広島町	11	1	2	7	15	1
総 数	25	2	1	14	45	143	2

注1 平成28年経済センサス

2 木材卸売業は、(一社)広島県木材組合連合会HPから抽出。

3 うち素材市売市場は、広島県農林水産局林業課調べ。

## (6) 林業労働力の概況

単位：人

区 分	合計		男		女		
	雇い入れ た実経営 者数	実人数	雇い入れ た実経営 者数	実人数	雇い入れ た実経営 者数	実人数	
広島市	13	174	12	5	5	14	
大竹市	-	-	-	-	-	-	
廿日市市	5	22	4	18	3	4	
安芸郡	府中町	x	x	x	x	x	x
	海田町	x	-	x	x	x	x
	熊野町	-	-	-	-	-	-
	坂 町	-	-	-	-	-	-
山県郡	安芸太田町	3	49	3	40	2	9
	北広島町	8	30	8	26	3	4
総 数	29	275	27	244	13	31	

注1 農林水産省大臣官房統計部「2020年農林業センサス」

2 広島県市区町別統計表 林業経営体 雇用者の状況

3 「-」は調査は行ったが事実のないもの

## (7) 林業機械化の概況

機械種名		単位	会社	森林組合	その他 森林組合	個人・ その他	合計
索道	索道重量式	セット					0
	索道動力式	セット	10			11	21
集材機	小型集材機	台	6			19	25
	大型集材機	台	20	3		21	44
モノケーブル		台					0
リモコンウィンチ		台	1			1	2
自走式搬器		台	5	1		1	7
モノレール		台					0
小型運材車	動力20ps未満	台	5	2	1	35	43
	動力20ps以上	台	27	2	2	4	35
ホイールタイプトラクタ		台					0
クローラタイプトラクタ		台	1			1	2
育林用トラクタ		台					0
フォークリフト		台	10	19	3	5	37
フォークローダ		台				2	2
クレーン	運材機能なし	台					0
	運材機能あり	台	7	6		5	18
グラップル	運材機能なし	台	14	8	6	3	31
	運材機能あり	台	6	3			9
トラクタショベル		台			1	1	2
ショベル系掘削機械		台	17	1	1	12	31
チェーンソー		台	201	37	17	1,862	2,117
チェーンソーリモコン装置		台					0
刈払機		台	120	23	8	2,390	2,541
植穴掘機		台	1	3		2	6
動力枝打機	自動木登り式	台	10	1		41	52
	上記以外のもの	台	6			63	69
苗畑用トラクタ		台	1			1	2
樹木粉碎機		台	8	3			11
フェラーバンチャ		台	1				1
スキッダ		台					0
プロセッサ		台	7	2	1		10
ハーベスタ		台	8	3	2		13
フォワーダ		台	8	6	1		15
タワーヤーダ		台					0
スイングヤーダ		台	8	3	1		12
その他の高性能林業機械		台	25	2	3		30
グラップルソー		台	5				5

注 広島県農林水産局林業課調べ。

(8) 作業路網等の整備の概況

区 分	路線数	延長
広島市	208	252,448
大竹市	2	5,091
廿日市市	286	341,973
安芸郡	府中町	
	海田町	
	熊野町	
	坂町	
山県郡	安芸太田町	210
	北広島町	345
総 数	1,051	1,359,304

注 広島県農林水産局林業課調べ。(令和2年3月31日現在)

#### 4 前期計画の実行状況

##### (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千 $m^3$ ，実行歩合：%

区 分	計 画			実 行			実行歩合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
総 数	985	814	1,799	207	554	761	21	68	42
針葉樹	768	814	1,582	153	554	707	20	68	45
広葉樹	217	—	217	54	—	54	25	—	25

##### (2) 間伐面積

単位 面積：ha，実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
11,629	9,236	79

##### (3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha，実行歩合：%

総 数			人工造林			天然更新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
4,531	867	19	1,807	226	13	2,724	641	24

##### (4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：m，実行歩合：%

区 分	開設延長			拡張箇所数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基 幹 路 網	40,891	13,608	33	205,297	8,304	4
うち林業専用道	—	—	—	—	—	—

##### (5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

###### ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積：ha，実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
水源涵(かん)養のための保安林	50,926	50,947	100	0.01	0.00	0
災害防備のための保安林	23,013	22,879	99.4	3.77	0.00	—
保健・風致の保存等のための保安林	8,511	7,664	90.0	—	—	—

###### イ 治山事業の数量

単位 地区数，実行歩合：%

種 類	計 画	実 行	実行歩合
保安施設事業	66	57	86

## 5 今期計画の明細

### (1) 伐採材積及び人工造林・天然更新の明細

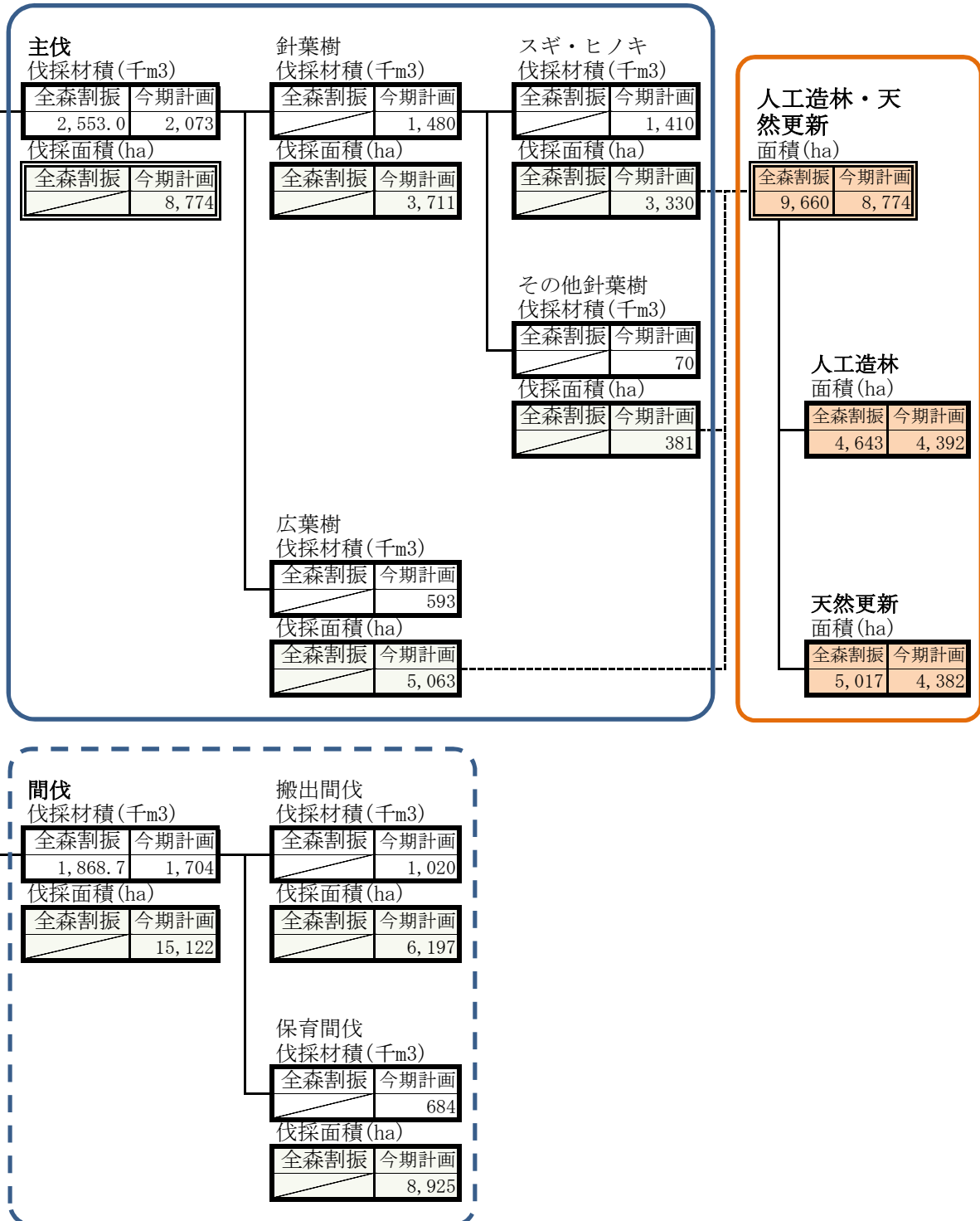
#### 主伐・間伐

伐採材積(千m3) 伐採面積(ha)

全森割振	今期計画	全森割振	今期計画
4,421.7	3,777		23,896

全森割振：全国森林計画（計画期間：H31.4.1～H43.3.31の15年間）により，当該計画区に割り振られている計画量（今期計画に対応する期間分）

今期計画：地域森林計画（計画期間：R01.4.1～R12.3.31の10年間）の計画量



## 6 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

### (1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、 工場等建物 敷地及び その附帯地	ダム・道路	採石採土	その他	合計
0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

注1 農用地は、田、畑及)

2 ( ) は、広島調査区の数値で、内数である。

3 四捨五入のため、内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

### (2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原野	農用地	その他	合計
0 (0)	0 (0)	185.07 (4.36)	185.07 (4.36)

注1 四捨五入のため、内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

2 ( ) は、広島調査区の数値で、内数である。



### 7 林分密度管理図

(1)スギ林の収量比数 $R_y$ による管理表

		上層樹高 m																																				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						
立木密度	本/ha	3000	0.05	0.13	0.23	0.32	0.40	0.48	0.56	0.62	0.68	0.73	0.78	0.82	0.86	0.89	0.92	0.95	0.98	1.00																		
		2900	0.05	0.13	0.23	0.31	0.39	0.47	0.54	0.61	0.67	0.72	0.77	0.81	0.85	0.88	0.91	0.94	0.97	0.99																		
		2800	0.05	0.13	0.23	0.31	0.38	0.46	0.53	0.60	0.66	0.71	0.76	0.80	0.84	0.87	0.90	0.93	0.96	0.98	1.00																	
		2700			0.21	0.29	0.37	0.45	0.52	0.59	0.64	0.70	0.74	0.79	0.83	0.86	0.89	0.92	0.95	0.97	0.99																	
		2600			0.20	0.28	0.36	0.44	0.51	0.57	0.63	0.68	0.73	0.77	0.81	0.85	0.88	0.91	0.94	0.96	0.98																	
		2500				0.27	0.35	0.43	0.50	0.56	0.62	0.67	0.71	0.75	0.79	0.84	0.87	0.90	0.93	0.95	0.97	0.99																
		2400				0.34	0.42	0.48	0.55	0.60	0.66	0.70	0.75	0.79	0.82	0.86	0.89	0.91	0.94	0.96	0.98	1.00																
		2300				0.33	0.40	0.47	0.53	0.59	0.64	0.69	0.73	0.77	0.81	0.84	0.87	0.90	0.93	0.95	0.97	0.99																
		2200					0.39	0.46	0.52	0.58	0.63	0.68	0.72	0.76	0.79	0.83	0.86	0.89	0.91	0.94	0.96	0.98	1.00															
		2100					0.38	0.44	0.50	0.56	0.61	0.66	0.70	0.74	0.78	0.81	0.84	0.87	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00														
		2000					0.37	0.43	0.49	0.54	0.60	0.64	0.69	0.73	0.77	0.80	0.83	0.86	0.88	0.91	0.93	0.95	0.97	0.99	1.00													
		1900					0.35	0.41	0.47	0.53	0.58	0.63	0.67	0.71	0.75	0.77	0.80	0.83	0.86	0.88	0.91	0.93	0.95	0.97	0.99	1.00												
		1800					0.34	0.40	0.46	0.51	0.56	0.61	0.65	0.69	0.73	0.76	0.79	0.82	0.85	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00												
		1700					0.38	0.44	0.49	0.54	0.59	0.64	0.68	0.72	0.76	0.79	0.82	0.85	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00													
		1600						0.42	0.47	0.52	0.57	0.61	0.65	0.69	0.73	0.76	0.79	0.82	0.85	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00												
		1500							0.45	0.50	0.55	0.59	0.63	0.67	0.70	0.73	0.76	0.79	0.82	0.84	0.86	0.89	0.91	0.92	0.94	0.96	0.97	0.99										
		1400							0.48	0.52	0.57	0.61	0.64	0.68	0.71	0.74	0.77	0.79	0.82	0.84	0.86	0.88	0.90	0.92	0.94	0.95	0.97	0.98										
		1300							0.46	0.50	0.54	0.58	0.62	0.65	0.68	0.71	0.74	0.77	0.79	0.82	0.84	0.86	0.88	0.90	0.92	0.93	0.95	0.96	0.98	0.99								
		1200								0.52	0.55	0.59	0.62	0.66	0.69	0.72	0.74	0.77	0.79	0.81	0.84	0.86	0.87	0.89	0.91	0.93	0.94	0.95	0.97	0.98								
		1100								0.49	0.53	0.56	0.60	0.63	0.66	0.69	0.71	0.74	0.76	0.79	0.81	0.83	0.85	0.87	0.88	0.90	0.91	0.93	0.94									
		1000								0.46	0.50	0.53	0.56	0.59	0.63	0.66	0.69	0.73	0.77	0.79	0.81	0.83	0.85	0.87	0.88	0.89	0.90	0.92	0.93	0.94	0.95	0.96	0.97	0.98	0.99			
900								0.43	0.46	0.50	0.53	0.56	0.59	0.62	0.64	0.67	0.69	0.72	0.74	0.76	0.78	0.80	0.82	0.84	0.85	0.87	0.88											
800								0.39	0.43	0.46	0.49	0.52	0.55	0.58	0.60	0.63	0.65	0.68	0.70	0.72	0.74	0.76	0.78	0.80	0.81	0.83	0.85	0.87	0.88	0.89	0.90	0.91	0.93	0.94				
700								0.39	0.42	0.45	0.48	0.51	0.53	0.56	0.59	0.61	0.63	0.65	0.67	0.69	0.71	0.72	0.74	0.75	0.77	0.79	0.80											
600									0.38	0.41	0.43	0.46	0.49	0.51	0.53	0.56	0.58	0.60	0.62	0.64	0.66	0.68	0.70	0.72	0.74	0.75	0.77	0.79	0.80									
500									0.33	0.36	0.38	0.41	0.43	0.45	0.48	0.50	0.52	0.54	0.56	0.58	0.60	0.62	0.64	0.66	0.67	0.69	0.70	0.72	0.74	0.75	0.77	0.79	0.80					
400										0.30	0.32	0.35	0.37	0.39	0.41	0.43	0.45	0.47	0.49	0.51	0.53	0.55	0.56	0.58	0.60	0.61	0.63	0.64	0.66	0.67	0.69	0.70	0.72	0.74	0.75	0.77		
300											0.24	0.26	0.28	0.30	0.31	0.33	0.35	0.37	0.39	0.40	0.42	0.44	0.46	0.47	0.49	0.50	0.52	0.53	0.55	0.56	0.58	0.60	0.61	0.63	0.64			
200												0.20	0.21	0.23	0.24	0.26	0.27	0.29	0.30	0.31	0.33	0.34	0.36	0.37	0.38	0.40	0.41	0.43	0.44	0.46	0.47	0.49	0.50	0.52				
100													0.11	0.12	0.13	0.14	0.15	0.16	0.17	0.18	0.19	0.20	0.21	0.22	0.23	0.24	0.25	0.26	0.27	0.28	0.29	0.30	0.31					

		上層樹高(m)																													
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
地位	1等地 (地位指数で25.6m程度)	10	10	11	12	14	15	16	17	18	20	21	23	25	27	29	31	34	37	40	45	50	57	68	91	100以上					
	1~2の中間 (地位指数で22.4m程度)	10	11	13	14	15	16	18	19	21	23	25	27	29	32	35	39	44	49	57	70	100以上									
	2等地 (地位指数で19.2m程度)	11	13	14	16	17	19	21	23	25	27	30	34	38	42	49	57	73	100以上												

※↑ 枠内の数字は、その樹高に到達する林齢のこと 1~3等地で変わる

# 7 林分密度管理図

## (2) ヒノキ林の収量比数Ryによる管理表

立木密度 本/ha	上層樹高 m																									
	数字は収量比数(Ry)																									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
3000	0.02	0.07	0.14	0.22	0.32	0.41	0.50	0.58	0.66	0.72	0.78	0.84	0.88	0.92	0.96	0.99										
2900	0.02	0.06	0.13	0.21	0.31	0.40	0.49	0.57	0.65	0.71	0.77	0.83	0.87	0.91	0.95	0.98										
2800	0.02	0.06	0.13	0.21	0.30	0.39	0.48	0.56	0.63	0.70	0.76	0.81	0.86	0.90	0.94	0.97	1.00									
2700	0.02	0.06	0.13	0.21	0.29	0.38	0.47	0.55	0.62	0.69	0.75	0.80	0.85	0.89	0.93	0.96	0.99									
2600	0.02	0.06	0.12	0.20	0.28	0.37	0.46	0.54	0.61	0.68	0.74	0.79	0.84	0.88	0.92	0.95	0.98									
2500	0.01	0.06	0.12	0.19	0.28	0.36	0.44	0.52	0.60	0.68	0.74	0.78	0.83	0.87	0.91	0.94	0.97	1.00								
2400	0.01	0.05	0.11	0.19	0.27	0.35	0.43	0.51	0.58	0.65	0.71	0.77	0.80	0.85	0.90	0.93	0.96	0.99								
2300	0.01	0.05	0.11	0.18	0.26	0.34	0.42	0.50	0.57	0.64	0.70	0.75	0.80	0.85	0.89	0.92	0.95	0.98								
2200	0.01	0.05	0.10	0.17	0.25	0.33	0.41	0.48	0.56	0.62	0.68	0.74	0.79	0.83	0.87	0.91	0.94	0.97	0.99							
2100	0.01	0.05	0.10	0.17	0.24	0.32	0.39	0.47	0.54	0.61	0.67	0.72	0.77	0.82	0.86	0.90	0.93	0.96	0.98							
2000	0.01	0.04	0.10	0.16	0.23	0.31	0.38	0.46	0.53	0.59	0.65	0.71	0.76	0.81	0.86	0.91	0.94	0.97	1.00							
1900	0	0.05	0.15	0.22	0.30	0.37	0.44	0.51	0.58	0.64	0.69	0.74	0.79	0.83	0.87	0.90	0.93	0.96	0.99							
1800		0.05	0.21	0.28	0.35	0.42	0.49	0.56	0.62	0.67	0.72	0.77	0.81	0.85	0.89	0.92	0.94	0.97	0.99							
1700			0.27	0.34	0.41	0	0.60	0.65	0.71	0.75	0.79	0.83	0.87	0.90	0.93	0.96	0.98	1.00								
1600			0.26	0.32	0.39	0.46	0.52	0.58	0.63	0.69	0.73	0.78	0.82	0.85	0.88	0.91	0.94	0.96	0.99							
1500			0.24	0.31	0.37	0.44	0.50	0.56	0.61	0.66	0.71	0.76	0.81	0.86	0.90	0.92	0.95	0.97	0.99							
1400				0.29	0.36	0.42	0.48	0.54	0.59	0.64	0.69	0.73	0.77	0.81	0.84	0.88	0.90	0.93	0.95	0.98	1.00					
1300				0.28	0.34	0.40	0.46	0.51	0.57	0.62	0.67	0.71	0.75	0.79	0.82	0.85	0.88	0.91	0.93	0.96	0.98	1.00				
1200				0.26	0.32	0.38	0.43	0.49	0.54	0.59	0.64	0.68	0.72	0.76	0.80	0.83	0.86	0.89	0.91	0.94	0.96	0.98	1.00			
1100					0.30	0.35	0.41	0.46	0.51	0.56	0.61	0.66	0.70	0.73	0.77	0.81	0.84	0.88	0.91	0.94	0.96	0.98	1.00			
1000					0.28	0.33	0.38	0.43	0.49	0.53	0.58	0.63	0.67	0.71	0.75	0.79	0.83	0.86	0.89	0.91	0.93	0.95	0.98	1.00		
900						0.35	0.40	0.45	0.50	0.55	0.59	0.63	0.67	0.71	0.75	0.79	0.83	0.86	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00	
800						0.32	0.37	0.42	0.47	0.51	0.55	0.59	0.63	0.67	0.71	0.75	0.79	0.83	0.86	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00
700							0.34	0.38	0.43	0.47	0.51	0.55	0.59	0.62	0.66	0.70	0.73	0.77	0.81	0.84	0.88	0.90	0.93	0.96	0.98	1.00
600								0.30	0.34	0.38	0.42	0.46	0.50	0.54	0.57	0.61	0.64	0.67	0.70	0.73	0.76	0.78	0.80	0.83	0.85	0.88
500												0.37	0.41	0.45	0.48	0.52	0.55	0.58	0.61	0.64	0.67	0.70	0.72	0.75	0.78	
400													0.32	0.35	0.38	0.42	0.45	0.48	0.51	0.54	0.57	0.60	0.62	0.65	0.68	
300																	0.37	0.40	0.42	0.45	0.48	0.51	0.53	0.56	0.58	
200																		0.27	0.29	0.32	0.34	0.36	0.39	0.41	0.43	0.46
100																			0.15	0.17	0.18	0.20	0.21	0.23	0.26	0.28

3000本植栽

2000本植栽

赤いエリアは収量比数RYが0.80を超える林分で、肥大生長に影響するほか、冠雪害を受けやすいため、収穫直前以外の管理では白いエリアになるように管理する。

保育間伐のエリア

収入間伐・主伐のエリア

白いエリアは、赤いラインから離れるほど、それぞれの上層樹高に対して本数が少なく、材積の収穫量が小さくなる。

表の数字は、混み合い度の指標で収量比数(RY)を表示している。最多密度(ある樹高での上限の本数密度)を1としたときの相対的な混み具合を示す。

地位	1等地 (地位指数で20.5程度)	上層樹高(m)																											
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26								
		10	11	12	14	15	17	19	21	23	25	28	30	33	37	41	46	53	61	75	100以上								
		11	12	14	16	17	19	22	24	27	30	33	37	42	48	55	67	89	100以上										
		12	14	16	18	20	23	26	29	33	37	43	50	59	76	100以上													

※↑枠内の数字は、その樹高に到達する林齢のこと 1~3等地で変わる

## 8 主伐上限量の目安

### (1)主伐上限量の目安

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(千 $m^3$ )

主伐(皆伐)上限量の目安(千 $m^3$ )	
スギ	194.0
ヒノキ	201.3
総計	395.3

### (2)再造林率に応じた持続的伐採可能量

第2表 再造林率に応じた持続的伐採可能量(年間)

再造林率(%)	持続的伐採可能量(千 $m^3$ )	間伐立木材積(千 $m^3$ )	合計(千 $m^3$ )
100	395.3	154.0	549.3
90	355.8		509.8
80	316.2		470.2
70	276.7		430.7
60	237.2		391.2
50	197.6		351.6
40	158.1		312.1
30	118.6		272.6
20	118.6		272.6
10	39.5		193.5